第３次奥州市総合計画（修正案）

令和８年 11 月

奥州市

第３次奥州市総合計画（修正案）

目　　次

第１編　第３次奥州市総合計画の位置づけ

　第１章　第３次奥州市総合計画の概要

　　１　第３次奥州市総合計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

　　２　第３次総合計画の構成と計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　　３　第３次総合計画と地方創生との関係等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　第２章　第３次総合計画の策定にあたって

　　１　時代の潮流を踏まえた策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　　２　奥州市の概況

　　（１）位置及び地勢、広域交通条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

　　（２）市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

　　（３）人口動向・動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

　　（４）将来推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

　　３　第３次総合計画の策定・運用のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

　　４　市民参画及び「めざすべき都市像」の決定経過・・・・・・・・・・・・・・・１９

第２編　長期ビジョン

　第１章　長期ビジョンの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

　第２章　まちづくりの基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

　第３章　めざすべき都市像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

　第４章　まちづくりの基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第３編　アクションプラン
第１章　アクションプランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第２章　政策体系（図）
１　分野別計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
２　分野別計画と奥州市版ＳＤＧｓの関係性・・・・・・・・・・・・・・・・３２

第３章　分野別計画
１　協働・生きがい分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
２　学校教育・子育て分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
３　健康・福祉分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
４　産業・経済分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
５　環境・安全・防災分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
６　都市基盤・地域情報化分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６

第４章　第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・・１３６

第４編　自治体経営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
第１章　組織・人材マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６

第２章　財務・資産マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８

第３章　政策・業務マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０

第１編　第３次奥州市総合計画の位置づけ

第１章　第３次奥州市総合計画の概要

１　第３次奥州市総合計画策定の背景と目的

本市は、2017（平成 29）年３月に、10 年間の長期ビジョンである基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した５年間の基本計画からなる「第２次奥州市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んできました。

その後、2021（令和３）年度に策定した「第２次奥州市総合計画 後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」では、ＳＤＧｓ[1]の理念の具現化や、未知なる感染症への対策を念頭に置き、本市の発展を持続可能なものとすることを目指し、まちづくりに取り組んできました。

また、2020（令和２）年３月に策定し、2024（令和６）年９月に改訂した「第２期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、これまで進めてきた地方創生の取組の進捗状況を踏まえつつ、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）[2]の推進や、分野横断的なプロジェクトの推進にも取り組んできました。

一方、近年の本市を取り巻く社会経済環境は、急速な少子高齢化や人口減少のさらなる進行、市民生活や事業活動にも多大な影響を及ぼす人・モノ・金・情報が国境を越えて移動するグローバル化の進展、幅広い業界・業種での生成ＡＩ[3]をはじめとする関連技術の利活用の加速化など、様々な面において新たな局面を迎えています。

このような状況を踏まえ、後期基本計画が 2026（令和８）年度をもって終了することから、市民や各種団体との連携のもと、急激な時代の変化にも的確に対応し、少子高齢化や人口減少に負けないまちづくりを進めるため、より高い実効性を伴った行政運営の指針として「第３次奥州市総合計画（以下「第３次総合計画」という。）」を策定するものです。

---

[1] 「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals）」とは、2015(平成 27)年９月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）・169 のターゲットにより構成されている。

[2] 「ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）」とは、デジタル変革を表した言葉であり、「新しいテクノロジーが社会に浸透し、人々の生活をより良いものへ変化させること」とされている。

[3] 「生成ＡＩ」とは、画像や音楽、文章など様々なデータを学習し、新しいコンテンツを生成することのできるＡＩのこと。通常のＡＩは与えられたデータを分類したり、分析・推論したりすることを得意としているが、生成ＡＩは与えられたデータから新しいものを作り出すこともできるため、よりクリエイティブな領域での活用が期待されている。

２　第３次総合計画の構成と計画期間

（１）第３次総合計画の構成

第３次総合計画は、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の２層で構成しています。

図表　第３次総合計画の構成

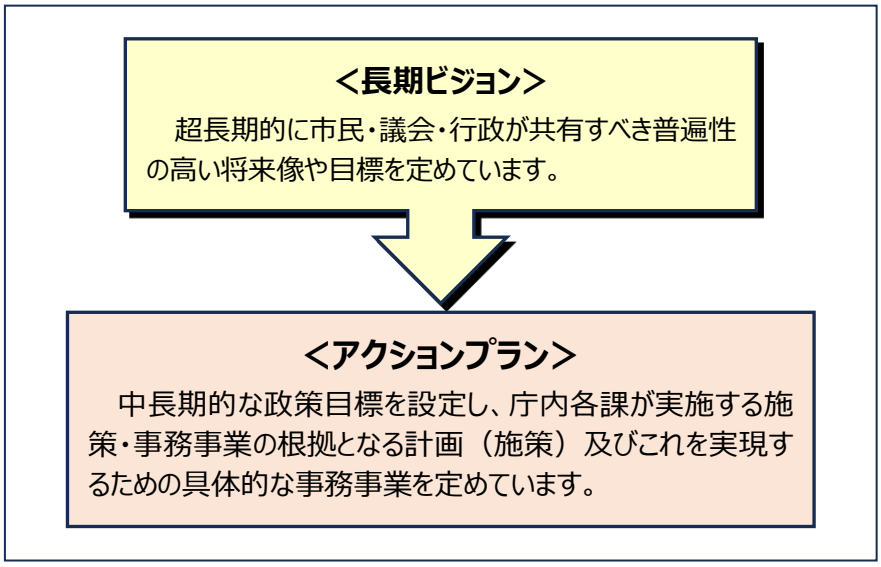

（２）第３次総合計画の計画期間

「長期ビジョン」は 2027（令和９）年度から 2042（令和 24）年度までの 16 年とします。「アクションプラン」のうち、計画（施策）は 2027（令和９）年度から 2034（令和 16）年度までの８年とし、４年目に見直しを検討します。また、事務事業は１期当たり３年とし、毎年度に事務事業の追加や見直しを行うローリング方式とします。

図表　第３次総合計画の計画期間

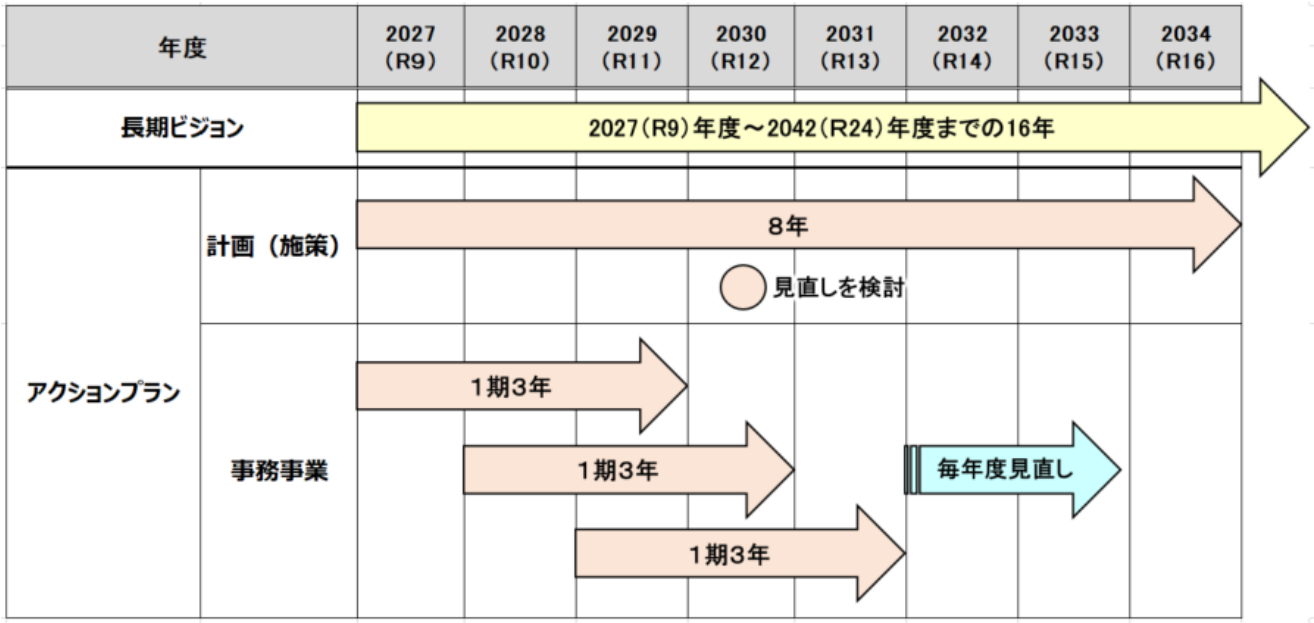

３　第３次総合計画と地方創生との関係等

（１）第３次総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化

2014（平成 26）年 11 月公布の「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条において、市町村は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、区域の実情に応じた地方版総合戦略を定めるよう努めなければならないとされています。

これを受け、本市では、2015（平成 27）年度に「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（目標年度：2019（令和元）年度)」を、2019（令和元）年度に「第２期奥州市まち・ひと・しごと創生戦略[4]（目標年度：2026（令和８）年度)」を策定しました。

国は「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元（2019）年６月版)」の中で、地方自治体が総合計画を見直す際に、見直し後の総合計画において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標やＫＰＩ（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合は、総合計画と総合戦略を１つのものとして策定することは可能であるとの見解を示しています。

そのため、今回、本市では 2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度を計画期間とする「第３次総合計画 アクションプラン」と「第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的な計画として策定することとしました。

（２）今後の地方創生の取組について（地域未来戦略の推進）

国では、2014（平成 26）年に「地方創生」を開始して以降、我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための取組を進めてきました。

その後、全国で地域の活性化につながる好事例が多く生まれる一方、東京圏への一極集中や地方の人口減少等の課題が未だ残されていた中、2025（令和７）年６月に今後 10 年間を見据えた「地方創生 2.0[5]」の方向性を提示する「地方創生 2.0 基本構想」が閣議決定されました。

上記を踏まえ、2025（令和７）年 12 月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略[6]」が変更され、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」が閣議決定されました。

国は、本総合戦略で整理された施策を基盤に、「強い経済」の実現に力点を置いた全体戦略として「地域未来戦略」を 2026（令和８）年夏を目処に取りまとめ、大きく３つの類型のクラスターを推進するとしています。

これを受け、「第３次奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、地域未来戦略を踏まえた内容・構成としています。

---

[4] 「第２期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、2021（令和３）年 11 月及び 2024（令和６）年９月に一部改訂を行った。

[5] 単なる地域活性化策ではなく、我が国の活力を取り戻す経済政策であり、多様な幸せを実現するための社会政策であり、そして地域が持つ本来の価値や楽しさを再発見する営み。

[6] これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会（デジタル田園都市国家構想)」を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに 2023（令和５）年度～2027（令和９）年度までの５か年のＫＰＩ（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。

図表　地方創生に関する総合戦略
～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～（概要）

○「まち・ひと・しごと創生法」において、同法第８条第１項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たっては、検証に資するよう総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定することとされている。

○「地方創生に関する総合戦略」では、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめるに当たり、各府省庁における地方創生のための具体的な事業を整理するとともに、各施策の進捗管理・検証を行うために工程表を作成するとともにＫＰＩを設定。これにより、総合戦略全体の実効性を高める。

政策目標：①強い経済、②豊かな生活環境、③選ばれる地方

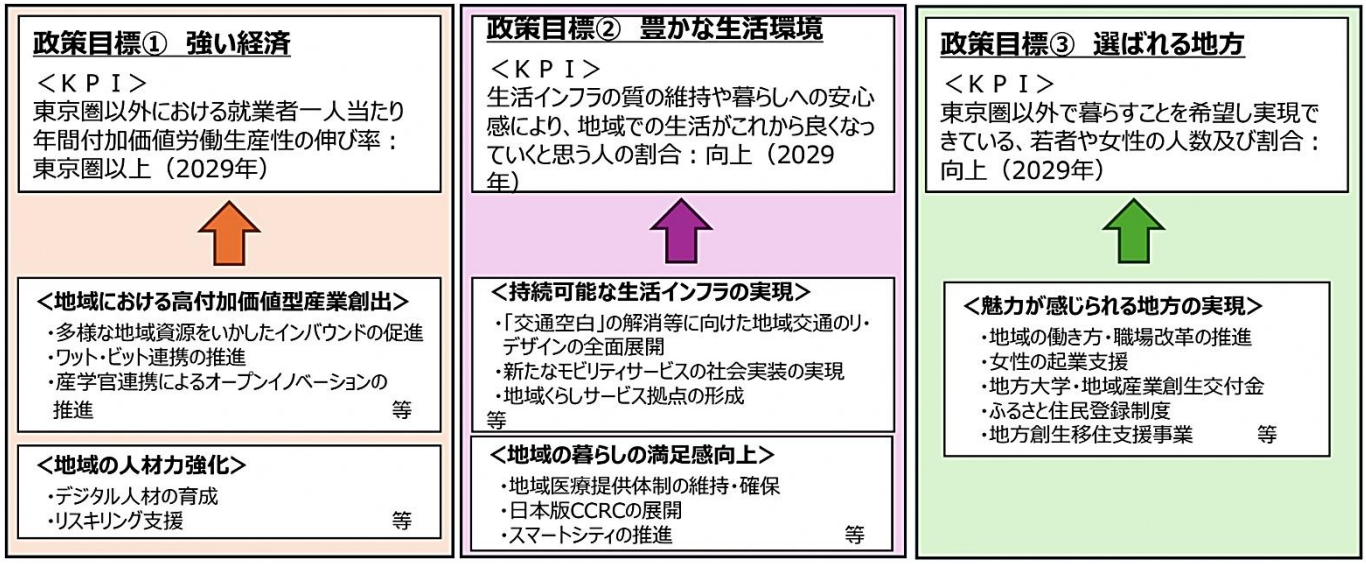

出典：内閣官房・内閣府「地域未来戦略の推進について（令和８年１月）」

第２章　第３次総合計画の策定にあたって

１　時代の潮流を踏まえた策定の視点

第３次総合計画は、現行計画に掲げるまちづくりの方向性について、この間の本市を取り巻く社会経済環境の変化を考慮して見直すこととし、次に掲げる視点により策定しています。

なお、策定に当たっては、現行計画の取組の検証を踏まえ、施策体系や評価手法についても併せて見直しを行います。

（１）人口減少に負けない活力ある地域社会の実現を重視した計画

国の想定を上回る速さで人口減少が進む中にあって、だれもが活躍できる環境づくりに努めるとともに、地域の若い世代が将来にわたり豊かで幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現を重視した計画とします。また、地域課題に果敢に挑戦し、まちづくりに自発的に関わる人材を育成する「ひとづくり」を推進する計画とします。

（２）関係人口の創出・拡大を目指す計画

人口減少が続く中で、地域の生産性の向上、地域の魅力発掘、新たな奥州ファンの獲得、将来的な定住人口の増加等を目指し、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の創出・拡大を推進する計画とします。

（３）市民の地域愛・シビックプライドを育む計画

市民が誇りや愛着を持てるまちの実現に向け、本市が持つ魅力をさらに磨き上げるとともに、効果的な情報発信に取り組む計画とします。

（４）デジタル技術を積極的に活用する視点を持った計画

地域課題の解決や豊かで暮らしやすいまちづくりを進める「地域社会ＤＸの推進」、事務の効率化や働き方改革に取り組む「行政ＤＸの推進」、多くの世代が幅広い分野で利便性の高いサービスを享受できる「デジタル社会の基盤づくり」の３つの方向性に向かって、デジタル技術の積極的な活用に取り組む計画とします。

（５）環境負荷等に配慮した持続可能なまちづくりを推進する計画

第３次総合計画に掲げる施策・事務事業とＳＤＧｓの理念・目標との関係を示すとともに、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの達成に取り組む計画とします。

（６）災害に強いまちづくりを推進する計画

地球規模で頻発・激甚化する風水害や近い将来に発生が危惧されている大地震等から、市民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策に取り組む計画とします。

２　奥州市の概況

（１）位置及び地勢、広域交通条件

ー市域は県内 33 市町村の中で３番目の広さを誇り、また、広域的な利便性に優れた交通条件を有していますー

●本市は、岩手県の内陸南部に位置し、北は花巻市・北上市・西和賀町・金ケ崎町、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県にそれぞれ接しています。市域は東西に約 57㎞、南北に約 37㎞、また、総面積は 2026（令和８）年１月１日現在 993.30 ㎢で、岩手県下の 33 市町村（14 市・15 町・４村）の中では広い方から３番目、全国でも 22 番目の規模となっています。

図表　本市の位置

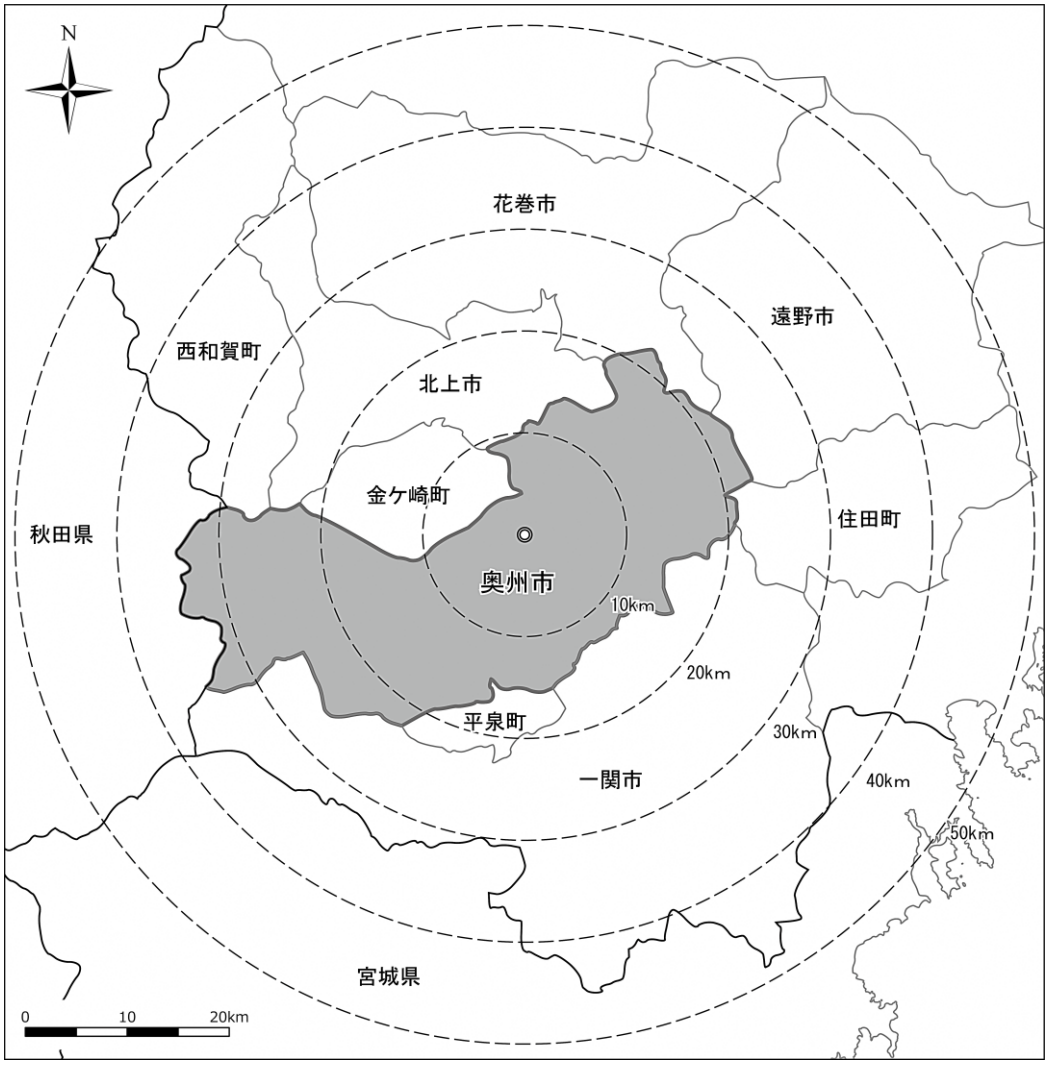

●地勢は、西側に焼石岳（標高 1,548ｍ）を中心とした焼石連峰からなる奥羽山脈と、東側に物見山（同 871ｍ）を中心とした種山高原などのなだらかな稜線からなる北上高地に挟まれ、中央を流れる北上川沿いの低地や胆沢扇状地をはじめ、河川沿いの低地と里山[7]が広がっています。

[7] 「里山」とは、人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域をいう。

●本市は、北上川を挟んで東西に長く伸びた地形であることから、気候は地域間の違いが大きく、西部の焼石連峰沿いは、標高も高く、日本海側の気候の影響を受け降雨・降雪量が多くなっています。また、中央部から北上山地にかけては、夏季にオホーツク海気団から吹く冷涼・湿潤な北東風「やませ」により、冷害等の影響を受けてきた歴史があります。

図表　本市の地勢

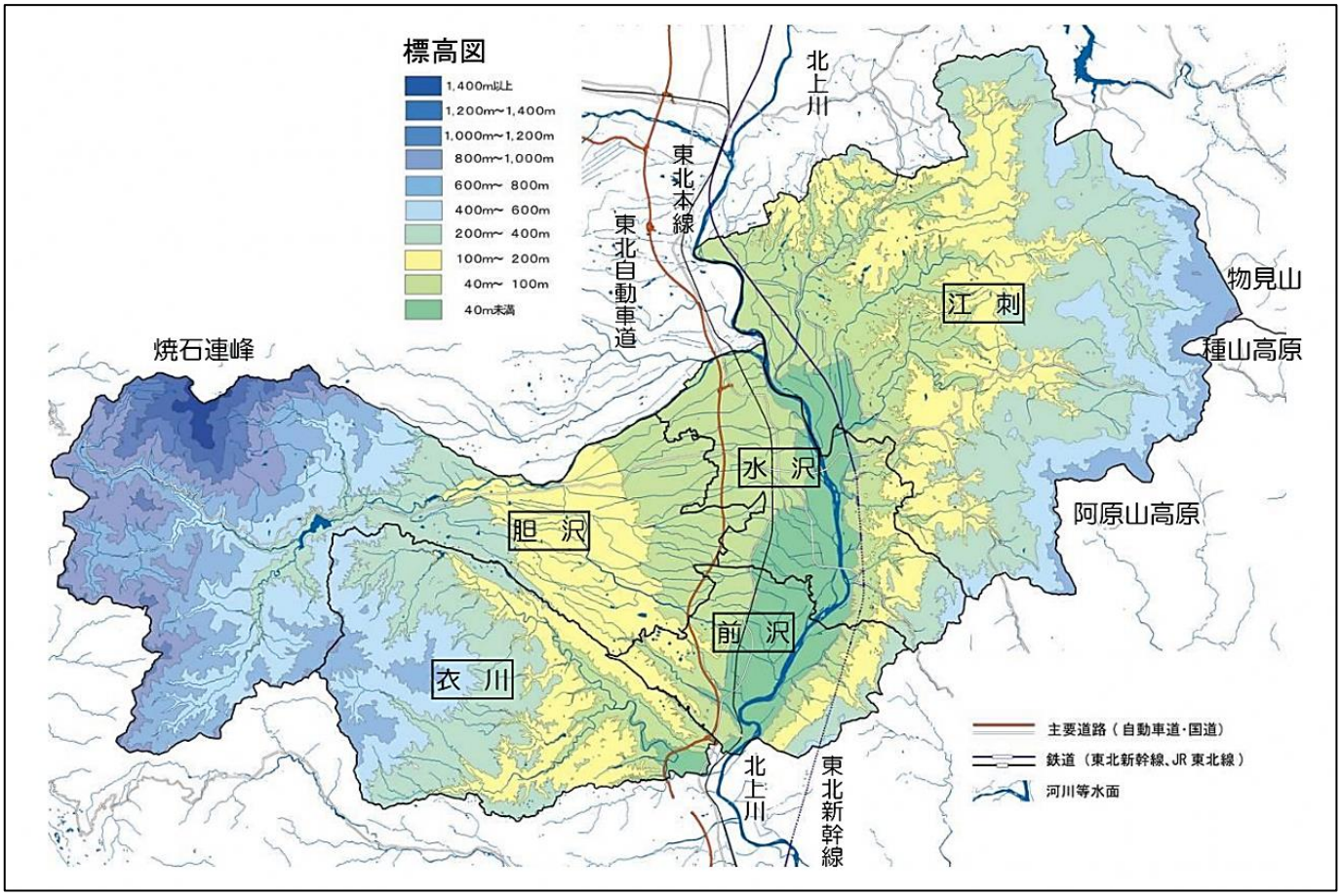

出典：「第２次奥州市環境基本計画（2022（令和４）年３月改定）」

●市域の骨格を形成している広域交通体系のうち、主要幹線道路は東北自動車道（水沢ＩＣ・平泉前沢ＩＣ・奥州スマートＩＣ）、国道４号及び国道 456 号が南北に縦断し、国道 397 号及び国道 343 号が東西に横断しています。また、市北東部には釜石自動車道の江刺田瀬ＩＣが接続しており、地域や県境を越えた産業経済の交流を支える道路網を形成しています。

●鉄道は、東北新幹線（水沢江刺駅）と東北本線（前沢駅・陸中折居駅・水沢駅）がいずれも市の中央を南北に縦断しているほか、東北６県の県庁所在地へはいずれも車で３時間以内に到着可能な時間距離にあるなど、広域的な利便性に優れた交通条件を有しています。

図表　本市の広域交通体系

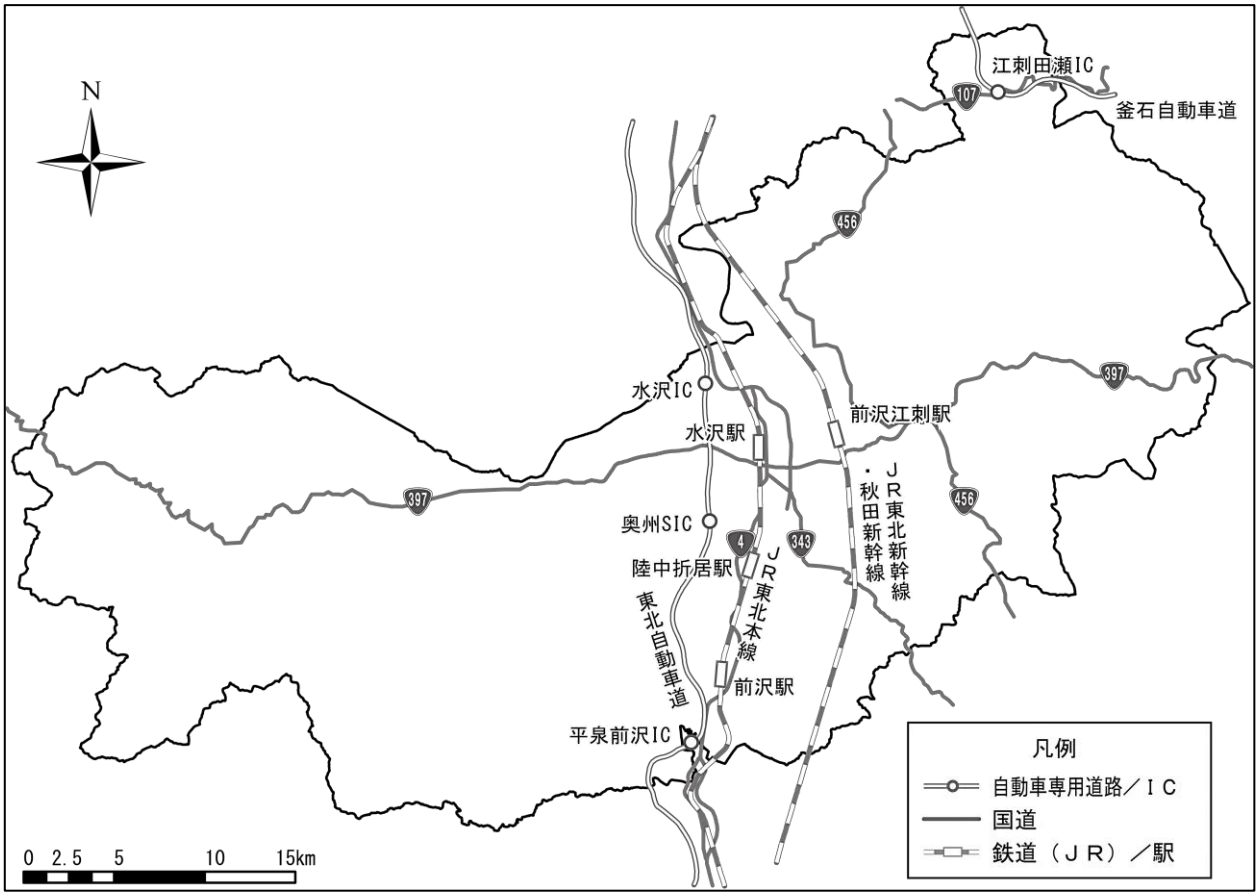

（２）市の沿革

－近年、急速な少子高齢化と人口減少に歯止めがかからない状況が続いています－

●本市は、約 2,300 年前から約 1,700 年前まで続いた弥生時代から稲作が営まれ、「水陸万頃（すいりくばんけい）」とうたわれる、水田や陸地が広がる豊かな土地として、古くから拓けていました。

●全国で最北端の前方後円墳として国の史跡指定を受け、地方の豪族の長の墓と考えられている胆沢の角塚古墳が約 1,500 年前に造られるなど、早くから地域の政治的秩序が整っていたことが明らかになっています。

●市内には、地球の緯度変化を正確に計測するための公式として、天文学上の大発見とされているＺ項発見の場所にもなった国立天文台水沢ＶＬＢＩ観測所があり、2019（令和元）年にはブラックホールの撮影に成功したほか、高野長英、後藤新平、斎藤實など、江戸末期から現代へと続く近代日本を切り開いた偉人を多く輩出しています。

●平成の時代以降（1989 年～）、全国の多くの地方都市が人口減少・少子高齢化の進行、厳しさを増す財政状況等の課題に直面する中、持続可能な都市経営を目指し、2006（平成 18）年２月の水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村の２市２町１村の合併により、人口約 13 万人の「奥州市」が新たに誕生しました。

●2026（令和８）年２月 20 日には、市制施行 20 周年を迎えた本市ですが、近年、持続可能な都市経営を支える源である人口は、急速な少子高齢化と減少幅の拡大に歯止めがかからない極めて深刻な状況が続いています。

（３）人口動向・動態

①総人口

－2000 年以降、人口は一貫して減り続けており、
減少幅が年を追うごとに拡大傾向にあります－

●本市の人口は戦後に大きく増加し、1955（昭和 30）年に 14 万 1,488 人まで増えた後、減少に転じ、1970（昭和 45）年では 12 万 6,304 人となっています。

●1975（昭和 50）年以降は、緩やかな増加傾向で推移し、1995（平成７）年には 13 万 3,228 人まで回復したものの、その後は再び減少に転じ、2025（令和７）年は 10 万 6,445 人となっています。

図表　人口の長期的な推移

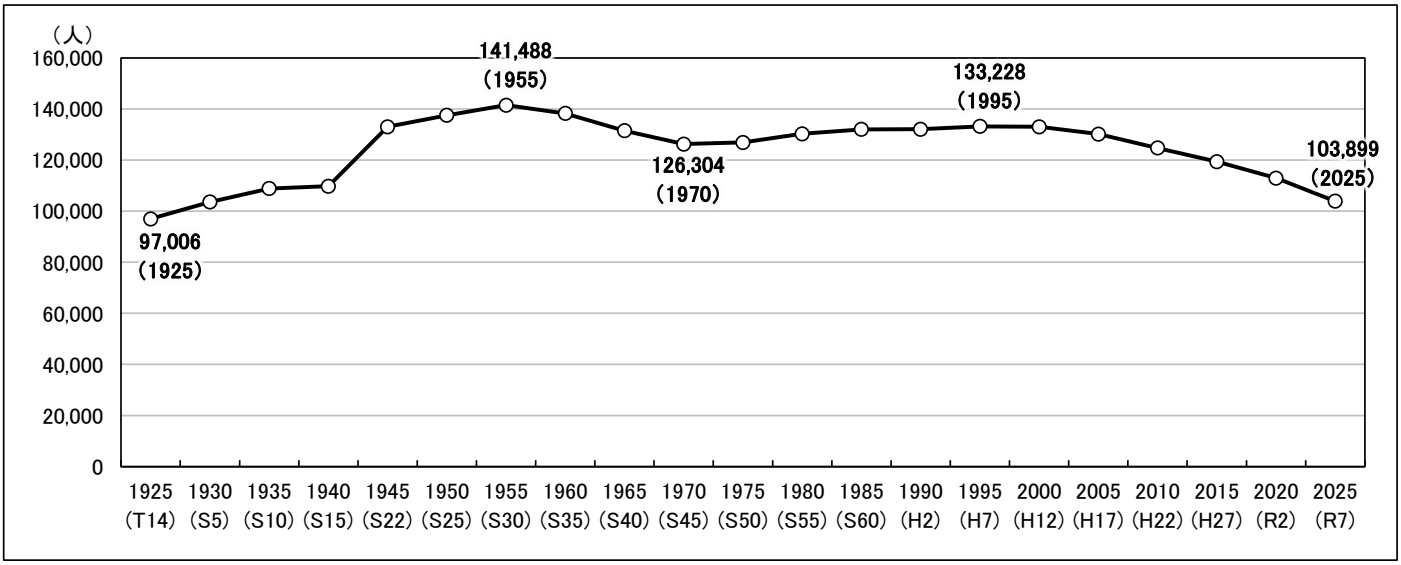

	1925 (T14)	1930 (S5)	1935 (S10)	1940 (S15)	1945 (S22)	1950 (S25)	1955 (S30)	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)
実数（人）	97,006	103,602	108,898	109,788	133,058	137,556	141,488	138,272	131,494	126,304	126,908
増減数（人）	－	6,596	5,296	890	23,270	4,498	3,932	▲ 3,216	▲ 6,778	▲ 5,190	604
	1980 (S55)	**1985 (S60)**	**1990 (H2)**	**1995 (H7)**	**2000 (H12)**	**2005 (H17)**	**2010 (H22)**	**2015 (H27)**	**2020 (R2)**	**2025 (R7)**	
実数（人）	130,318	132,039	132,116	133,228	133,056	130,171	124,746	119,422	112,937	103,899	
増減数（人）	3,410	1,721	77	1,112	▲ 172	▲ 2,885	▲ 5,425	▲ 5,324	▲ 6,485	▲ 9,038	

出典：2020 年までは総務省「国勢調査（各年 10 月１日現在）」、2025 年は岩手県「要計表の県集計による速報（10 月１日現在）」

②年齢階層別人口

－2020 年の生産年齢人口は 2000 年比で約 27%減少している一方、75 歳以上の高齢者人口は約 1.7 倍に増加しています－

●2020（令和２）年 10 月１日現在の年齢階層別人口は、年少人口（０～14 歳）が１万 2,501 人（構成比 11.1%）、生産年齢人口(15～64 歳)が５万 9,785 人（53.2%）、高齢者人口（65 歳以上）が３万 9,997 人（35.6%）、また、高齢者人口のうち 75 歳以上が２万 1,732 人(19.4%)となっています。

●2000（平成 12）年以降の構成比の推移をみると、地域社会を支えている中心的な世代である生産年齢人口は一貫して減り続け、2000（平成 12）年の 61.5%から 2020（令和２）年の 53.2%に低下、また、将来を担う次世代である年少人口も同様の傾向をたどり、2000（平成 12）年の 14.9%から 2020（令和２）年の 11.1%に低下しています。

●一方、75 歳以上の高齢者人口は一貫して増え続け、2000（平成 12）年の 9.8%から 2020（令和２）年の 19.4%と約２倍に上昇しています。

図表　年齢階層別人口の推移（１／２）

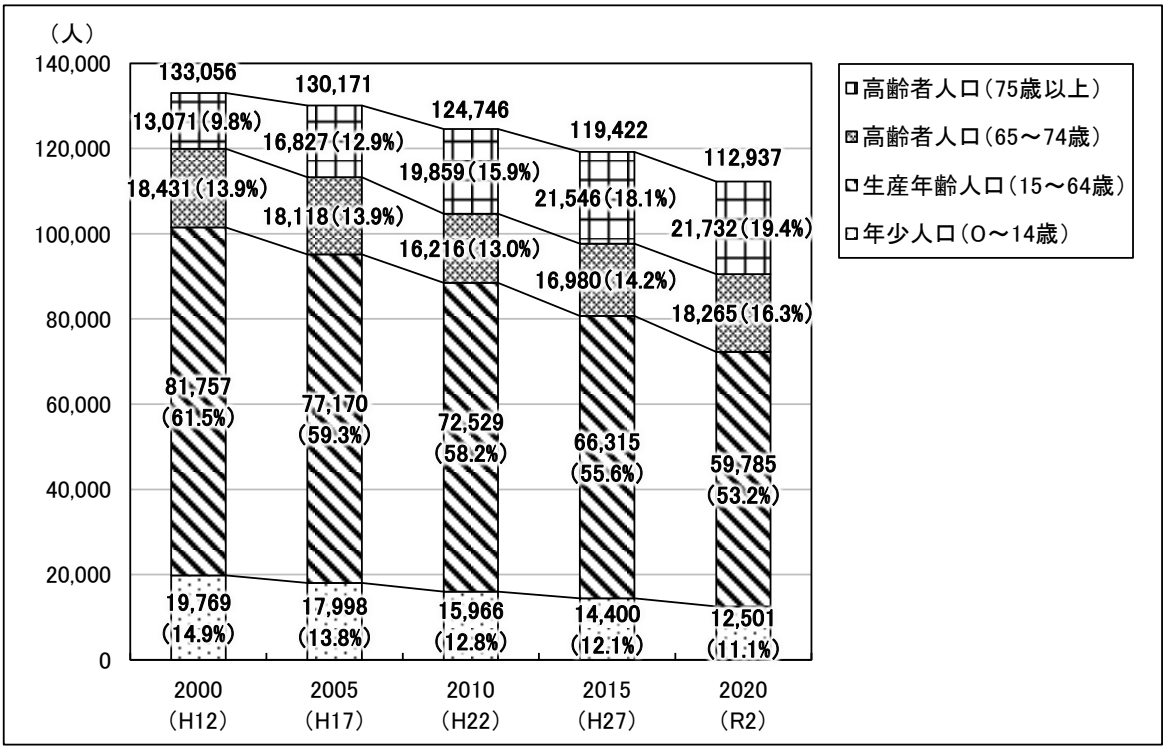

出典：総務省「国勢調査（各年 10 月１日現在）」

注）総数には、年齢「不詳」の者を含む。また、カッコ内の構成比は、年齢「不詳」の者を除いて算出している。

図表　年齢階層別人口の推移（２／２）

		2000（H12）	2005（H17）	2010（H22）	2015（H27）	2020（R2）	2020(R2)－2000(H12)
年少人口（0～14歳）	実数（人）	19,769	17,998	15,966	14,400	12,501	－
	増減数（人）	－	▲ 1,771	▲ 2,032	▲ 1,566	▲ 1,899	▲ 7,268
	増減率（%）	－	▲ 9.0	▲ 11.3	▲ 9.8	▲ 13.2	▲ 36.8
	構成比（%）	14.9	13.8	12.8	12.1	11.1	－
生産年齢人口（15～64歳）	実数（人）	81,757	77,170	72,529	66,315	59,785	－
	増減数（人）	－	▲ 4,587	▲ 4,641	▲ 6,214	▲ 6,530	▲ 21,972
	増減率（%）	－	▲ 5.6	▲ 6.0	▲ 8.6	▲ 9.8	▲ 26.9
	構成比（%）	61.5	59.3	58.2	55.6	53.2	－
老年人口（65歳以上）	実数（人）	31,502	34,945	36,075	38,526	39,997	－
	増減数（人）	－	3,443	1,130	2,451	1,471	8,495
	増減率（%）	－	10.9	3.2	6.8	3.8	27.0
	構成比（%）	23.7	26.9	29.0	32.3	35.6	－
うち75歳以上	実数（人）	13,071	16,827	19,859	21,546	21,732	－
	増減数（人）	－	3,756	3,032	1,687	186	8,661
	増減率（%）	－	28.7	18.0	8.5	0.9	66.3
	構成比（%）	9.8	12.9	15.9	18.1	19.4	－
総数	実数（人）	133,056	130,171	124,746	119,422	112,937	－
	増減数（人）	－	▲ 2,885	▲ 5,425	▲ 5,324	▲ 6,485	▲ 20,119
	増減率（%）	－	▲ 2.2	▲ 4.2	▲ 4.3	▲ 5.4	▲ 15.1

③地域別人口の推移

－2000年以降の人口は、いずれの地域も年を追うごとに減少幅が拡大しています－

●2000（平成 12）年９月 30 日現在の地域別人口を 100 とした場合の指数の推移を５年ごとにみると、いずれの地域も人口は一貫して減り続け、かつ年を追うごとに減少幅が拡大しています。

図表　地域区分図



●2025（令和７）年において減少幅が最も小さいのは、古くから県南地域の中心的な役割を担い、また、東北自動車道水沢ＩＣ、ＪＲ東北新幹線水沢江刺駅及びＪＲ東北本線水沢駅が設置され、来訪者等の玄関口や物流拠点である「水沢地域」の 86、次いで本市の南の玄関口となっている「前沢地域」の 78 となっています。

●一方、減少幅が最も大きいのは、市南西部に位置する「衣川地域」の 61、次いで「江刺地域」及び「胆沢地域」の 74 であり、これらの地域では 2025（令和７）年の人口が 2000（平成 12）年比で約４分の１以上減少しています。

図表　2000 年を 100 とした場合の地域別人口（指数）の推移

注）2012 年７月９日から外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となったため、2015・2020・2025 年は外国人住民を含む。

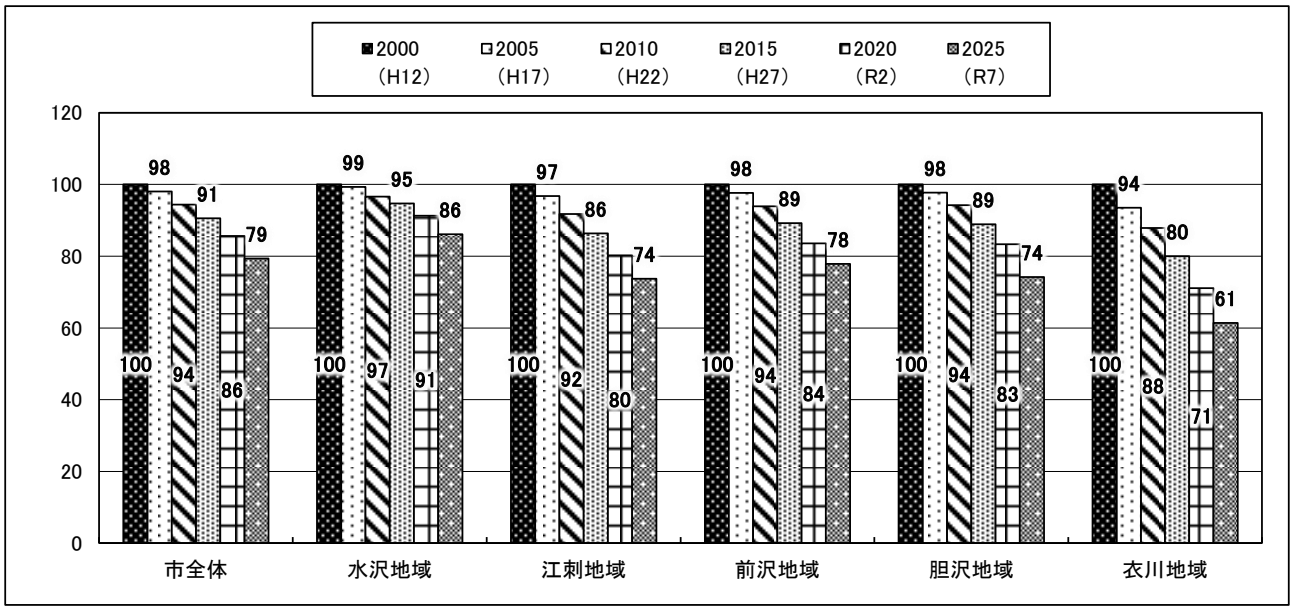

出典：市民課「住民基本台帳人口（各年９月 30 日現在）」

④外国人人口

－2025 年の外国人の人口は、2015 年以降で最多の 947 人に上っています－

●2015（平成 27）年以降、住民基本台帳に基づく外国人の人口は、2021（令和３）年まで一貫して前年を上回り、同年（2021）では 2015（平成 27）年と比べて約 1.4 倍（184 人増）に増加しています。

●2022（令和４）年は、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、世界各国で渡航制限や移動制限が課せられたことから前年比で減少したものの、その翌年には再び増加に転じ、2025（令和７）年は 2015（平成 27）年以降で最多の 947 人となっています。

図表　外国人人口の推移

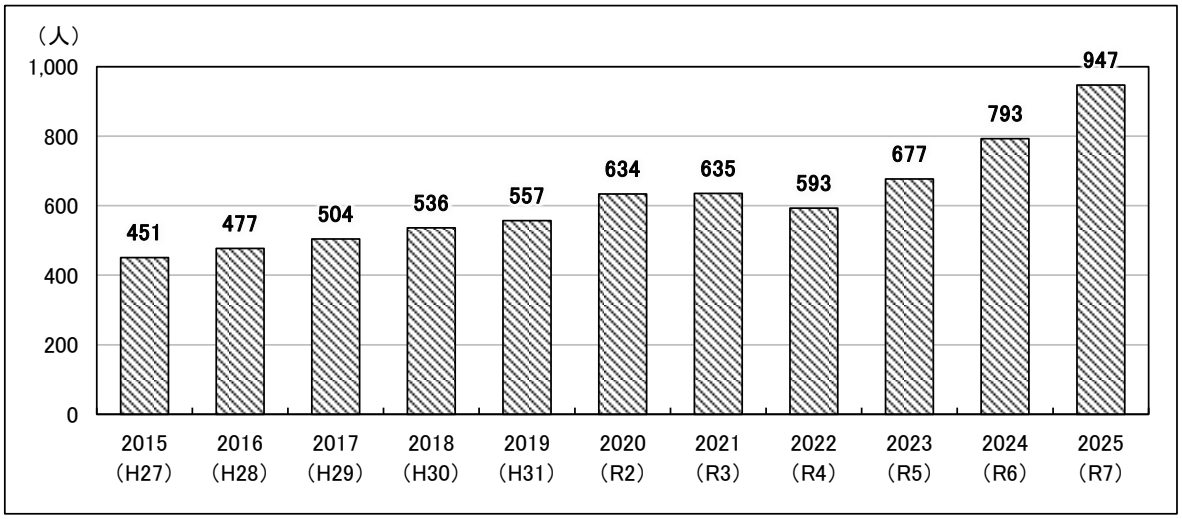

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年１月１日現在）」

⑤自然動態・社会動態

－2014 年以降、自然増減数のマイナス幅は年々拡大傾向、また、社会増減数は一貫して転出超過の状況が続いています－

●2014（平成 26）年以降の出生数は、2015（平成 27）年の 859 人をピークにほぼ一貫して減少傾向で推移し、2024（令和６）年では 451 人、ピーク時と比べて半減（408 人減）しています。

●一方、死亡数は、高齢化の進展を背景に増加傾向で推移していることから、自然増減数（出生数と死亡数の差）は、年を追うごとにマイナスの幅が拡大しています。

●2014（平成 26）年以降の転入数は、いずれの年次も転出数を下回っており、その結果、社会増減数（転出数と転入数の差）は一貫してマイナス（転出超過）の状況が続いています。

図表　自然動態・社会動態の推移

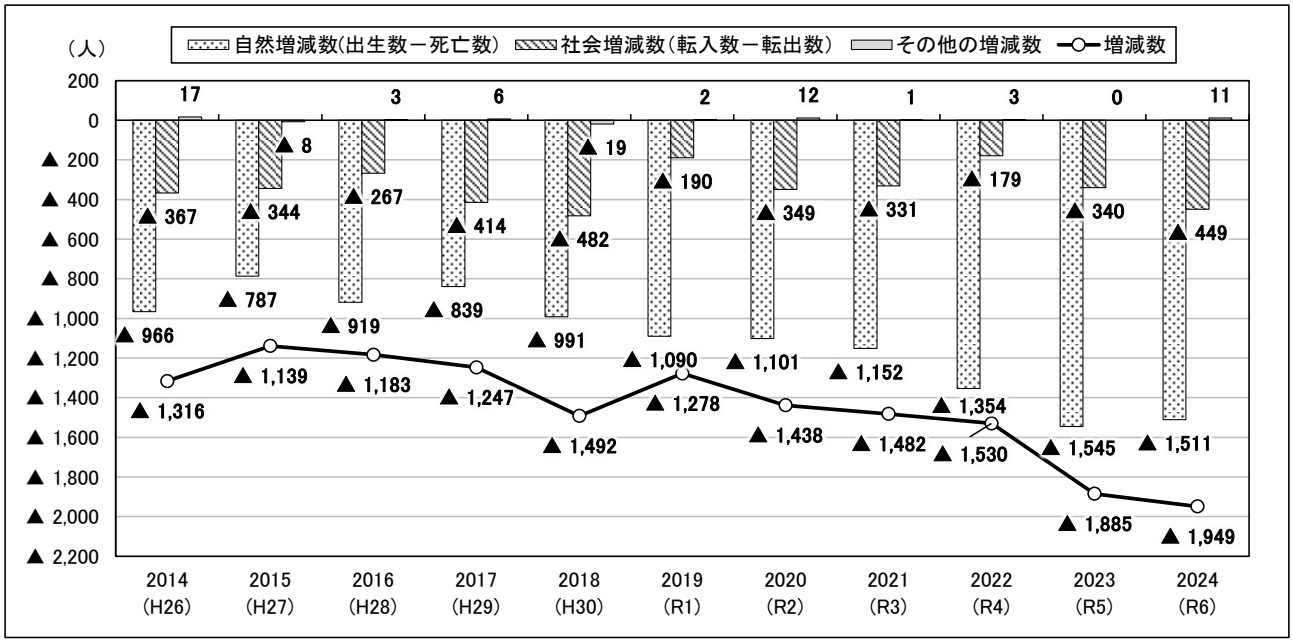

			2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
自然動態	①自然増減数（②－③）	実数（人）	▲ 966	▲ 787	▲ 919	▲ 839	▲ 991	▲ 1,090	▲ 1,101	▲ 1,152	▲ 1,354	▲ 1,545	▲ 1,511
	②出生数	実数（人）	783	859	768	782	702	619	629	599	549	461	451
		増減数（人）	－	76	▲ 91	14	▲ 80	▲ 83	10	▲ 30	▲ 50	▲ 88	▲ 10
	③死亡数	実数（人）	1,749	1,646	1,687	1,621	1,693	1,709	1,730	1,751	1,903	2,006	1,962
		増減数（人）	－	▲ 103	41	▲ 66	72	16	21	21	152	103	▲ 44
社会動態	④社会増減数（⑤－⑥）	実数（人）	▲ 367	▲ 344	▲ 267	▲ 414	▲ 482	▲ 190	▲ 349	▲ 331	▲ 179	▲ 340	▲ 449
	⑤転入数	実数（人）	2,525	2,535	2,465	2,348	2,436	2,564	2,349	2,422	2,722	2,531	2,378
		増減数（人）	－	10	▲ 70	▲ 117	88	128	▲ 215	73	300	▲ 191	▲ 153
	⑥転出数	実数（人）	2,892	2,879	2,732	2,762	2,918	2,754	2,698	2,753	2,901	2,871	2,827
		増減数（人）	－	▲ 13	▲ 147	30	156	▲ 164	▲ 56	55	148	▲ 30	▲ 44
①自然増減数＋④社会増減数		実数（人）	▲ 1,333	▲ 1,131	▲ 1,186	▲ 1,253	▲ 1,473	▲ 1,280	▲ 1,450	▲ 1,483	▲ 1,533	▲ 1,885	▲ 1,960
		増減数（人）	－	202	▲ 55	▲ 67	▲ 220	193	▲ 170	▲ 33	▲ 50	▲ 352	▲ 75
⑦その他の増減数		実数（人）	17	▲ 8	3	6	▲ 19	2	12	1	3	0	11
翌年1月1日現在人口		実数（人）	122,421	121,282	120,099	118,852	117,360	116,082	114,644	113,162	111,632	109,747	107,798
		⑧増減数（人）	▲ 1,316	▲ 1,139	▲ 1,183	▲ 1,247	▲ 1,492	▲ 1,278	▲ 1,438	▲ 1,482	▲ 1,530	▲ 1,885	▲ 1,949

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

注）「その他の増減数」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等の数。

⑥男女別５歳階級別の純移動数[8]

－女性の20歳代では、市内へのＵターンによる転入数が、市外の大学への進学等による転出数を大きく下回り、転出超過が顕著となっています－

●いずれの時点も純移動数は、男女ともに「15～19 歳」が５年後の「20～24 歳」になると、市外の大学への進学等により大きく減少しています。その後、「20～24 歳」が５年後の「25～29 歳」になると、進学等で流出した若者が就職等のために市内へＵターンし、増加に転じています。

●しかし、Ｕターンによる転入数（純移動数がプラス）は、大学への進学等による転出数（純移動数がマイナス）を大きく下回っていることから、人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、特に男性と比べて女性の方がこの傾向が顕著となっています。

図表　男女別年齢５歳階級別の純移動数の推移（１／２）

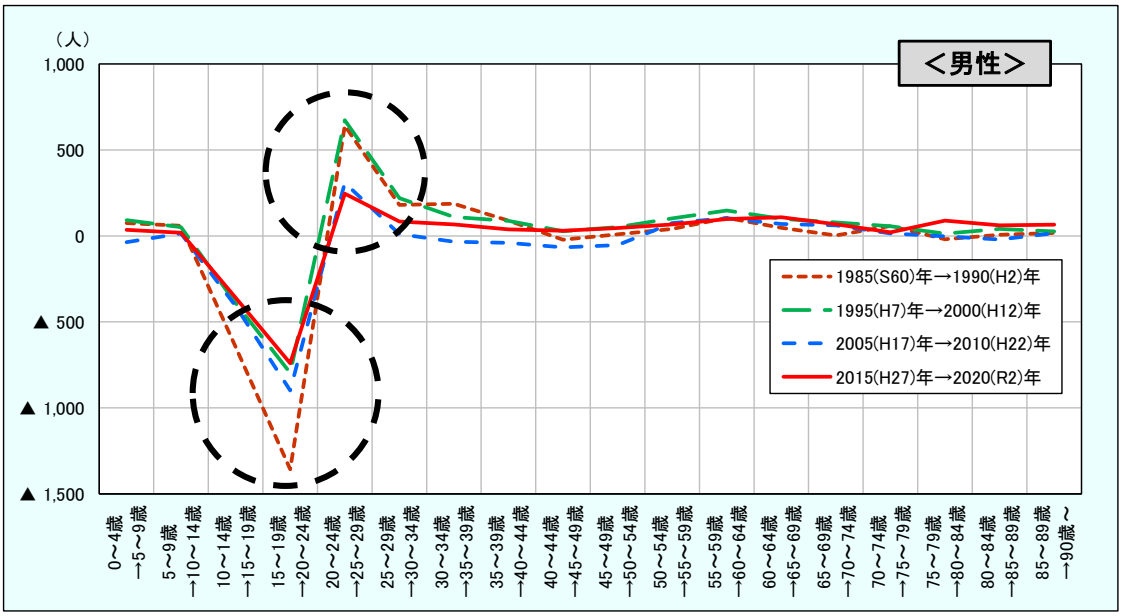

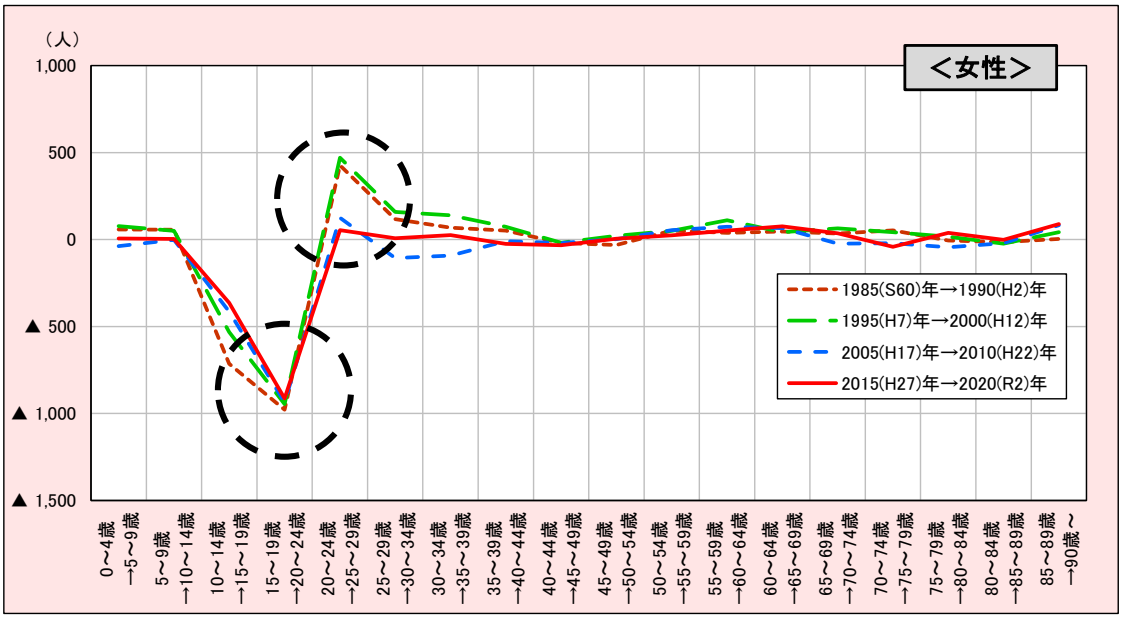

出典：内閣官房・経済産業省「地域経済分析システム（ＲＥＳＡＳ）」

[8] 「純移動数」とは、５歳階級ごとにその階級の人口における５年後の人口を差し引いた数（転入数から転出数を差し引いた数）であり、この数値が高いほどその年代の転出者に対して転入者が多いことを表す。

図表　男女別年齢５歳階級別の純移動数の推移（２／２）

		1985(S60)年 →1990(H2)年	1995(H7)年 →2000(H12)年	2005(H17)年 →2010(H22)年	2015(H27)年 →2020(R2)年
男性（人）	0～4歳→5～9歳	74	91	▲ 37	35
	5～9歳→10～14歳	59	51	15	18
	10～14歳→15～19歳	▲ 646	▲ 391	▲ 407	▲ 359
	15～19歳→20～24歳	**▲ 1,357**	**▲ 797**	**▲ 899**	**▲ 741**
	20～24歳→25～29歳	**641**	**673**	**308**	**245**
	25～29歳→30～34歳	180	220	11	84
	30～34歳→35～39歳	187	110	▲ 34	66
	35～39歳→40～44歳	89	87	▲ 41	38
	40～44歳→45～49歳	▲ 22	27	▲ 66	30
	45～49歳→50～54歳	9	51	▲ 54	46
	50～54歳→55～59歳	40	102	75	67
	55～59歳→60～64歳	105	147	103	98
	60～64歳→65～69歳	47	99	69	109
	65～69歳→70～74歳	3	79	61	68
	70～74歳→75～79歳	58	56	14	21
	75～79歳→80～84歳	▲ 20	13	▲ 2	89
	80～84歳→85～89歳	7	40	▲ 21	61
	85～89歳→90歳～	17	26	16	65
	合計	▲ 529	684	▲ 889	40
女性（人）	0～4歳→5～9歳	58	77	▲ 38	6
	5～9歳→10～14歳	56	50	▲ 2	3
	10～14歳→15～19歳	▲ 715	▲ 532	▲ 415	▲ 364
	15～19歳→20～24歳	**▲ 978**	**▲ 946**	**▲ 936**	**▲ 914**
	20～24歳→25～29歳	**426**	**471**	**125**	**54**
	25～29歳→30～34歳	118	159	▲ 107	8
	30～34歳→35～39歳	68	140	▲ 92	26
	35～39歳→40～44歳	51	73	▲ 10	▲ 25
	40～44歳→45～49歳	▲ 20	▲ 19	▲ 20	▲ 33
	45～49歳→50～54歳	▲ 32	22	2	5
	50～54歳→55～59歳	51	50	54	24
	55～59歳→60～64歳	39	111	73	52
	60～64歳→65～69歳	46	42	66	76
	65～69歳→70～74歳	34	64	▲ 23	36
	70～74歳→75～79歳	53	43	▲ 21	▲ 42
	75～79歳→80～84歳	▲ 6	17	▲ 44	39
	80～84歳→85～89歳	▲ 15	▲ 23	▲ 21	▲ 1
	85～89歳→90歳～	3	42	82	89
	合計	▲ 763	▲ 159	▲ 1,327	▲ 961

（４）将来推計人口

－これまでの延長線上で推移すると仮定した場合、総人口は2060年頃には５万人台まで減少すると予測されます－

●本市が統計的な手法を用いて独自に推計した将来人口について、2025（令和７）年以降の推移を５年ごとに見ると、今後、人口は一貫して減り続け、2045（令和 27）年頃には７万人台、2060（令和 42）年頃には５万人台まで減少すると予測されています。

※この将来推計人口は、あくまで近年の人口動向がこれからも継続することを前提とした試算であり、実際には市を取り巻く今後の社会経済情勢の変化等によって大きく変動する可能性があります。

●2060（令和 42）年の人口を年齢階層別にみると、2025（令和７）年比で年少人口（０～14 歳）が約 66%（7,189 人）減、生産年齢人口（15～64 歳）が約 58%（３万 3,264 人）減となる一方、75 歳以上の高齢者人口は約 11%（2,372 人）減にとどまると予測されます。

図表　将来推計人口の推移

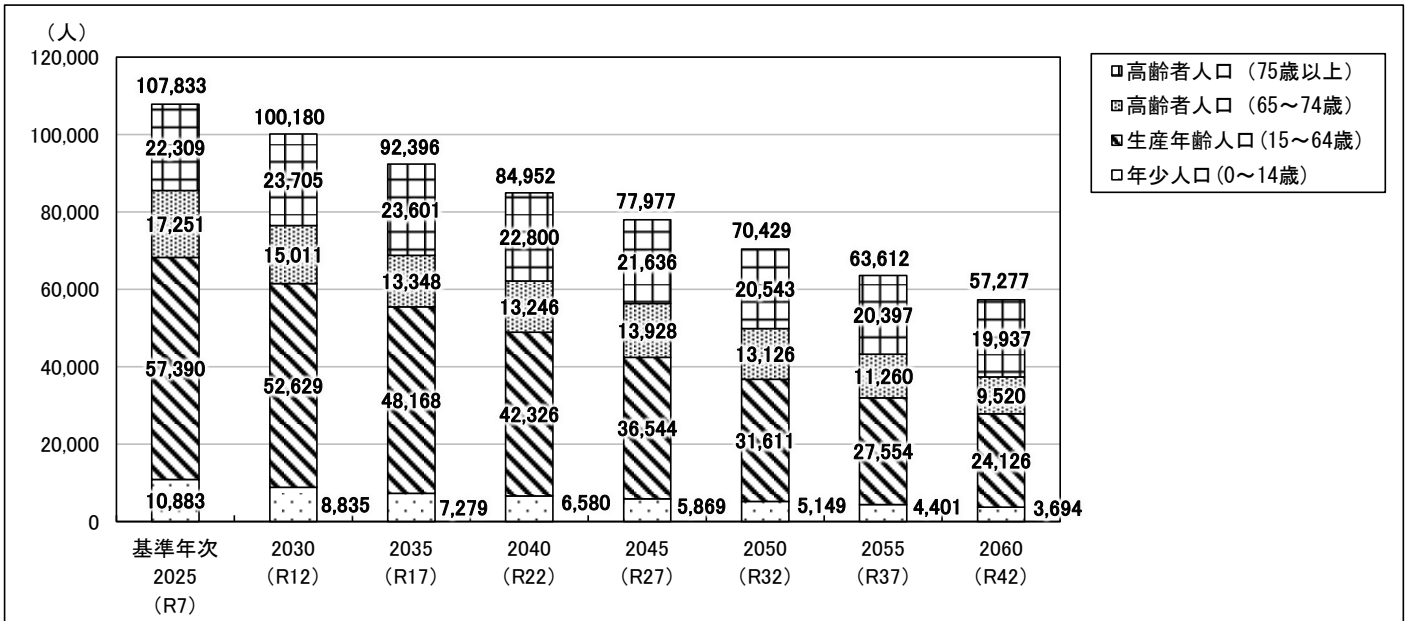

		実績値	推計値							2060(R42)－2025(R7)
		基準年次 2025（R7）	2030（R12）	2035（R17）	2040（R22）	2045（R27）	2050（R32）	2055（R37）	2060（R42）	
総人口	実数(人)	107,833	100,180	92,396	84,952	77,977	70,429	63,612	57,277	－
	増減数(人)	－	▲ 7,653	▲ 7,784	▲ 7,444	▲ 6,975	▲ 7,548	▲ 6,817	▲ 6,335	▲ 50,556
	増減率(%)	－	▲ 7.1	▲ 7.8	▲ 8.1	▲ 8.2	▲ 9.7	▲ 9.7	▲ 10.0	▲ 46.9
年少人口（0～14歳）	実数(人)	10,883	8,835	7,279	6,580	5,869	5,149	4,401	3,694	－
	増減数(人)	－	▲ 2,048	▲ 1,556	▲ 699	▲ 711	▲ 720	▲ 748	▲ 707	▲ 7,189
	増減率(%)	－	▲ 18.8	▲ 17.6	▲ 9.6	▲ 10.8	▲ 12.3	▲ 14.5	▲ 16.1	▲ 66.1
	構成比(%)	10.1	8.8	7.9	7.7	7.5	7.3	6.9	6.4	－
生産年齢人口（15～64歳）	実数(人)	57,390	52,629	48,168	42,326	36,544	31,611	27,554	24,126	－
	増減数(人)	－	▲ 4,761	▲ 4,461	▲ 5,842	▲ 5,782	▲ 4,933	▲ 4,057	▲ 3,428	▲ 33,264
	増減率(%)	－	▲ 8.3	▲ 8.5	▲ 12.1	▲ 13.7	▲ 13.5	▲ 12.8	▲ 12.4	▲ 58.0
	構成比(%)	53.2	52.5	52.1	49.8	46.9	44.9	43.3	42.1	－
高齢者人口（65歳以上）	実数(人)	39,560	38,716	36,949	36,046	35,564	33,669	31,657	29,457	－
	増減数(人)	－	▲ 844	▲ 1,767	▲ 903	▲ 482	▲ 1,895	▲ 2,012	▲ 2,200	▲ 10,103
	増減率(%)	－	▲ 2.1	▲ 4.6	▲ 2.4	▲ 1.3	▲ 5.3	▲ 6.0	▲ 6.9	▲ 25.5
	構成比(%)	36.7	38.6	40.0	42.4	45.6	47.8	49.8	51.4	－
うち75歳以上	実数(人)	22,309	23,705	23,601	22,800	21,636	20,543	20,397	19,937	－
	増減数(人)	－	1,396	▲ 104	▲ 801	▲ 1,164	▲ 1,093	▲ 146	▲ 460	▲ 2,372
	増減率(%)	－	6.3	▲ 0.4	▲ 3.4	▲ 5.1	▲ 5.1	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 10.6
	構成比(%)	20.7	23.7	25.5	26.8	27.7	29.2	32.1	34.8	－

図表　2025 年と 2060 年の男女別５歳階級別人口の比較

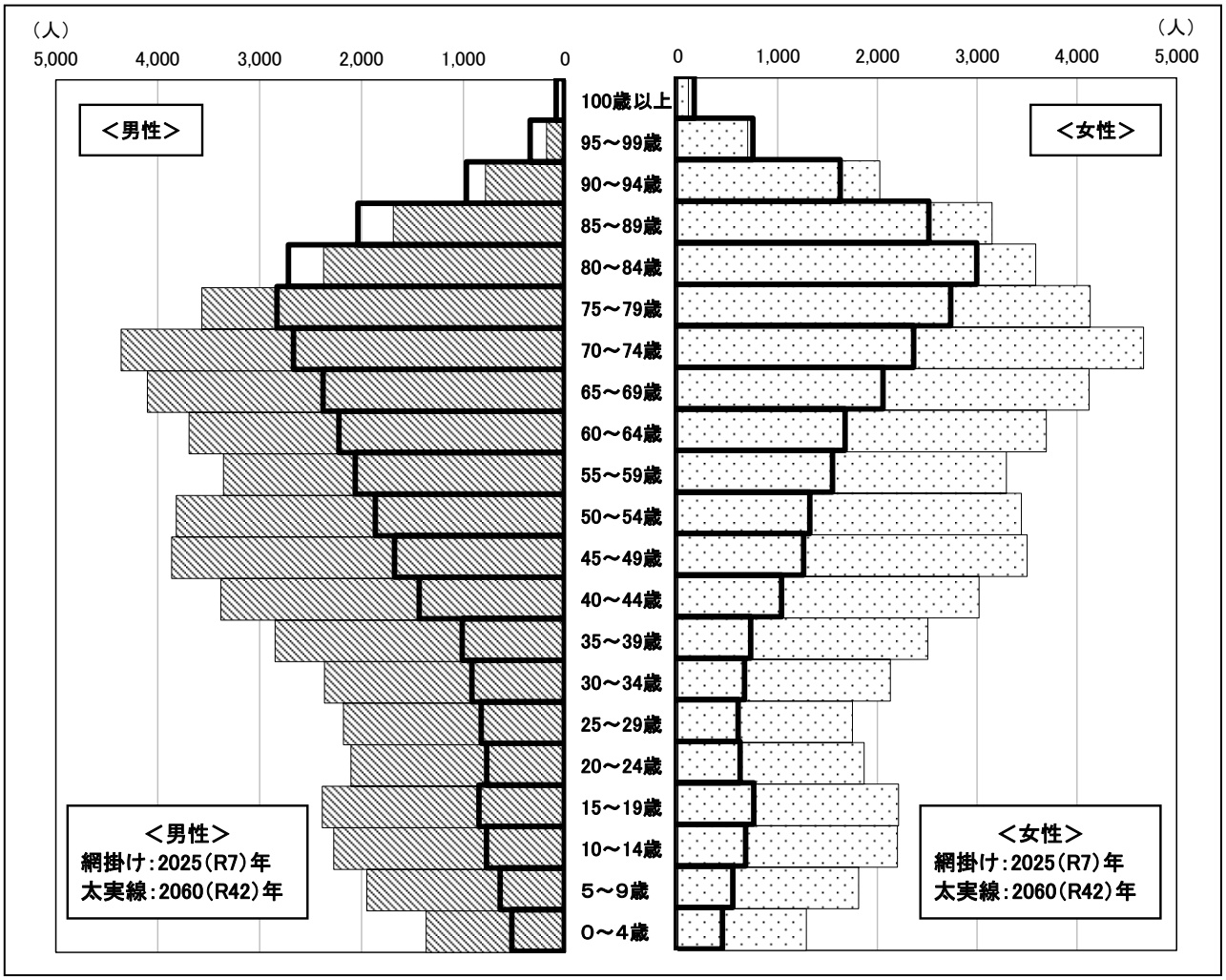

	男性				女性			
	実数（人）		2060（R42）−2025（R7）増減数（人）	2060（R42）−2025（R7）増減率（%）	実数（人）		2060（R42）−2025（R7）増減数（人）	2060（R42）−2025（R7）増減率（%）
	2025（R7）	2060（R42）			2025（R7）	2060（R42）		
0～4歳	1,366	516	▲ 850	▲ 62.2	1,287	482	▲ 805	▲ 62.5
5～9歳	1,948	631	▲ 1,317	▲ 67.6	1,811	586	▲ 1,225	▲ 67.6
10～14歳	2,271	766	▲ 1,505	▲ 66.3	2,200	713	▲ 1,487	▲ 67.6
15～19歳	2,385	839	▲ 1,546	▲ 64.8	2,212	796	▲ 1,416	▲ 64.0
20～24歳	2,103	762	▲ 1,341	▲ 63.8	1,866	658	▲ 1,208	▲ 64.7
25～29歳	2,176	817	▲ 1,359	▲ 62.5	1,750	639	▲ 1,111	▲ 63.5
30～34歳	2,362	907	▲ 1,455	▲ 61.6	2,129	702	▲ 1,427	▲ 67.0
35～39歳	2,848	1,003	▲ 1,845	▲ 64.8	2,506	764	▲ 1,742	▲ 69.5
40～44歳	3,381	1,426	▲ 1,955	▲ 57.8	3,018	1,075	▲ 1,943	▲ 64.4
45～49歳	3,862	1,667	▲ 2,195	▲ 56.8	3,500	1,295	▲ 2,205	▲ 63.0
50～54歳	3,817	1,856	▲ 1,961	▲ 51.4	3,444	1,358	▲ 2,086	▲ 60.6
50～59歳	3,354	2,052	▲ 1,302	▲ 38.8	3,293	1,585	▲ 1,708	▲ 51.9
60～64歳	3,691	2,213	▲ 1,478	▲ 40.0	3,693	1,712	▲ 1,981	▲ 53.6
65～69歳	4,102	2,370	▲ 1,732	▲ 42.2	4,122	2,091	▲ 2,031	▲ 49.3
70～74歳	4,359	2,660	▲ 1,699	▲ 39.0	4,668	2,399	▲ 2,269	▲ 48.6
75～79歳	3,567	2,821	▲ 746	▲ 20.9	4,134	2,771	▲ 1,363	▲ 33.0
80～84歳	2,372	2,709	337	14.2	3,588	3,032	▲ 556	▲ 15.5
85～89歳	1,688	2,027	339	20.1	3,149	2,552	▲ 597	▲ 19.0
90～94歳	783	961	178	22.7	2,024	1,662	▲ 362	▲ 17.9
95～99歳	183	337	154	84.2	699	787	88	12.6
100歳以上	18	80	62	344.4	104	198	94	90.4
合計	52,636	29,420	▲ 23,216	▲ 44.1	55,197	27,857	▲ 27,340	▲ 49.5

３　第３次総合計画の策定・運用のポイント

予算・人員等の限りある行政の経営資源を効果的・効率的に配分しながら、計画の実効性を適切に確保するための第３次総合計画の策定及び運用のポイントは、以下に示すとおりです。

（１）シンプルでわかりやすい計画構成

基本計画と実施計画が別階層であることで、それぞれのつながりが希薄になることから、施策と事務事業を一体化することで双方の関係性をより意識した施策の体系づくりを進め、上位施策を推進するための手段としての有効性・貢献度を重視した計画構成とします。

（２）社会環境の変化や首長の掲げる政策に柔軟に対応できる計画構成・計画期間

計画期間が首長・議員の任期と連動しないため、首長の政策や民意を機動的に反映することが困難であることから、首長の方針や民意を反映した計画構成となるように配慮します。

（３）総合計画と総合戦略の一体化

全庁的に取り組む計画を別々に策定することで、両計画の関係が分かりづらくなるため、分野横断的に人口減少対策に取り組む総合戦略と総合計画を一体化し、両計画の関係を明確にするとともに、各分野の個別計画と総合計画に掲げる施策の体系との整合を図ります。

（４）実効性を伴ったＰＤＣＡサイクル[9]の再構築

これまでの施策のみ、事務事業のみといった階層単位での評価・見直しのやり方を改め、基本施策から事務事業までを一団のかたまり（ユニット）として捉えることで、上位施策を推進するための有効性・貢献度を重視したＰＤＣＡサイクルを再構築します。

（５）自治体経営に係る方針等の反映

予算・人員等をどう確保するかといった自治体経営に関する目標・手段が総合計画に反映されるよう、自治体経営に係る方針等を反映させます。

[9] 「ＰＤＣＡサイクル」とは、Ｐｌａｎ（計画）－Ｄｏ（実行）－Ｃｈｅｃｋ（分析・評価）－Ａｃｔ（改善・改革）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の１つ。

４　市民参画及び「めざすべき都市像」の決定経過

奥州市総合計画は、本市が掲げる最上位のまちづくりの指針として、市民と行政が共創により策定を進めてきました。

第３次総合計画長期ビジョンに掲げる「めざすべき都市像」は、まちづくりの長期的な方向性を示すとともに、行政だけでなく、市民や事業者を含む多様な主体が共有するスローガンとなるものです。

このため、「めざすべき都市像」は、市民との協働により築き上げた「協創の成果」として、以下のとおり市民とともに策定してきました。

（１）市民意見の把握

市民が考える奥州市の将来像や、まちづくりに対する期待・課題を把握するため、次の取組を実施しました。

取　組	実施時期	実施内容
市民アンケート	令和７年９月 17 日 ～10 月 17 日	市民が大切にしたい地域の魅力や今後のまちづくりに対する意見を把握しました。 対象 3,000 人/回答数 1,237 件人(回収率 41.2%)
Ｗｅｂによる市民意見募集	令和８年５月 18 日 ～６月 30 日	若者や女性に選ばれるまちになるための具体的な意見をＷｅｂで募集しました。 回答数 465 件
奥州市未来デザイン会議「市民フォーラム」	令和８年５月 31 日	市の現状や課題、これからの奥州市のありかたについて、市民５名に登壇いただき、意見を交わしました。 来場者 70 名
奥州市未来デザイン会議「市民ワークショップ」	令和８年７月 12 日	10 代から 40 代までの市民 26 名が、「めざすべき都市像」の候補案の検討と磨き上げを行いました。
めざすべき都市像 市民投票	令和８年８月５日 ～10 月 15 日	市民ワークショップで磨き上げた「めざすべき都市像」６案について、市民投票を行いました。 投票数 1,647 件

※具体的な市民意見は資料編に掲載

（２）候補の作成

市民アンケートの結果を踏まえて事務局が作成したたたき台をもとに、奥州市未来デザイン会議「市民ワークショップ」で案の絞り込みや内容の精査を行い、以下の案にまとめました。

市民ワークショップでブラッシュアップした「めざすべき都市像」の候補

＜候補１＞　水とみどりをこれからも　新しい価値をここから

「水とみどりをこれからも」には、奥州市の普遍的な魅力である豊かな自然環境を、今後も大切に継承していくという強い意志を示しています。一方、「新しい価値をここから」では、その自然という土台の上に、現状維持に留まらず、革新的な挑戦によって新たな産業や文化をこの地から生み出し、未来へ前進していく決意を表しています。伝統の継承と未来への挑戦を両立させ、持続的に発展していくまちを目指す想いを込めています。

＜候補２＞多世代が手を取りあい　未来をつなぐ黄金色（こがねいろ）のまち奥州市

「黄金色」は、豊かな実りの米、まちの発展、そして藤原文化に象徴される歴史と、合併した５つの地域の風土という、奥州市の持つ複数の豊かさを象徴する言葉です。「多世代が手を取りあい 未来をつなぐ」には、子どもから高齢者まであらゆる世代が協力し、これらが築き上げてきた豊かな財産を、次の世代へ責任を持ってバトンタッチし、伝承していくという想いを込めています。

＜候補３＞人が育ち、人が育てるまち　奥州
～「挑戦」と「協働」で「循環」が生まれる～

まちの未来は市民の主体的な行動にかかっているという想いを込めています。市民一人ひとりが学び成長し（人が育つ）、その人々がまちを良くするために新たな「挑戦」を始め、互いに「協働」する。この主体的な活動が、まちを活性化させ次世代を育む「人が育てる」力となります。この「人が育つ→挑戦・協働→人が育てる」という好「循環」こそが、持続可能で活力ある奥州市を創り出すというビジョンを示しています。

＜候補４＞　地域の魅力がきらめき　人が未来をひらくまち奥州市

奥州市が誇る豊かな自然、歴史、文化といった「地域の魅力」を、市民が再認識し磨き上げることで、まち全体が活き活きと輝く姿への期待を込めています。そして、その魅力を原動力に、市民一人ひとりが主役となってまちづくりに参画し、自らの手で希望ある未来を創造していくという意志を示しています。地域の資源と人の力を両輪とし、持続可能なまちを目指す決意を表しています。

＜候補５＞　挑戦できる風土を育む。豊かな大地と歴史のまち奥州

市民一人ひとりの、その人なりの一歩（挑戦）を暖かく育み、認め合える暖かい地域コミュニティ（つながり・和・輪）の土壌を作るという想いを込めています。また、「豊かな」を大地と歴史の両方にかけ、先人から受け継いだ資産を守るだけでなく、未来の豊かな土壌や歴史を市民自ら築いていくという未来志向の意志も示しています。

＜候補６＞　つながりから価値と挑戦を磨くまち奥州

多様な「つながり」をまちづくりの基盤とする想いを込めています。先人から受け継いだ歴史や文化などの「価値」を次世代へつなぎ、守り育てると同時に、市民誰もが安心して「挑戦」できる環境を整備。人々の交流から生まれる新たな価値創造や挑戦を促し、まち全体の魅力を継続的に高めて（磨き）いこうという未来への意思を示しています。

（３）市民投票の実施

市民ワークショップで検討した６案について、市民の意見を広く把握するため、市民投票を実施しました。

投票に当たっては、６案のほか、現行の都市像又は自由提案を選択・記入できるようにし、多様な意見を受け止める仕組みとしました。

項　目	内　容
実施期間	令和８年８月５日から 10 月 15 日まで
対象者	市内在住者、市内に通勤・通学する人、市出身者その他奥州市に関心を持つ人
投票方法	Ｗｅｂフォーム、本庁及び総合支所に設置した投票箱
投票数	1,647 票

●性別

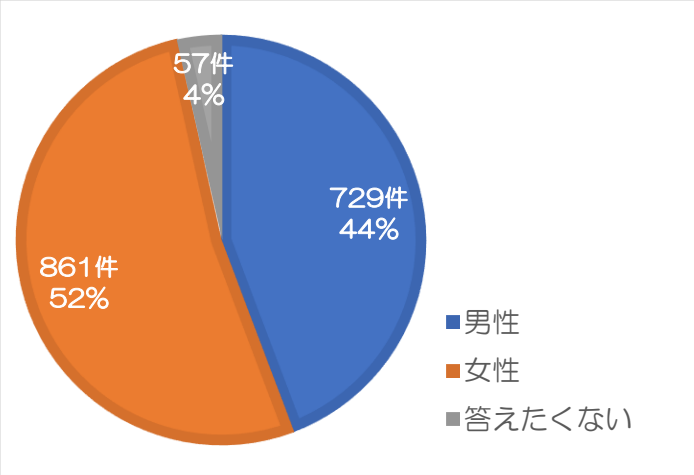

●年代

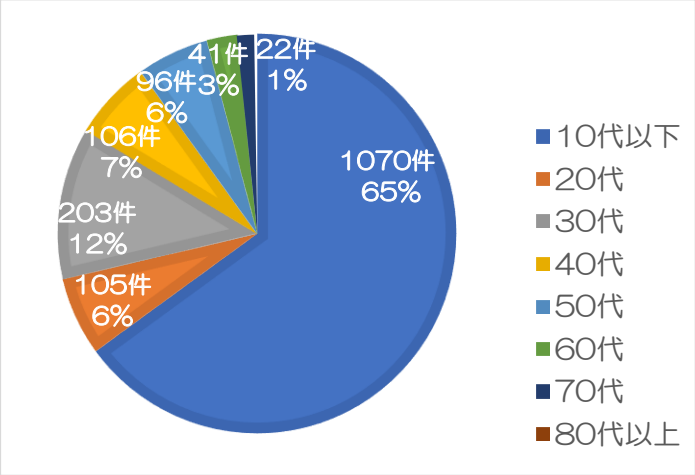

●めざすべき都市像の候補

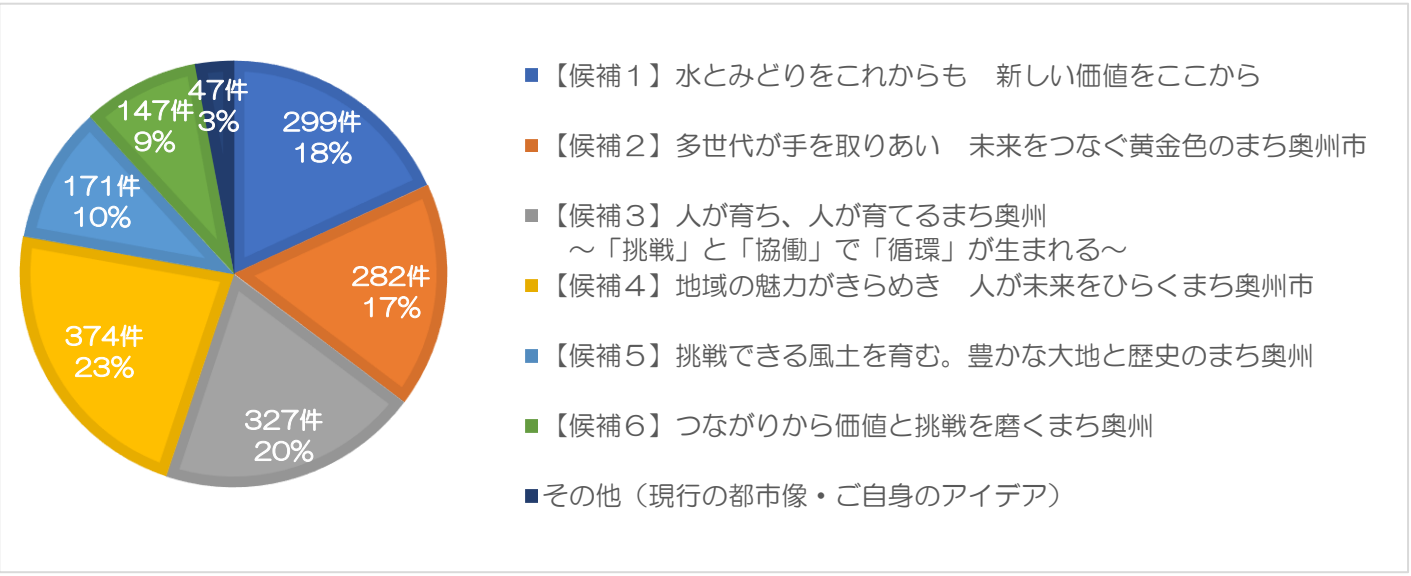

これらの結果を踏まえ、奥州市総合計画審議会において、第３次奥州市総合計画長期ビジョンに掲げる「めざすべき都市像」を決定しました。

第２編　長期ビジョン

第１章　長期ビジョンの位置づけ

１　長期ビジョンとは

第３次総合計画は、本市が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の２層で構成しています。

「長期ビジョン」は、超長期的に市民・議会・行政が共有すべき普遍性の高い将来像や目標を定めるもので、「まちづくりの基本理念」、「めざすべき都市像」「まちづくりの基本的な考え方」で構成しています。

図表　第３次総合計画の構成

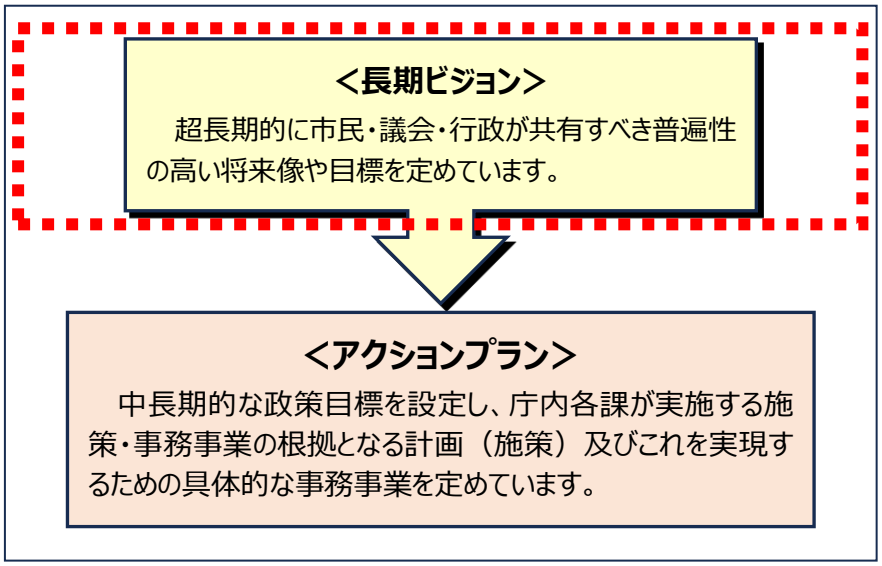

２　長期ビジョンの計画期間

「長期ビジョン」は 2027（令和９）年度から 2042（令和 24）年度までの 16 年とします。

第２章　まちづくりの基本理念

奥州市民憲章は、合併後の市のまちづくりの目標、市民生活の規範として 2007（平成 19）年２月に制定され、その精神は市の最高法規である奥州市自治基本条例や奥州市総合計画の中にも盛り込まれ、まちづくりにおける普遍的な目標、指針としての位置付けがなされてきました。

このような背景のもと、次項に掲げる「めざすべき都市像」の実現に向けて、すべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な理念として、奥州市民憲章を位置付けます。

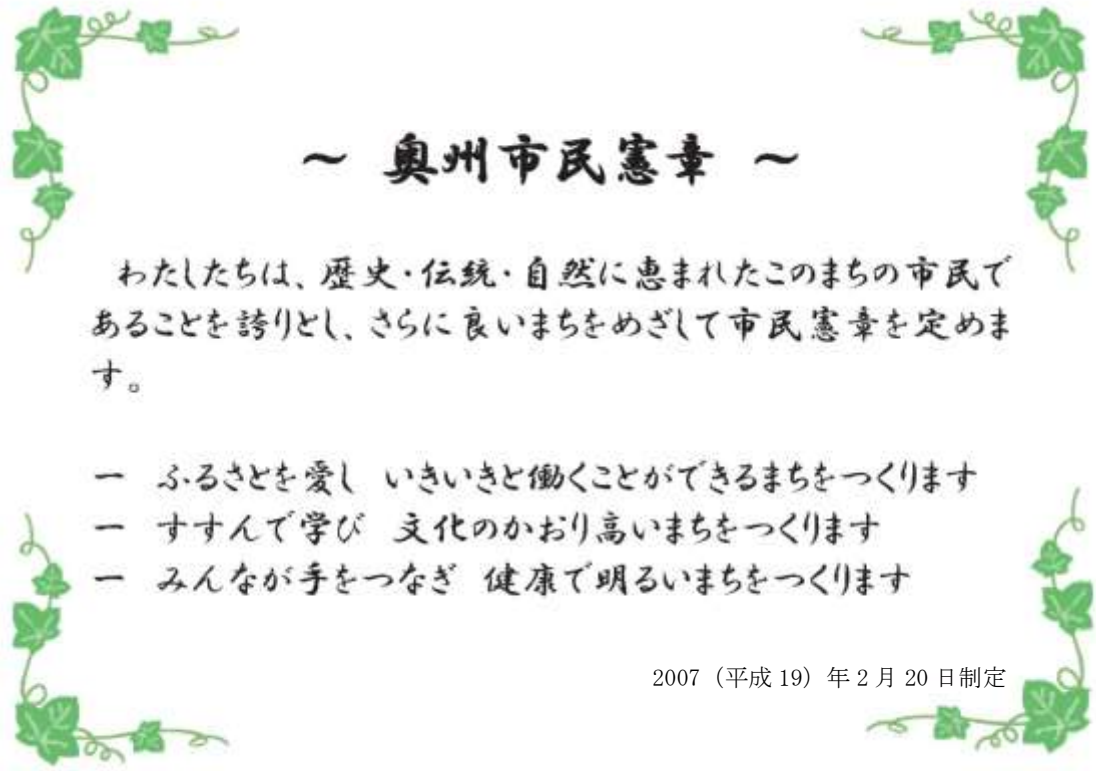

第３章　めざすべき都市像

地域の魅力がきらめき　人が未来をひらくまち奥州市

ー都市像に込めた思いー

奥州市が誇る豊かな自然、歴史、文化といった「地域の魅力」を、市民が再認識し磨き上げることで、まち全体が活き活きと輝く姿への期待を込めています。そして、その魅力を原動力に、市民一人ひとりが主役となってまちづくりに参画し、自らの手で希望ある未来を創造していくという意志を示しています。地域の資源と人の力を両輪とし、持続可能なまちを目指す決意を表しています。

第４章　まちづくりの基本的な考え方

市独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・超少子高齢化の進展によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちた奥州市の確立に向けた、まちづくりの基本的な考え方を次のとおり定めます。

（１）人口構造の変化への対応

将来的な人口構造の変化によるマイナスの影響を最小限に食い止め、バランスのとれた人口構成を確保できるよう、外国人住民を含めた地域活力の担い手となる若い世代に選ばれる生活環境や就業機会の整備、市民が心身の健康を保ちながら、生涯を通じて生きがいや楽しみを見出し、活躍できる環境づくりを推進します。

（２）地域経済の活力の維持・増進

雇用の場としても財源確保の機会としても重要な地域経済の活力の維持・増進を図るため、時代の変化に即した産業振興及び中小企業・小規模事業者のニーズに応じた伴走型の経営支援を推進するとともに、生産年齢人口の転出抑制とＵＩＪターンによる転入促進にも結びつくよう、良質な就業機会の創出・確保に努めます。

（３）誰もがいつまでも安全・安心で快適に暮らせる環境の充実

乳幼児から高齢者に至るまで、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心でゆとりとうるおいに満ちた生活を送ることができるよう、山間部から里山、市街地といった各地域の特性・資源に応じたまちづくりを通じて、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」と思われる良質な居住環境の維持・形成に努めます。

（４）誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる社会の実現

人と人のつながりを再構築し、人生において様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮しその存在を認め合い、支援が必要なときには助け合い・支え合うことで、孤立せず安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現に取り組みます。

（５）持続可能なまちづくりを支える行財政基盤の強化

将来にわたって持続可能な強固な行財政基盤を確立するため、自助・共助・公助を適切に組み合わせながら、財源や職員など限りある行政の経営資源をより無駄なく最適に配分するための取組を強化するとともに、行政全般にわたり最先端のデジタル技術や民間活力等を活用したより効果的・効率的な行政サービスの提供を推進します。

第３編　アクションプラン

第１章　アクションプランの概要

第３編アクションプランは、第２編長期ビジョンに掲げるめざすべき都市像「〇〇〇〇」の実現に向けた具体的な実行計画です。本プランは、全ての政策分野を網羅した分野別計画と、人口減少対策などの重点課題に取り組む総合戦略（第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略）の二つで構成され、今後８年間の施策の方向性と、それを実行する事務事業を体系的に定めるものです。

図表　第３次総合計画の構成

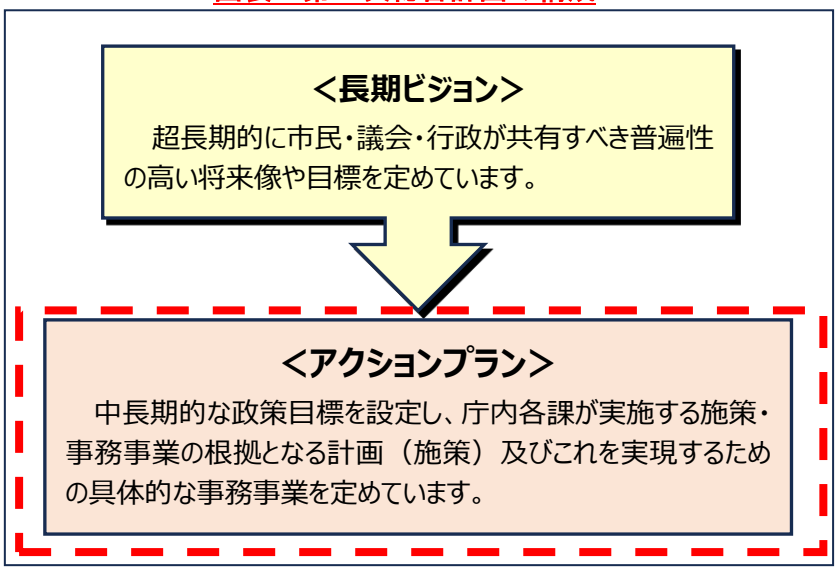

図表　アクションプランの計画期間

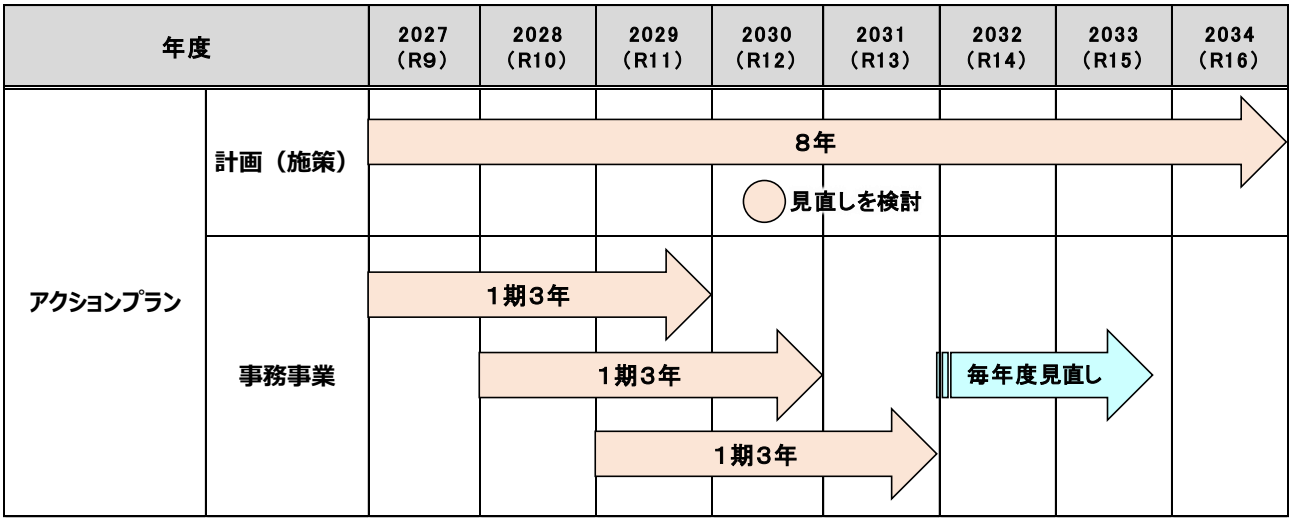

第２章　政策体系（図）

１　分野別計画

分野１　協働・生きがい分野

政策	施策	事務事業
1-1 協働と地域主体によるまちづくりの推進	1-1-1 市民公益活動の支援	□市民公益活動団体支援事業 □市民提案型協働支援事業 □市民活動事業
	1-1-2 地域づくり活動の支援	□地域づくり推進事業 □地域自治組織情報共有等強化事業 □コミュニティ助成事業 □協働のまちづくり基金積立金 □地区センター管理運営事業 □地区センターＬＥＤ照明整備事業 □協働のまちづくりアカデミー事業
1-2 多様な価値観を認め合う共生社会の形成	1-2-1 ジェンダー平等の推進	□ジェンダー平等推進事業
	1-2-2 国籍や文化の違いを認め合い、互いに支え合う地域づくり	□多文化共生推進事業 □やさしい日本語自動変換ツール導入事業 □国際交流事業
	1-2-3 ＩＬＣの推進	□ＩＬＣ推進事業
1-3 生涯学習の推進	1-3-1 生涯学習環境の整備	□生涯学習講座支援 □高齢者IT講習会
	1-3-2 読書活動の推進	□子どもの読書活動推進事業 □えほんの森 □読み聞かせボランティア講座
	1-3-3 文化・芸術活動の支援	□市民参加型舞台支援事業 □市民芸術文化祭
	1-3-4 スポーツ活動の支援	□地区振興会等スポーツ事業支援 □補助金（小中学校児童生徒文化大会及び体育大会出場奨励金）
1-4 文化財の保存・活用	1-4-1 文化財の調査研究の推進	□未指定文化財調査事業 □市内遺跡発掘調査事業
	1-4-2 文化財の保存と管理	□歴史的建造物保存・管理事業 □文化財保存・管理事業
	1-5-3 文化財の公開と活用	□牛の博物館管理運営事業 □（高野・後藤・斎藤・菊田）記念館管理運営事業 □武家住宅資料館管理運営事業 □文化財保存活用事業 □無形民俗文化財保存活用事業 □文化財デジタルアーカイブ作成事業 □史跡等公開事業 □長者ケ原廃寺跡整備事業 □白鳥舘遺跡整備事業 □世界遺産登録推進事業
1-5 地域の魅力発信と移住定住・関係人口の創出	1-5-1 市民参画によるシティプロモーションの推進	□シティプロモーション推進事業 □奥州大使事業 □奥州ふるさと応援寄附事業 □広報事務費
	1-5-2 関係人口の創出・交流人口の拡大	□若者関係人口創出事業 □姉妹都市交流事業 ○ふるさと住民登録事業
	1-5-3 移住定住の促進	□移住・定住促進事業 □移住支援事業 □移住者住宅取得支援事業 □地域おこし協力隊運営事業

政策	施策	事務事業
分野２　学校教育・子育て分野 2-1 学校教育の充実	2-1-1 幼児児童生徒の学びの充実	□教育研究所運営事業 □外国語指導助手（ＡＬＴ）配置事業 □少人数教育推進事業 □中学校英語検定全額助成事業 □教育用コンピュータ管理事業 □教育ネットワーク整備事業 □学力向上支援事業 □ＩＣＴ支援業務委託事業
	2-1-2 安全で充実した教育環境の整備	□ＩＣＴ支援業務委託事業（再掲） □学力向上支援事業 □教育用コンピュータ管理事業（再掲） □教育ネットワーク整備事業（再掲） □小学校スクールバス更新事業 □小学校遠距離通学対策事業 □中学校スクールバス更新事業 □中学校遠距離通学対策事業 □地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 □中学校部活動指導員配置事業 □運営事業補助金交付事業 □施設整備事業補助金交付事業 □小学校管理事業 □中学校管理事業 □小学校施設整備事業 □中学校施設整備事業 □小学校屋内運動場ＬＥＤ化事業 □中学校屋内運動場ＬＥＤ化事業 ○水沢小学校校舎等長寿命化改修事業 ○水沢南小学校校舎等長寿命化改修事業 □水沢中学校校舎等改築事業 □奥州西学校給食センター新築事業（旧学校給食センター解体）
	2-1-3 特別な配慮を必要とする児童・家庭への支援	□教育支援センター運営事業 □児童生徒心の相談等支援事業 □ことばの教室教育振興事業 □児童生徒支援相談員配置事業
	2-1-4 健やかな心と体の育成	□学校給食物価高騰支援事業 □学校給食費負担軽減事業 □学校給食施設整備事業 □給食車購入事業 □児童生徒心の相談等支援事業（再掲） □いわての復興教育学校支援事業 □ふるさと教育推進事業
	2-1-5 郷土愛及び自己肯定感の醸成	□ふるさと教育推進事業（再掲） □教育研究所運営事業（再掲） □中学生体験学習事業 □いわての復興教育学校支援事業 □特色ある学校づくり推進事業
2-2 こども・子育て環境の充実	2-2-1 保育・教育環境の充実	□乳児等通園支援事業 □私立特別保育支援事業 □保育士・保育人材確保対策事業 □特別支援教育・保育事業 □医療的ケア児保育支援事業
	2-2-2 子育て家庭の支援	□家庭教育講演会支援事業 □家庭児童相談 □一時預かり事業 □利用者支援事業
	2-2-3 妊娠・出産・乳幼児の健康の支援	□母子保健推進事業（思春期保健講話等） □プレコンセプションケア事業 □不妊治療費助成事業 □母子保健推進事業（健診、教室、保健指導、メンタルヘルス事業、相談、訪問、寄り添い支援金給付等） □産後ケア事業 □母子保健推進事業（健診、教室、保健指導、相談、訪問等） □産前・産後サポート事業（パパサロン） □妊産婦タクシー乗車券給付事業 □妊産婦応援給付金給付事業 □妊産婦宿泊費助成事業 □ハイリスク妊産婦アクセス支援事業
	2-2-4 青少年の健全育成	□教育振興運動推進事業 □学校支援地域本部事業 □子育て支援事業（ファミリーサポートセンター事業） □少年センター管理運営事業 □青少年リーダー育成事業 □寺子屋事業 □放課後児童健全育成事業 □放課後子ども教室推進事業
	2-2-5 結婚を希望する人への支援	□結婚支援事業

分野３　健康・福祉分野

政策	施策	事務事業
3-1 健康づくりの推進	3-1-1 予防を重視した健康づくりの推進	□特定健康診査事業 □運動習慣化促進事業 □特定保健指導事業 □健康教育事業 □食生活改善事業 □食育推進事業 □食生活改善推進員の養成及び育成
	3-1-2 心の健康づくりの推進	□ゲートキーパー養成事業 □心の健康教育事業
3-2 医療の充実	3-2-1 地域医療提供体制の確保と在宅医療・介護連携の推進	□在宅医療・介護連携推進事業 □国民健康保険事業及び後期高齢者医療の実施 □医療給付事業の実施 □休日診療所事業 □病院群輪番制病院運営事業 □私的二次救急医療機関支援事業 □歯科休日診療所事業 □救急安心センター事業 □医療介護従事者修学資金貸付事業 □医師養成奨学資金貸付事業 □モバイルクリニック事業 □国民健康保険特別会計（直診勘定）操出金事業
	3-2-2 市立医療機関の持続可能な体制構築	□市立医療施設の将来の在り方検討事業 □経営改善に関する計画の推進・ＰＤＣＡ運用事業 □医師養成奨学資金貸付事業 □施設間応援・多職種連携事業
3-3 地域福祉の推進	3-3-1 地域福祉活動の支援	□地域福祉計画策定及び推進 □避難行動要支援者支援事業 □地域セーフティネット会議 □ご近所福祉スタッフ □新規事業の参入を促進するための情報発信 □社会福祉協議会への支援促進
	3-3-2 包括的な支援体制の整備	□権利擁護推進事業 □成年後見制度利用支援事業 □成年後見制度利用促進事業 □重層的支援体制整備事業 □ひきこもり支援推進事業
3-4 高齢者福祉の推進	3-4-1 高齢者の生活支援	□高齢者地域生活サポート事業 □配食見守りサービス事業 □総合相談事業 □権利擁護事業 □包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 □生活支援体制整備事業 □認知症総合支援事業 □地域ケア会議推進事業
	3-4-2 介護予防の推進	□介護予防・日常生活支援総合事業 □一般介護予防事業 □奥州市老人クラブ補助金交付 □奥州市老人クラブ連合会活動助成事業
	3-4-3 介護サービスの整備	□医療介護従事者確保対策事業 □介護職員初任者研修受講料助成事業
3-5 障がい者福祉の推進	3-5-1 障がい者福祉サービスの充実	□基幹相談支援センター運営事業 □社会参加支援事業 □自発的活動支援事業 □人材確保対策事業 □相談支援事業 □就労移行支援事業 □就労選択支援事業
	3-5-2 障がい者にやさしい地域づくりの推進	□基幹相談支援センター運営事業（再掲） □相談支援事業（再掲） □就労移行支援事業（再掲） □就労選択支援事業（再掲） □社会参加支援事業（各種研修会開催支援） □手話奉仕員養成研修事業

政策	施策	事務事業
分野４　産業・経済分野		
4-1 農林業の振興	4-1-1 農地の生産性の向上	□基盤整備推進事業 □中山間地域等直接支払事業 □多面的機能支払対策事業 □地域計画推進事業 □農地集積・集約化対策事業
	4-1-2 担い手等の確保・育成	□新規就農者支援事業 □担い手育成支援事業 □担い手育成対策事業 □農業経営基盤強化促進対策事業 □農地集積・集約化対策事業 □経営継承・発展支援事業 □地域おこし協力隊運営事業（再掲）
	4-1-3 消費者から支持される農畜産物の生産力の強化	□スマート農業機械等導入支援事業 □産地づくり推進事業 □先進的農作物等導入支援事業 □畜産振興対策事業
	4-1-4 農畜産物の需要拡大	□６次産業化・地産地消推進事業
	4-1-5 農山村の振興	□中山間地域等直接支払事業（再掲） □多面的機能支払事業（再掲）
	4-1-6 森林資源の保全と活用	□森林経営管理事業 □国土調査事業
4-2 商工業の振興	4-2-1 商業の振興	□エリアマネジメント推進事業 〇まちなか滞在イベント支援に関する事業 〇空き店舗等活用促進に関する事業
	4-2-2 市内企業の技術力・経営力向上への支援	□企業等に対する情報発信に関する事業 □企業間交流促進事業 □関係機関との連携構築に関する事業 □岩手大学等高等教育機関との産学官連携に関する事業 □岩手大学水沢サテライト共催セミナー、講座等の実施 □奥州市中小企業融資あっせん制度 □ものづくり産業育成事業
	4-2-3 創業支援の充実	□創業支援事業
	4-2-4 企業誘致の推進	□企業誘致事業 □産業団地整備事業 □江刺工業団地インフラ長寿命化事業 〇江刺工業団地危険木・支障木伐採事業
4-3 観光物産の振興	4-3-1 地域資源を活かした魅力ある観光体験の創出	□観光振興事業 □観光ＤＸ推進事業 □奥州湖エリア活用整備推進事業 □ロケ対策事業
	4-3-2 個性豊かな地域物産の磨き上げと販路拡大	□物産振興事業 〇ガストロノミーツーリズム推進に関する事業
	4-3-3 観光物産関係団体との連携と受入環境の充実	□訪日外国人観光客受入拡大事業 □観光ＤＸ推進事業 □観光施設管理運営事業 □日高火防祭はやし屋台修繕補助金 □まつり事業経費 □奥州産業まつり事業負担金
	4-3-4 戦略的プロモーションと周遊利便性の向上	□観光ＤＸ推進事業（再掲）
4-4 就労・キャリアアップの推進	4-4-1 若年者等をはじめとした地域企業への就職促進・定着	□雇用対策事業 〇外国人雇用の支援に関する事業 □ジョブカフェ運営事業
	4-4-2 人材育成の推進	□胆江地域職業訓練センター管理運営事業 □江刺産業技術交流センター管理運営事業 □前沢勤労者研修センター管理運営事業 □人材支援事業

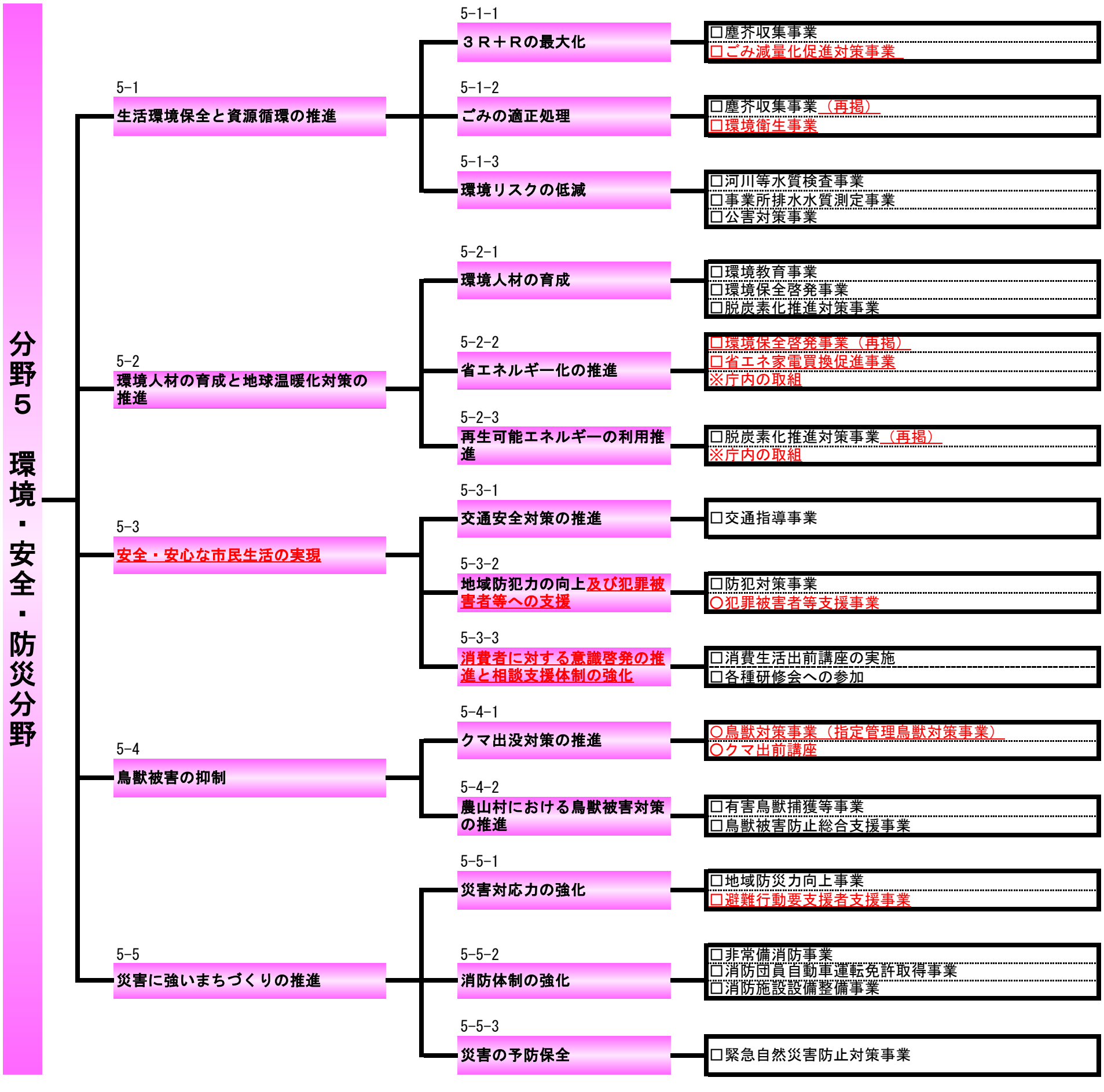

分野５ 環境・安全・防災分野	政策	施策	事務事業
	5-1 生活環境保全と資源循環の推進	5-1-1 ３Ｒ＋Ｒの最大化	□塵芥収集事業 □ごみ減量化促進対策事業
		5-1-2 ごみの適正処理	□塵芥収集事業（再掲） □環境衛生事業
		5-1-3 環境リスクの低減	□河川等水質検査事業 □事業所排水水質測定事業 □公害対策事業
	5-2 環境人材の育成と地球温暖化対策の推進	5-2-1 環境人材の育成	□環境教育事業 □環境保全啓発事業 □脱炭素化推進対策事業
		5-2-2 省エネルギー化の推進	□環境保全啓発事業（再掲） □省エネ家電買換促進事業 ※庁内の取組
		5-2-3 再生可能エネルギーの利用推進	□脱炭素化推進対策事業（再掲） ※庁内の取組
	5-3 安全・安心な市民生活の実現	5-3-1 交通安全対策の推進	□交通指導事業
		5-3-2 地域防犯力の向上及び犯罪被害者等への支援	□防犯対策事業 ○犯罪被害者等支援事業
		5-3-3 消費者に対する意識啓発の推進と相談支援体制の強化	□消費生活出前講座の実施 □各種研修会への参加
	5-4 鳥獣被害の抑制	5-4-1 クマ出没対策の推進	○鳥獣対策事業（指定管理鳥獣対策事業） ○クマ出前講座
		5-4-2 農山村における鳥獣被害対策の推進	□有害鳥獣捕獲等事業 □鳥獣被害防止総合支援事業
	5-5 災害に強いまちづくりの推進	5-5-1 災害対応力の強化	□地域防災力向上事業 □避難行動要支援者支援事業
		5-5-2 消防体制の強化	□非常備消防事業 □消防団員自動車運転免許取得事業 □消防施設設備整備事業
		5-5-3 災害の予防保全	□緊急自然災害防止対策事業

分野６　都市基盤・地域情報化分野

政策	施策	事務事業
6-1 道路環境の充実	6-1-1 道路の整備推進	□社会資本整備総合交付金道路整備事業 □道路整備事業債道路整備事業 □道路整備単独事業
	6-1-2 計画的な修繕・改修	□橋りょう長寿命化修繕事業 □道路ストック長寿命化事業 □緊急自然災害防止対策事業
	6-1-3 利用者の安全環境の整備	□社会資本整備総合交付金道路整備事業 □社会資本整備総合交付金道路整備事業（通学路改善）
6-2 住生活の安定と向上	6-2-1 安全・安心な住宅の整備	□木造住宅耐震診断士派遣事業 □木造住宅耐震改修工事助成事業 □住宅エコリフォーム支援事業
	6-2-2 空き家対策の推進	□空き家バンク事業 □空き家適正管理指導業務 □空き家除却工事補助金 □空き家相談会 □出前講座の実施
	6-2-3 市営住宅の計画的な更新と維持管理	□公営住宅長寿命化事業
6-3 安全で安心な水道水の安定供給	6-3-1 水道施設の適正な維持管理	□創設事業 □老朽管更新事業 □水圧適正化事業 □水道設備修繕・改良・更新事業
	6-3-2 災害時の給水体制の構築	□水道管路耐震化事業 □水道施設耐震化事業 ○緊急時用連絡管整備事業
6-4 効率的な汚水処理	6-4-1 汚水処理の普及・接続の推進	□施設整備事業（社総交） □市営浄化槽整備事業 □浄化槽設置整備事業（個人設置補助） □水洗化促進事業
	6-4-2 汚水処理施設の適正な維持管理	□施設整備事業 □農業集落排水施設機能強化事業
6-5 快適な住環境を提供するための公園、景観の維持・形成	6-5-1 公園の適正な維持管理	□都市公園施設長寿命化事業 □公園管理等事業 □水沢公園・慶徳公園花植え事業 □街区公園花苗供給事業
	6-5-2 良好な景観の維持・形成	□景観学習（毎年開催） □景観シンポジウム（隔年開催）
6-6 地域特性を活かしたまちづくりの推進	6-6-1 計画的な土地利用の推進	※調整中
	6-6-2 都市機能の適切な維持・誘導	※調整中
6-7 持続可能な公共交通体系の維持	6-7-1 公共交通ネットワークの最適化と利便性向上	□交通運輸対策事業 □コミュニティバス運行事業 □地区内交通運行事業 ○公共交通に関わる人材の確保を支援する事業 ○次世代モビリティの実用化に向けた調査・研究事業
	6-7-2 公共交通の利用促進	□公共交通ＤＸ推進事業 □交通運輸対策事業 □コミュニティバス運行事業 □地区内交通運行事業 □地域公共交通計画推進事業
6-8 デジタル社会の構築	6-8-1 行政のＤＸ推進	□行政手続のオンライン化 □処分通知のデジタル化 □生成AIチャットボット運用 □対話型生成AI活用 □情報システムの標準化・共通化
	6-8-2 デジタル社会の基盤づくり	□超高速ブロードバンド環境の維持 □公衆無線LAN環境の維持及び拡充 □市民へのデジタル活用支援

2　分野別計画と奥州市版ＳＤＧｓの関係性

(1) ＳＤＧｓとは

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



(2) 各施策と奥州市版ＳＤＧｓの関連性について

市が実施する施策についても、17の持続可能な開発目標をそれぞれの分野における取組との関連を踏まえ、持続可能な社会の実現に向け、多様な主体においてそれぞれ連携・協働による取組を進めます。

ＳＤＧｓは世界的な取組であり、地域ごとに取り組むべき課題が異なるとともに、解釈も人それぞれであるため、関係者の共通理解を図る必要があると考えます。

このことから、こどもからお年寄りまで、ＳＤＧｓをより身近なものと捉え、市民がひとつとなってＳＤＧｓに資する取組を推進していけるよう、ＳＤＧｓに市の特徴を取り入れるなど、なじみやすいものとした「奥州市版のＳＤＧｓ」を令和４年に作成しました。

この奥州市版ＳＤＧｓと各施策との関連性は、次頁以降に整理しました。



分野	政策		施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさも守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
					1 共に生きる社会の実現を	2 おいしいと安全を届けよう	3 心身の健康としあわせをみんなに	4 自由に学べる環境をみんなに	5 お互いを尊重し合おう	6 きれいな水を今も未来も	7 豊かな自然を大切なエネルギーに	8 働きがいのあるまちをつくろう	9 先端技術を活用できるまちを目指そう	10 市民に公平なまちづくり	11 安心と魅力のあるまちづくり	12 丸ごと余さず使うまちづくり	13 気候変動にしなやかなまちづくり	14 きれいな北上川を維持しよう	15 豊かな森を守ろう	16 誰もが安心・安全を感じられる社会	17 みんなが「つながる」まちづくり
協働・生きがい分野	1-1	協働と地域主体によるまちづくりの推進	1-1-1	市民公益活動の支援											●						●
			1-1-2	地域づくり活動の支援											●						●
	1-2	多様な価値観を認め合う共生社会の形成	1-2-1	ジェンダー平等の推進	●				●					●	●					●	●
			1-2-2	国籍や文化の違いを認め合い、互いに支え合う地域づくり	●				●					●	●					●	●
			1-2-3	ＩＬＣの推進	●				●				●	●	●					●	●
	1-3	生涯学習の推進	1-3-1	生涯学習環境の整備				●													
			1-3-2	読書活動の推進				●													
			1-3-3	文化・芸術活動の支援				●													
			1-3-4	スポーツ活動の支援			●	●													
	1-4	文化財の保存・活用	1-4-1	文化財の調査研究の推進				●							●						●
			1-4-2	文化財の保存と管理				●							●						●
			1-4-3	文化財の公開と活用				●							●						●
	1-5	地域の魅力発信と移住定住・関係人口の創出	1-5-1	市民参画によるシティプロモーションの推進											●						●
			1-5-2	関係人口の創出・交流人口の拡大											●						●
			1-5-3	移住定住の促進											●						●
学校教育・子育て分野	2-1	学校教育の充実	2-1-1	幼児児童生徒の学びの充実	●		●	●	●				●			●	●				●
			2-1-2	安全で充実した教育環境の整備			●	●													
			2-1-3	特別な配慮を必要とする児童・家庭への支援	●		●	●	●						●					●	
			2-1-4	健やかな心と体の育成	●		●	●													
			2-1-5	郷土愛及び自己肯定感の醸成	●		●	●													●
	2-2	こども・子育て環境の充実	2-2-1	保育・教育環境の充実	●		●	●							●						
			2-2-2	子育て家庭の支援	●		●		●						●					●	
			2-2-3	妊娠・出産・乳幼児の健康の支援	●		●		●						●					●	
			2-2-4	青少年の健全育成	●		●	●	●						●					●	
			2-2-5	結婚を希望する人への支援											●						●
健康・福祉分野	3-1	健康づくりの推進	3-1-1	予防を重視した健康づくりの推進			●	●							●					●	
			3-1-2	心の健康づくりの推進	●		●		●					●						●	
	3-2	医療の充実	3-2-1	地域医療提供体制の確保と在宅医療・介護連携の推進	●		●								●						●
			3-2-2	市立医療機関の持続可能な体制構築			●								●						
	3-3	地域福祉の推進	3-3-1	地域福祉活動の支援	●		●								●						●
			3-3-2	包括的な支援体制の整備	●		●								●						●
	3-4	高齢者福祉の推進	3-4-1	高齢者の生活支援	●		●								●						●
			3-4-2	介護予防の推進	●		●								●						
			3-4-3	介護サービスの整備	●		●								●						
	3-5	障がい者福祉の推進	3-5-1	障がい者福祉サービスの充実	●		●								●						
			3-5-2	障がい者にやさしい地域づくりの推進	●		●	●				●			●						●

分野	政策		施策		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさも守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
					1 共に生きる社会の実現を	2 おいしいと安全を届けよう	3 心身の健康としあわせをみんなに	4 自由に学べる環境をみんなに	5 お互いを尊重し合おう	6 きれいな水を今も未来も	7 豊かな自然を大切なエネルギーに	8 働きがいのあるまちをつくろう	9 先端技術を活用できるまちを目指そう	10 市民に公平なまちづくり	11 安心と魅力のあるまちづくり	12 丸ごと余さず使うまちづくり	13 気候変動にしなやかなまちづくり	14 きれいな北上川を維持しよう	15 豊かな森を守ろう	16 誰もが安心・安全を感じられる社会	17 みんなが「つながる」まちづくり
産業・経済分野	4-1	農林業の振興	4-1-1	農地の生産性向上		●							●			●	●		●		●
			4-1-2	担い手等の確保・育成		●						●							●		●
			4-1-3	消費者から支持される農畜産物の生産力の強化								●	●			●					●
			4-1-4	農畜産物の需要拡大		●		●				●	●			●	●		●		●
			4-1-5	農山村の振興											●		●	●	●		●
			4-1-6	森林資源の保全と活用						●		●	●			●	●	●	●		●
	4-2	商工業の振興	4-2-1	商業の振興								●			●						●
			4-2-2	市内企業の技術力・経営力向上への支援								●	●			●					●
			4-2-3	創業支援の充実								●	●								●
			4-2-4	企業誘致の推進								●	●								●
	4-3	観光物産の振興	4-3-1	地域資源を活かした魅力ある観光体験の創出								●			●				●		●
			4-3-2	個性豊かな地域物産の磨き上げと販路拡大								●	●		●						●
			4-3-3	観光物産関係団体との連携と受入環境の充実								●			●						●
			4-3-4	戦略的プロモーションと周遊利便性の向上								●			●						●
	4-4	就労・キャリアアップの推進	4-4-1	若年者等をはじめとした地域企業への就職促進・定着				●				●	●								●
			4-4-2	人材育成の推進				●				●	●								●
環境・安全・防災分野	5-1	生活環境保全と資源循環の推進	5-1-1	３Ｒ＋Ｒの最大化			●	●		●	●				●	●	●	●	●		●
			5-1-2	ごみの適正処理			●	●		●	●				●	●	●	●	●		●
			5-1-3	環境リスクの低減			●			●	●				●	●	●	●	●		
	5-2	環境人材の育成と地球温暖化対策の推進	5-2-1	環境人材の育成			●	●		●	●				●	●	●	●	●		●
			5-2-2	省エネルギー化の推進			●	●		●	●				●	●	●	●	●		●
			5-2-3	再生可能エネルギーの利用推進			●	●		●	●			●	●	●	●	●	●		●
	5-3	安全・安心な市民生活の実現	5-3-1	交通安全対策の推進			●													●	●
			5-3-2	地域防犯力の向上及び犯罪被害者等への支援	●									●						●	●
			5-3-3	消費者に対する意識啓発の推進と相談支援体制の強化	●									●						●	●
	5-4	鳥獣被害の抑制	5-4-1	クマ出没対策の推進		●	●												●		●
			5-4-2	農山村における鳥獣被害対策の推進		●	●												●		●
	5-5	災害に強いまちづくりの推進	5-5-1	災害対応力の強化				●							●		●				●
			5-5-2	消防体制の強化											●		●				●
			5-5-3	災害の予防保全									●		●		●				
都市基盤・地域情報化分野	6-1	道路環境の充実	6-1-1	道路の整備推進									●		●						
			6-1-2	計画的な修繕・改修									●		●						
			6-1-3	利用者の安全環境の整備									●		●						
	6-2	住生活の安定と向上	6-2-1	安全・安心な住宅の整備									●		●						
			6-2-2	空き家対策の推進			●						●		●						
			6-2-3	市営住宅の計画的な更新と維持管理									●		●						
	6-3	安全で安心な水道水の安定供給	6-3-1	水道施設の適正な維持管理			●			●			●		●						
			6-3-2	災害時の給水体制の構築			●			●			●		●						
	6-4	効率的な汚水処理	6-4-1	汚水処理の普及・接続の推進			●			●			●		●			●			
			6-4-2	汚水処理施設の適正な維持管理			●			●			●		●			●			
	6-5	快適な住環境を提供するための公園、景観の維持・形成	6-5-1	公園の適正な維持管理									●		●						●
			6-5-2	良好な景観の維持・形成									●		●						●
	6-6	地域特性を活かしたまちづくりの推進	6-6-1	計画的な土地利用の推進									●		●						●
			6-6-2	都市機能の適切な維持・誘導									●		●						●
	6-7	持続可能な公共交通体系の維持	6-7-1	公共交通ネットワークの最適化と利便性向上	●								●		●						●
			6-7-2	公共交通の利用促進	●								●	●	●						●
	6-8	デジタル社会の構築	6-8-1	行政のＤＸ推進									●		●						
			6-8-2	デジタル社会の基盤づくり									●		●						

第３章　分野別計画

１　協働・生きがい分野

政策１－１　協働と地域主体によるまちづくりの推進

【めざすべき姿】

・地域の住民や活動団体による共助・協働により、公的支援だけでは対応しきれない地域課題に十分対応できている状態。
・地域自治組織が、人口減少による課題を克服し、自立的・持続的に地域の課題解決に向けた活動に取り組むことができる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市民活動団体数（市民活動支援センター登録団体数）（団体）	→	231	228	225	227	
振興会等実施事業参加者数（千人）	→	76	78	93	101	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市協働のまちづくり指針（2021（令和３）年３月改定）

施策１　市民公益活動の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・ＮＰＯ法人を含めた市民活動支援センター登録団体数は、主に団体の解散により 2022（令和４）年度から減少傾向にあり、解散理由の多くが会員の高齢化、共働き世帯の増加及び定年延長による担い手不足となっています。この傾向は今後も続くと見込まれます。

≪課題≫

・市民公益活動団体全般を支援する体制から、社会状況の変化等に合わせて、特に市民ニーズが高い分野や行政では対応しきれない地域課題の解決に取り組む意欲ある団体の、「やりたい」という思いを、新規団体立ち上げ支援も含め、重点的に支援していく体制にシフトしていく必要があります。
・そのため、地域課題を市民公益活動団体と協働で解決するための「協働の提案テーブル」を引き続き運用していくとともに、中間支援組織が不在のため支援が限定的となっている当市においては、全県レベルで活動している中間支援組織等と連携しながら、団体の自律的かつ継続的な活動を後押しできるような体制を構築していく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
地域住民及び社会のニーズに即した新たな課題解決活動に市民公益活動団体が参画できるよう支援します。	□市民公益活動団体支援事業 □市民提案型協働支援事業 □市民活動事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市民活動支援センター新規登録団体数（件）	→	―	7	3	4	
市民提案型協働支援事業認定事業数（件）	↑	6	7	6	6	

施策２　地域づくり活動の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内全地区に組織されている地区振興会は、地区センターを活動拠点に、自ら作成した「地区コミュニティ計画」に基づいた地域コミュニティ活動や地域の課題解決に取り組んでいます。しかし、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、活動の担い手不足と組織全体の高齢化が問題となっています。また、持続可能な活動のための運営体制がぜい弱なため、この状況が続けば、活動の継続が困難となり、人口減少が進む中で地域課題の解決が停滞し、結果として市の行政負担が更に増大する懸念があります。

≪課題≫

・市内全地区に地域自治組織である地区振興会が組織され、地区センターを活動拠点として市民主体のコミュニティ活動が進められていることは、地域課題解決に向けた大きな強みです。しかし、少子高齢化による担い手不足や組織の高齢化等が活動の継続を困難にしています。

・このため、強みである既存の活動基盤を最大限に活かしつつ、担い手不足を解消するための育成及び支援、自立的な組織運営に向けた体制強化、そして組織間の情報共有や連携促進を図り、地域全体の活動の質と持続可能性を高めることが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
地区振興会が地域コミュニティ活動を持続することができるよう、組織の運営及び人材育成について引き続き支援を行うとともに、組織相互や市民公益活動との情報共有を推進します。	□地域づくり推進事業 □地域自治組織情報共有等強化事業 □コミュニティ助成事業
地域活動団体による主体的な地域課題解決に向けた活動を推進するため、支援を行います。	□地域づくり推進事業 □協働のまちづくり基金積立金
地域づくりの拠点となる地区センターを安全に利用できる環境を整備し、活動の推進を図ります。	□地区センター管理運営事業 □地区センターＬＥＤ照明整備事業
地域の持続的な発展を実現するため、地域の課題解決に主体的に取り組むことができる協働の担い手を育成します。	□協働のまちづくりアカデミー事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
地区センター利用者数（千人）	→	403	483	487	467	

協働のまちづくりアカデミー修了者数（累計）（人）	↑	123	130	143	150	

政策１－２　多様な価値観を認め合う共生社会の形成

【めざすべき姿】

・全ての市民が、性別等に基づく差別を受けず、個人の人権が尊重されたうえで、自らの能力を発揮している状態。
・全ての市民が、性別等による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択している状態。
・全ての市民が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画している状態。
・外国人が地域社会の一員として、日本人とともに安全・安心に暮らし、地域活動への参画や日常的な交流が進んでいる共生社会が実現している状態。また、国際人材が育ち国際感覚にあふれるまちとなっている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2005（H17）	2010（H22）	2015（H27）	2020（R2）	
女性人口（15 歳以上）に占める女性就業人口の割合（%）	↑	－	47.5%	49.7%	50.4%	
外国人住民登録者数（人）	－	666	819	1,010	1,132	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市ジェンダー平等推進プラン（2027（令和９）年度～2031（令和 13）年度）

施策１　ジェンダー平等の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・女性が活躍する社会をつくるためにはジェンダー平等が不可欠です。制度面では一定の整備が進んでいるものの、組織、家庭、地域においては固定的な性別役割分担意識が依然として残っています。この固定的な性別役割分担意識が、女性の活躍を阻む要因の一つであることの理解が十分に進んでいないのが現状です。
・社会的背景により性的少数者の存在はある程度認知されてきているものの、性の多様性に関する理解が十分に進んでいないことや、都市部に比べて当事者への支援体制が不十分であることなどから、当事者や家族が生きづらさを抱えています。

≪課題≫

・男女があらゆる分野において対等な構成員として参画するためには、制度の整備だけでなく、不平等な慣行について長期的視野で見直しを進め、アンコンシャス・バイアスについての理解促進など、継続的な啓発活動を通してその重要性が社会全体に正しく理解されるよう、広く呼びかけていく必要があります。
・また、多様な視点で幅広い議論を行い政策決定に新たな発想を取り入れていくためにも、市の政策方針決定の場へ、女性の登用を進めていく必要があります。
・性的指向及びジェンダー・アイデンティティ（ＳＯＧＩ）の多様性についての正しい理解を社会に浸透させるとともに、多様なパートナーシップの関係にある人々が暮らしやすい社会を目指し導入

した奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の活用機会の拡大を図る必要があります。
・また、表面化しにくい性的マイノリティを取り巻く多様な困難を知り、適切な支援につなげられるような仕組みづくりを検討する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・誰もが能力を最大限に発揮できる環境を整えるため、固定的な性別役割分担意識の解消やアンコンシャス・バイアスの気づきを促すための啓発に取り組みます。 ・多様な視点で幅広い議論を行い政策決定に新たな発想を取り入れていくため、政策決定過程への女性の参画を促進します。	□ジェンダー平等推進事業
・性的マイノリティの人権が守られる社会を推進するため、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性についての理解促進を図ります。	□ジェンダー平等推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値 2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	備考
市の審議会等における女性委員の比率（%）	↑	26.6	26.0	25.4	29.2	
社会全体として男性の方が優遇されていると感じている人の割合（%）	↓	－	－	－	－	5年ごとのアンケート調査結果による
性的マイノリティについて内容を知っている人の割合（%）	↑	－	－	－	－	5年ごとのアンケート調査結果による

施策２　国籍や文化の違いを認め合い、互いに支え合う地域づくり

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・外国人雇用事業所の増加や労働環境の変化等により、引き続き外国人住民の増加が見込まれます。地域では、生活習慣や文化の違い、これに伴う生活上のルールに対する認識の相違が、日本人と外国人双方にとって暮らしにくさをもたらしています。

≪課題≫

・外国人と地域住民がともに安全・安心に暮らせるよう、多文化共生の意識醸成と受入れ環境の整備が必要です。
・生活上のルールに対する認識の相違を解消し、両者がともに安全・安心に暮らせるよう、相互理解と協力を深めていくことが必要です。
・外国人が安心して暮らせるよう生活支援のニーズを把握し、適切なサービスの提供と併せて、ごみの出し方等の生活のルールについても情報発信等を通じて啓発が必要です。
・引き続き、外国人が日常生活に困らないよう、外国人のニーズに対応した取組が求められます。
・互いの生活習慣や文化の違いを理解することが誤解や偏見を減らすことになり、トラブル解消や相互理解につながることから、外国人との共生意識醸成の取組が必要です。
・引き続き、異文化理解の促進と共生社会の実現のため、講演会、ワークショップの開催や地域住民

との交流機会を積極的に展開する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・外国人の生活を支援するため、日本語教室、生活全般の相談、多言語での情報発信、医療通訳派遣等の業務を推進します。 ・災害時に自分の命を守れるように防災教育を推進します。 ・多文化共生の理解促進のため、ワークショップや講演会を開催します。	□多文化共生推進事業 □やさしい日本語自動変換ツール導入事業
・国際理解、国際協力思想の意識高揚を図り、国際感覚あふれるまちづくりを推進するため、市国際交流協会が実施する事業に対し、補助金を交付します。	□国際交流事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
外国人相談利用件数（件）	↑	88	99	123	118	
多文化共生事業の参加人数（人）	↑	36	43	13	36	

施策３　ＩＬＣの推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・関係機関等とともにＩＬＣ実現に向けた要望活動を展開し、機運醸成のための啓発活動等を行っています。

≪課題≫

・引き続き、関係団体が一丸となり、ＩＬＣの建設の早期実現に向けて強力に国へ要望活動を行う必要があります。

・ＩＬＣが実現すると海外から多くの研究者や家族が周辺地域に居住することが想定されます。外国人と地域住民がともに安全・安心に暮らせるよう、多文化共生の意識醸成と受入れ環境の整備が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・ＩＬＣ実現のため、国等への要望及び普及啓発活動を推進します。また、関係団体との連携強化を図ります。	□ＩＬＣ推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
ＩＬＣに関する普及啓発活動の	↑	14	8	8	6	

実施回数（回）						

政策１－３　生涯学習の推進

【めざすべき姿】

・全ての市民が学習習慣を定着させ、学習活動の実践を通じ、自己実現と地域参画を実感している社会の実現を目指す。その結果、共生社会の実現とウェルビーイングの向上につながっている状態。
・芸術文化の継承、発展、創造等により、市民の主体的で多様な活動が次世代につながっているとともに、市民が心豊かで活力ある状態。
・健康志向の高まりを背景に、市民がより効率的にスポーツ施設を利用し、生涯にわたってスポーツを楽しみながら健康で充実した生活を送ることができる社会の実現を目指す。これにより、各種目のすそ野が広がり競技人口増加に寄与するとともに、指導者の育成が進むことにより、競技力の向上につながっている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
図書館貸出利用者総数対総人口比率（%）	→	85.00	80.90	81.60	83.39	
文化会館利用者総数対総人口比率（%）	→	195.90	217.24	251.76	227.38	
社会教育講座受講者数対総人口比率（%）	→	28.13	27.51	35.39	39.18	
市内のスポーツ活動団体数（団体）	→	386	395	329	339	
スポーツ活動団体の会員数（人）	→	7,439	7,550	5,442	5,511	
成人の週１回以上のスポーツ実施率（%）	→	62.8	63.2	69.7	71.2	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市教育振興基本計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）
○第３次奥州市生涯学習基本計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）
○第４次奥州市子どもの読書活動推進計画（2024（令和６）年度～2028（令和 10）年度）

施策１　生涯学習環境の整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化等の人口構造の変化、情報通信技術の浸透、コロナ禍を契機としたライフスタイルの多様化により、学習機会提供者となる担い手の減少、地域住民の地域活動への参加意欲の低下、若年層が集団の中で学び体験する機会の減少、情報リテラシーの低下が進んでいます。
・今後は IT 活用型の自学・他学が増加し、地域及び各世代における学習ニーズは多様化・個別化が進む見込みであり、また定年延長等で担い手不足は更に顕在化していくものと考えられます。

≪課題≫

・地域活動の要となる担い手の高齢化を防ぎ、IT 講習やデジタル教材の提供でデジタル格差を解消しつつ、地域住民の郷土愛を醸成させるための生涯学習環境を整える必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域住民が自己実現と地域参画に資する学びを継続できる環境を整備するために、地域における各種講座開催を支援します。	□生涯学習講座支援
・高齢者等のデジタル格差を改善するため、IT 講習会を開催します。	□高齢者 IT 講習会

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
社会教育講座受講者数（人）	→	31,193	29,973	37,923	41,335	

施策２　読書活動の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・スマートフォン等の電子機器の普及により本を読む機会が減ってきており、特に中高生世代の読書離れが進んでいます。図書館における貸出冊数・利用者数も減少傾向にあるとともに、読書活動を下支えしている読み聞かせボランティアも、定年延長や共働きの増加に伴って、その担い手が減少しています。

≪課題≫

・膨大な情報があふれる現代において、読書を通じて学び考える力を養い、自らの判断による正しい情報の取捨選択が求められています。本に親しむ環境を整備することで読書による知識習得の機会を増やして市民の情報収集のリテラシーを向上していくため、中高生世代までの子どもたちに対する読書活動を維持しながら、読み聞かせボランティアの掘り起こしが必要になっています。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・貸出冊数、利用者数の減少を改善するため、幼少期から親子で本に親しむ機会を提供します。	□子どもの読書活動推進事業 □えほんの森
・読み聞かせボランティアの担い手減少を改善するため、新たにボランティアとなるきっかけの場を提供します。	□読み聞かせボランティア講座

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
図書館貸出利用者数（人）	→	94,251	88,136	87,522	87,971	
中学生への読み聞かせ参加生徒数（人）	→	2,636	3,536	3,406	3,178	

施策３　文化・芸術活動の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・文化芸術活動は、生きがいづくりや心の豊かさを育むことなど、市民の活力につながっていますが、少子高齢化や定年延長等の人口構造の変化により、活動の担い手となる人材が不足してきています。この担い手不足は今後も進み、地域における芸術文化活動の維持継承が難しくなっていくことが予測されます。

≪課題≫

・地域における芸術文化活動を継続していくためには、感受性豊かな幼少期から芸術文化活動に触れる環境を整え、市民一人ひとりが自主的に活動できる機会の創出が求められています。また、新たな活動層を取り込むためには、既存の文化芸術の枠にとらわれず、多種多様な分野の活動を支援していく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域住民が主体的に多様な芸術文化活動を維持継続してく環境を醸成するため、幼少期から芸術文化活動に触れる機会を創出し、市民自らが芸術文化活動に参加できる機会を提供します。	□市民参加型舞台支援事業 □市民芸術文化祭

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
文化会館利用者総数（人）	→	217,282	236,651	269,811	239,867	
市民芸術文化祭の参加者数（人）	→	2,002	2,618	2,790	2,739	

施策４　スポーツ活動の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・人口減少、高齢化が進む中、市民の運動習慣は微増ですが、コロナ禍を境に地域での運動会等の行事も減り、若年層のスポーツ活動への参加率は低下傾向にあります。一方で、小中学生、高校生はコロナ禍以前のように大会も開催されるようになり、奨励金や合宿補助などの活用が増えてきています。また、高齢者についても地域ごとに軽スポーツ等を中心に活動が増加傾向にあります。

≪課題≫

・コロナ禍によるライフスタイルの変化も一因となっていますが、現状のままでは若年層の運動習慣離れは進む見込みであるため、全年代を対象とした運動習慣作りが必要です。

・市民スポーツ祭、おうしゅうスポーツデイズ等の既存スポーツイベントを活用し、若年層が参加しやすい環境を整えるとともに、競技スポーツにおいては、全国大会等への出場奨励や合宿誘致・支援の充実を図り、競技力向上とスポーツを通じた地域活性化につなげる必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)

・地域において親子で参加できるようスポーツの場を提供できる環境整備のため、ニュースポーツ等による事業開催を支援します。	□地区振興会等スポーツ事業支援
・奥州市内の小中学生が各種大会で上位大会（東北大会、全国大会）を目指せるよう、奨励金により支援します。	□補助金（小中学校児童生徒文化大会及び体育大会出場奨励金）

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
スポーツ施設年間利用者数（人）	→	438,929	495,146	510,452	507,002	
奨励金を交付した選手数（人）	―	48	174	170	188	

政策１－４　文化財の保存・活用

【めざすべき姿】

・産学官民一体となって文化財が適切に保存・活用され、次世代に確実に継承される状態。
・文化財の活用を契機として地域住民のコミュニティが活性化され、市民のアイデンティティでもある文化財の愛護醸成の機運が高まっている状態。
・文化財の価値が幅広い人たちに理解され、観光の資源としても有効に活用されている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市指定文化財の件数（件）	↑	228	227	227	226	
指定無形民俗文化財の活動状況（%）	→	47	－	48	－	【出典】指定文化財（無形民俗文化財）現況調査

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市教育振興基本計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）
○奥州市文化財保存活用地域計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

施策１　文化財の調査研究の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市には、国指定 18 件、県指定 51 件、市指定 226 件の指定文化財をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地が 1,122 件、地域の歴史や文化を物語る未指定の文化財 8,091 件を把握しています。開発に伴い、新たな周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されているほか、人口減少と人口流出による空き家件数の増加によって古文書や歴史資料といった調査が必要な未指定文化財が急増しており、保存と活用の対象となる文化財が増加しています。

≪課題≫

・文化財を調査・研究することにより、奥州市の特色が明らかになります。しかし、把握調査の実施状況が地域・分野によって異なっており、調査・研究が十分でない文化財があります。また、記録・詳細調査によって更なる活用が見込まれる文化財も残されています。これらを適切に保存・活用するため、産学官民が連携して文化財の調査研究に取り組みます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・未指定文化財の調査を進めるため、調査事業を実施します。	□未指定文化財調査事業
・市内における埋蔵文化財の保護を図るために、遺跡の範囲と性格を把握する発掘調査を推進します。	□市内遺跡発掘調査事業

【成果指標】

指標名（単位）	望まし	実績値	備考

	い方向	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
未指定文化財の調査件数（件） （累計）	↑	2	4	6	8	
他機関との共同調査件数（件） （累計）	↑	3	6	9	12	

施策２　文化財の保存と管理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・保存活用の必要な措置が取られている指定文化財についても、所有者の高齢化、若年層の流出による空き家件数の増加、世代交代等による文化財保護意識の低下がみられます。また、文化財施設の老朽化や保存環境の悪化も懸念されます。

・無形民俗文化財は、社会構造の変化によって従来地域で担ってきた役割（祈願、鎮魂等）が喪失したことや後継者不足に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によって多大な影響を受け、継承に困難をきたしています。

≪課題≫

・文化財は、奥州市のアイデンティティを表すものです。しかし、人口減少が今後更に深刻化することが予測され、その影響は文化財の保存にも及ぶことが懸念されます。この影響を最小限に留め、奥州市のアイデンティティを確実に未来に伝えるため、定期的な文化財の現況調査を行いつつ、文化財所有者や文化財の伝承を支える地域との連携を密にし、保存体制の構築を進めます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・文化財を適切に維持するため、個々の文化財価値が損なわれないように保存事業を実施します。	□歴史的建造物保存・管理事業 □文化財保存・管理事業
・市内の公的施設等に分散保管している考古資料の散逸や、き損防止と保管状況改善のため、資料台帳を整備します。	※調整中

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
文化財パトロールの実施（回）	→	1	1	1	1	
市が管理している文化財の件数（件）	↑	202,556	225,456	237,391	237,391	【出典】アーカイブズリスト

施策３　文化財の公開と活用

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市民の暮らしのなかで、奥州市の歴史文化を伝える文化財を目にする機会が減少し、担い手の育成が難しくなってきています。

≪課題≫

・文化財は奥州市民のアイデンティティであると同時に、コミュニティの活性化や観光の資源でもあります。また、個人所有の文化財や無形の民俗文化財の伝承に、市民の支援は欠かすことができません。そのため、市民による文化財の活用を図る取組を支援します。また、市民に向けて産学官民で行った調査成果の教育普及活動を進め、文化財愛護の意識醸成を図ります。
・奥州市民のアイデンティティでもある文化財をコミュニティの活性化や観光の資源としても有効に活用できるようにするため、奥州市文化財保存活用地域計画に基づいた文化財関連施設再編等検討委員会を開催し、将来的な施設の在り方を検討する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・文化財の価値を広く正しく理解してもらうため、文化財関連施設での展示や、郷土芸能祭の開催などを通じて、文化財の活用を進めます。	□牛の博物館管理運営事業 □（高野・後藤・斎藤・菊田）記念館管理運営事業 □武家住宅資料館管理運営事業 □文化財保存活用事業 □無形民俗文化財保存活用事業
・文化財の活用につなげるため、産学官民が協働してデジタルアーカイブの充実を図ります。	□文化財デジタルアーカイブ作成事業
・史跡の公開、活用を図るため、史跡整備を推進します。	□史跡等公開事業 □長者ケ原廃寺跡整備事業 □白鳥舘遺跡整備事業
・世界遺産拡張登録の取組を地域へ還元するため、「ひらいずみ遺産」の普及、啓発を推進します。	□世界遺産登録推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
文化財施設利用者数（人）	↑	55,537	66,146	68,713	72,911	
デジタルアーカイブでの文化財公開（件）（累計）	↑	1	3	4	5	
文化財関連施設再編等検討委員会の開催（回）（累計）	↑	－	－	－	－	

政策１－５　地域の魅力発信と移住定住・関係人口の創出

【めざすべき姿】

・市民が自分のまちを好きになることで、まちづくりへの参画意欲と生活満足度が高まっている状態。
・広報誌、公式アプリ・ＳＮＳの積極的な活用を通じて、市民が「このまちに住んでいて良かった」と思えるような状態。
・住民や事業者の必要とする情報がわかりやすく、確実に届く状態。
・移住を検討している人や市に関心を持つ人が、市の魅力を理解し、市と関係を持ち、さらには移住・定住している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市公式ホームページのアクセス数（件）	↑	3,421,225	3,465,974	3,777,965	4,118,069	
人口の社会増減数（人）	↑	▲231	▲330	▲245	▲57	

【関連する個別計画】

計画名
○なし

施策１　市民参画によるシティプロモーションの推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市民の中には、自身の住むまちの歴史や文化、魅力について、その良さを語ることができない人も少なくありません。特に若年層においては、地元への関心が希薄化し、愛着や誇り（シビックプライド）の醸成が課題となっています。そのため、2025（令和７）年度に市の魅力を再発見するために市民参加型のワークショップやフィールドワークを開催しました。ここで出された意見などを参考に、現在シティプロモーション戦略を策定中であり、この戦略に基づいた具体的な事業を 2026（令和８）年度から展開していく予定です。
・ふるさと納税制度の成熟とともに市場が拡大し、寄附者、返礼品出品事業者、ポータルサイト運営事業者などが年々増加し、そのニーズも多様化しています。
・度重なる制度改正により年々ルールが厳格化され、今後は市場規模が頭打ちとなる可能性が高く、自治体間競争が一層激化する見込みです。

≪課題≫

・シティプロモーション戦略に基づき、市民が自分の住んでいるまちを好きになり、市民自らがその魅力を広く市外にも発信していけるよう、市民を巻き込んだ事業を展開していく必要があります。
・多くの市民にまちづくりに対する参画意欲を高めてもらうため、引き続きワークショップやフィールドワークを実施していく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・市民が自分の住んでいるまちを好きになり、地域の事業に参加しようとする意欲の向上を推進します。	□シティプロモーション推進事業 □奥州大使事業
・関係人口「奥州ファン」を拡大するために、シティプロモーションツールの一つとしてふるさと納税制度を活用し、奥州市の魅力を発信します。	□奥州ふるさと応援寄附事業 □シティプロモーション推進事業
・市民が求める情報をより多く掲載した広報誌とするため、市民の声を基に誌面のリニューアルを行います。 ・各種デジタル媒体を効果的に活用し、市民が必要な情報を手軽に得ることができるような情報発信を行います。 ・市政に関してより幅広く、手軽に市民の声を聴取することができるよう、デジタル技術を活用した取組を推進します。	□広報事務費

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市民記者の養成数（人）	↑	－	－	－	－	
奥州ふるさと応援寄附件数（件）	→	56,759	66,228	87,998	67,381	
奥州ふるさと応援寄附リピーター率（%）	→	23.72	24.31	22.63	25.90	

施策２　関係人口の創出・交流人口の拡大

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化の進行や進学、就職に伴う若年層の都市部への流出・定着に伴い、地域社会の担い手が不足し、人口減少が深刻化しています。

≪課題≫

・支援体制の整備、若年層の地域愛や帰属意識の醸成、転出者との継続的な関係の構築など、多方面からのアプローチによる関係人口・交流人口の確保に向けた施策に取り組む必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・将来的な移住者となり得る市出身者や市に関心を持つ人々との関係を継続的に保つことを想定し、関係人口の創出に向けた取組を推進します。	□若者関係人口創出事業 □姉妹都市交流事業 ○ふるさと住民登録制度推進事業
・海外姉妹都市交流を通じ、国際感覚を備えた人材の育成や幅広い分野へ波及効果を図ります。	□姉妹都市交流事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市が実施する移住定住施策により移住した人数（人）	↑	41	46	114	148	

施策３　移住定住の促進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化の進行や進学、就職に伴う若年層の都市部への流出・定着に伴い、地域社会の担い手が不足し、人口減少が深刻化しています。

・今後も少子高齢化は継続すると予想されており、若年層を主な対象とした移住・定住施策の充実が喫緊の課題となっています。

≪課題≫

・移住定住プロセス全体における支援体制の整備、若年層の地域愛や帰属意識の醸成、転出者との継続的な関係の構築など、多方面からのアプローチによる移住者確保施策に取り組む必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・移住に関するワンストップ窓口の設置や適時適切な情報発信を行うため、移住支援員を配置し、移住者のニーズに対応できる支援体制を整備します。	□移住・定住促進事業
・経済的負担が移住・定住の障壁になることを防ぐため、補助金の交付や各種支援施策に関する情報を提供します。	□移住支援事業 □移住者住宅取得支援事業
・地域おこし協力隊を委嘱し、地域の活性化と卒隊後の定住を図ります。	□地域おこし協力隊運営事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市が実施する移住定住施策により移住した人数（人）	↑	41	46	114	148	

２　学校教育・子育て分野

政策２－１　学校教育の充実

【めざすべき姿】

・幼児児童生徒一人ひとりが、非認知能力や十分な学力を身に付け、多様な他者と協働して主体的に学び、自らの可能性を伸ばしている状態。
・全ての幼児児童生徒が安心して学ぶとともに、ふるさとへの愛着と将来への希望をもちながら健やかに成長している状態。
・全ての幼児児童生徒が、快適な教育環境の下、学習に集中し、質の高い教育を受けることができる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
標準学力調査における全国平均との対比（%）	↑	小 97.0 中 91.6	小 98.8 中 94.8	小 100.5 中 90.0	小 99.3 中 97.2	【出典】標準学力調査
全国体力・運動能力調査における総合評価（A，B，C）の全国平均との比較（%）	↑	小5 112 中2 116	小5 109 中2 103	小5 106 中2 100	小5 104 中2 106	【出典】全国体力・運動能力調査

【関連する個別計画】

計画名
○第３期奥州市教育振興基本計画（2027（令和９）年度～2035（令和 16）年度）
○奥州市学校再編計画（2021（令和３）年度～2029（令和11）年度）
○奥州市学校施設長寿命化計画（2020（令和２）年度～2029（令和11）年度）
○奥州市学校給食施設再編計画（2021（令和３）年度～2032（令和14）年度）

施策１　幼児児童生徒の学びの充実

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・標準学力調査の結果からは、小・中学校ともに全国平均を上回る状況には至っていないことが分かります。一方で各学校においては、授業改善や学習活動に１人１台端末等ＩＣＴ機器の活用が広がりました。今後も引き続き、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るための授業改善が求められる状況となっています。

≪課題≫

・家庭・地域との協働による学校経営と、教員一人ひとりの資質・能力の向上を目指して日常的な授業改善の充実に向けた支援を継続する必要があります。
・幼児教育においては幼児期の特性を踏まえた教育の充実や「架け橋期カリキュラム」を活用、また、拡大園内・校内研究会等による幼児教育施設と小学校の円滑な接続を推進することが求められます。
・児童生徒の学力の実態を踏まえた指導の充実に向けて、学力調査結果や学習状況調査の分析を授業改善に確実につなげる体制づくりが求められます。
・ＩＣＴ機器やデジタル教材を効果的に取り入れながら、児童生徒の学習意欲を高め、基礎・基本の確実な定着と学習内容を活用する力の育成に向けた学びの質の向上を図ることが課題です。
・教職員による生成ＡＩの使用は、情報活用や問題解決、自身の考えの形成に役立つことから、業務への導入は有効と考えます。その一方で、児童生徒による使用には、保護者の同意等の制限があり、

その利用には一定の注意の必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・児童生徒の学力向上に向けて、学力検査を実施し、結果分析から得た児童生徒の学力の実態や、教職員の指導上の課題等を明確にします。併せて、教職員の授業改善のための研究会等を開催します。	□教育研究所運営事業
・児童生徒が十分な学力や外国語を身に付けるため、学校に講師等の配置及び英語活動に対する助成を推進します。	□外国語指導助手（ＡＬＴ）配置事業 □少人数教育推進事業 □中学校英語検定全額助成事業
・児童生徒の学力向上に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実のために、児童生徒１人１台環境に適したネットワークの整備（更新）を行うとともに、教員のＩＣＴ活用推進に向け、ＩＣＴ支援員による支援を継続します。	□教育用コンピュータ管理事業 □教育ネットワーク整備事業 □学力向上支援事業 □ＩＣＴ支援業務委託事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
標準学力調査における全国平均との対比（%）	↑	小6 97 中2 92	小6 99 中2 95	小6 100 中2 90	小6 99 中2 97	【出典】標準学力調査
「授業が分かる」肯定割合（%）	↑	小 87 中 77	小 87 中 76	小 82 中 77	小 83 中 75	【出典】県学調児童生徒質問紙調査

施策２　安全で充実した教育環境の整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・全国学力・学習状況調査のＣＢＴ方式等をはじめとした教員の対応範囲は増加傾向にあります。2024（令和６）年度からＩＣＴ支援員が各学校を訪問支援する体制を整備していますが、週３時間程度では時間が不足しており、学校がＩＣＴを最大限活用するためには支援体制が十分ではありません。

・学校施設については、トイレの洋式化を 2025（令和７）年度から５か年計画で進めています。一方で、特別教室及び屋内運動場へのエアコン設置や屋内運動場の照明ＬＥＤ化などの環境整備は進んでいない状況です。

・私立学校においても、生徒数の減少が見込まれること、物価高騰に伴う経常経費の増加が運営を圧迫していることから、学校の運営基盤の安定がより一層重要な状況となっています。

≪課題≫

・ＩＣＴ支援員の目標水準「４校に１人」（文部科学省）に対し、奥州市は「約６校に１人」です。国の目標水準には増員を必要とし、かつ、長期的な支援を図る以前に短期集中的な配置により、教員の活用能力を一定レベルまで引き上げることが課題となります（岩手県は「16校に１人」全国最下位）。

・学校施設については、学校規模の適正化と一体的な整備計画の策定が急務です。また、児童生徒の健康・学習環境の向上のため、特別教室及び屋内運動場のエアコン設置や屋内運動場の照明ＬＥＤ

化などの環境整備を、交付金等の有利な財源を活用しながら進めていく必要があります。

・私立学校においては、生徒数減少や教育の多様化・高度化・複雑化といった経営環境の変化に対応できるよう、安定的・継続的な補助金交付による支援体制の確保が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・教職員の働き方改革やデジタルコンテンツの活用による学力の保障のために、ＩＣＴ支援員の巡回による支援を継続的に行います。	□ＩＣＴ支援業務委託事業【再掲】 □学力向上支援事業
・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実のために、児童生徒１人１台環境の運用（更新）を行います。	□教育用コンピュータ管理事業【再掲】 □教育ネットワーク整備事業【再掲】
・遠距離通学生徒の安定した通学手段の確保及び保護者の負担軽減のため、安全で安定したバス運行及び通学費の補助、安全対策を行います。	□小学校スクールバス更新事業 □小学校遠距離通学対策事業 □中学校スクールバス更新事業 □中学校遠距離通学対策事業 □地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
・部活動指導員を配置することにより、中学校教員の負担を軽減し、指導環境を専門的に充実させます。	□中学校部活動指導員配置事業
・市内唯一の私立高校における学校運営の充実、教育環境の維持向上を図るために、学校運営経費等に対して補助金の交付を行います。	□運営事業補助金交付事業 □施設整備事業補助金交付事業
・安全・安心な教育環境の実現を図るため、特別教室及び屋内運動場のエアコン設置や屋内運動場の照明ＬＥＤ化などの環境整備を進めるとともに、経年劣化した学校施設設備の整備、改修等を行います。	□小学校管理事業 □中学校管理事業 □小学校施設整備事業 □中学校施設整備事業 □小学校屋内運動場ＬＥＤ化事業 □中学校屋内運動場ＬＥＤ化事業 ○水沢小学校校舎等長寿命化改修事業 ○水沢南小学校校舎等長寿命化改修事業 □水沢中学校校舎等改築事業
・給食施設再編計画に従い、既存給食センター・単独調理場を段階的に統合します。	□奥州西学校給食センター新築事業（旧学校給食センター解体）

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
ＩＣＴ支援員配置割合（支援員１人当たりの校数）	↓	33	27	8.3	6.25	【出典】教育のＩＣＴ化に向けた環境整備５か年計画
教育施設トイレの洋式化率（%）	↑	52.5	56.6	58.1	63.0	

施策３　特別な配慮や支援を必要とする児童生徒・家庭への支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・不登校出現率はコロナ禍を契機として増加しています。学校での状況だけでなく、家庭環境を含め複数の視点から要因を探り、対応しています。また、特別な支援を必要とする児童生徒も年々増加傾向にあります。学校では個別の指導計画の作成や引継ぎシートの活用が進められていますが、通常学級在籍児童生徒への対応には学校間で差が見られます。

≪課題≫

・不登校に対応するための奥州市教育支援センター及び校内教育支援センターの充実に向けて専門的な人材の配置・増員が求められます。また、今後も特別な支援におけるニーズの高まりが見込まれることから、特別支援教育支援員の継続的配置及び増員による専門的支援体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりの実態に応じた対応を行う必要があります。加えて、通常学級に在籍する支援を必要とする幼児児童生徒へ十分に対応するため、教員研修や校内支援体制の充実が求められます。これまで以上に、学校・家庭・関係機関との連携を強化し、就学前から進学・進路先まで一貫した支援を継続できる組織づくりが課題です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・不登校や特別な支援が必要な児童生徒・家庭への支援を行うため、支援体制づくりを推進します。	□教育支援センター運営事業 □児童生徒心の相談等支援事業 □ことばの教室教育振興事業 □児童生徒支援相談員配置事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
「先生やまわりの人はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」肯定割合（%）	↑	小 79 中 83	小 82 中 83	小 78 中 87	小 79 中 86	【出典】県学調児童生徒質問紙調査
特別に支援が必要な児童生徒の個別の指導計画の作成（%） ①特別支援学級在籍又は正式な通級あり ②通常学級在籍で通級なし	①→ ②↑	①98 ②85	①100 ②80.5	①100 ②87	①100 ②87	

施策４　健やかな心と体の育成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・全国体力・運動能力調査では、総合評価が全国平均を下回る傾向が見られるものの、各学校では実態に合わせて継続的に取組を進めています。

・児童生徒を取り巻く環境が変化する中で、規範意識や社会性の育成について課題が見られることから、各学校では組織的な生徒指導や教育相談の取組を進めています。

・学校給食においては、積極的に地場産物や地元加工品の食材の活用に取り組んでいます。また、学校給食費については、負担感を持つ世帯が存在すると考えています。

・全国平均と比較し、肥満傾向児の出現率が高くなっています。

≪課題≫

・体育授業の充実や日常的な運動習慣の定着を図り、幼児児童生徒の体力向上につなげていくことが求められます。
・児童生徒が自己を大切にするとともに他者を尊重し、よりよい人間関係を築くことができるよう、道徳教育及び教育相談の一層の充実を図る必要があります。
・幼児児童生徒の肥満予防・改善を図るため、望ましい食習慣・生活習慣及び運動習慣の啓発のための取組内容を検討する必要があります。
・2026（令和８）年度２学期から稼働開始した奥州西学校給食センターは大規模な施設であるため、食材購入について、地場産物の生産団体等との調整がより重要となります。
・国の小学校給食費の負担軽減策の実施を受け、当市においては 2026（令和８）年度に小中学校の給食費無償化を実施しました。恒久的な制度の継続には財源の確保が必要とされ、国の小学校及び中学校の給食費完全無償化が望まれます。全国の自治体が国に対して給食費の無償化策を講じるよう要請しており、一自治体の独自策ではなく、国策での実施が強く求められます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・保護者へ負担を求めることなく学校給食の日数と質を維持し、小中学校へ通う児童生徒がいる世帯の支援を推進します。	□学校給食物価高騰支援事業 □学校給食費負担軽減事業
・安心・安全な学校給食を提供するために、厨房機器及び給食車を計画的に更新し、調理、給食運搬の両面において安定的な学校給食を運営します。	□学校給食施設設備整備事業 □給食車購入事業
・自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成を図ります。	□児童生徒心の相談等支援事業【再掲】 □いわての復興教育学校支援事業 □ふるさと教育推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値 2022 (R4)	実績値 2023 (R5)	実績値 2024 (R6)	実績値 2025 (R7)	備考
全国体力・運動能力調査における総合評価（A，B，C）の全国平均との比較（%）	↑	小5 112 中2 116	小5 109 中2 103	小5 106 中2 100	小5 104 中2 106	【出典】全国体力・運動能力調査
肥満傾向児の割合（%）	↓	小5 15.7 中2 12.5	小5 15.6 中2 13.1	小5 12.3 中2 12.9	小5 16.2 中2 11.5	
奥州市産農畜産物の使用割合（主要 29 品目）（%）	↑	38.8%	33.9%	38.0%	34.0	

施策５　郷土愛及び自己肯定感の醸成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・小中学校では、復興教育やキャリア教育を含むあらゆる教育課程において、児童生徒がふるさとの環境・伝統・文化・歴史等への理解を深めながら、地域を知るとともに自己の在り方について考える学習活動を位置付けてきました。

≪課題≫

・学校で培った実践を基盤に、児童生徒がふるさと奥州市の魅力や価値を実感し、ふるさとへの愛着を育むことができるよう、「ふるさと学習」を推進するに当たり、地域にある資源を活用しながら探究的に学ぶこと等、学びを自己の将来や生き方につなげ、主体的に考える力を育成するための取組が求められます。同時に、ボランティア教育や人権教育をとおして、思いやりの心を育む視点も重要です。児童生徒がふるさとのよさを知り、自己の在り方を考えることで、将来への希望をもつことができるよう、学習内容及び学習機会の充実を図ることが課題となっています。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・ふるさとへの愛着を育み、次代の奥州市を担うリーダー的人材の育成をするため、ふるさと学習や体験学習を推進します。	□ふるさと教育推進事業【再掲】 □教育研究所運営事業【再掲】 □中学生体験学習事業 □いわての復興教育学校支援事業
・小中体連体育事業及び文化・体育大会全国大会への出場や記念事業等に必要な経費を補助し、保護者、関係者の負担を軽減することで、競技力等の向上や特色のある学校づくりを促進します。	□特色ある学校づくり推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
「自分の住む地域にはよいところがあると思いますか」肯定割合（%）	↑	小 92 中 88	小 94 中 85	小 91 中 88	小 92 中 88	【出典】県学調児童生徒質問紙調査
「あなたは将来の夢や目標をもっていますか」肯定割合（%）	↑	小 86 中 71	小 85 中 68	小 82 中 68	小 85 中 71	【出典】県学調児童生徒質問紙調査
「自分にはよいところがあると思いますか」肯定割合（%）	↑	小 74 中 70	小 71 中 71	小 68 中 78	小 71 中 78	【出典】県学調児童生徒質問紙調査

政策２－２　こども・子育て環境の充実

【めざすべき姿】

・こどもが地域での学びや交流を通じて心豊かに健やかに育っている状態。
・こどもとその家族が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を受けられる状態。
・多様な問題を抱えたこどもやその家族が、地域で孤立せず交流し、多様性や公平性を尊重されながら支え合っている状態。
・特性や体調等にかかわらず安心してこどもを民間の教育・保育施設に預けられる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
出生届出人数（人）	↑	556	436	434	394	
18 歳以下のこども（人）	↑	15,603	15,003	14,505	13,933	
児童虐待認知数（件）	↓	195	242	226	150	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市こども計画（第３次こどもの権利に関する推進計画、第３期奥州市子ども・子育て支援事業計画）（2025（令和７）年度～2029（令和 11）年度）
○奥州市母子保健計画（第３次）（2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度）
○第４次健康おうしゅう２１プラン（2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度）
○第４次食育推進計画（2025（令和７）年度～2029（令和 11）年度）
○奥州市立教育・保育施設再編計画（2017（平成 29）年６月）（2020（令和２）年度～2035（令和 17）年度）
○公立教育・保育施設個別施設計画（2026（令和８）年１月一部改定）（2021（令和３）年度～2056（令和 38）年度）
○第３期奥州市障がい者計画（計画期間：2026（令和８）年度～2032（令和 14）年度）

施策１　保育・教育環境の充実

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・就学前児童数は、2018（平成 30）年度から 2024（令和６）年度までに 36.1%減少しました。特にコロナ禍の影響を受けた 2023（令和５）年度の出生数は大幅減となっており、その後も回復はしていません。少子化が進む一方、女性の就労や核家族化などの要因により、保育を必要とする児童の割合が上昇したため待機児童が発生していました。しかし、保育需要のピークは既に過ぎたものと考えられ、地域によっては保育施設の整備量が余剰になる地域も発生しています。
・課題となっていた待機児童は、施設数の増加と予想を上回る少子化等により、2025（令和７）年度以降、解消されつつありますが、働き方やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められています。

≪課題≫

・今後は、少子化により教育・保育施設で児童の確保が困難になる状況が予想されます。民間施設の経営安定化を図るため、公立施設の縮小や廃止によって保育需給のバランスを調整する必要があります。

・様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援には、延長保育、一時預かり、こども誰でも通園制度など保育の多機能化が必要です。市内教育・保育施設の多くを民間が担っていることから、保育の提供体制の確保や充実を図るための支援が必要となります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・民間における多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保や充実を図るため、各種支援を実施します。	□乳児等通園支援事業 □私立特別保育支援事業 □保育士・保育人材確保対策事業
・配慮が必要な児童への個別支援を継続するため、関係機関と連携しながら特別支援教育・保育事業を実施します。	□特別支援教育・保育事業 □医療的ケア児保育支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
保育定員充足率（各年度３月１日現在）（%）	→	93.0	92.3	93.9	91.3	【出典】保育所入所状況調書
乳児等通園支援事業実施施設（各年度４月１日現在）（施設）	↑	－	－	－	4	

施策２　子育て家庭の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化、核家族化、デジタル機器利用の低年齢化の進行により、こどもたちが地域や他者と関りを持ち、多様な体験を通じて社会性を身に付ける機会が減少しています。この傾向は継続していくものと見込まれ、こどもと子育て家庭への支援がより一層望まれることが予想されます。

・こどもは友だちとの交流が減り、社会性や情緒の安定が損なわれています。保護者は発達不安や学習支援不足、孤立による精神的負担、共働きやひとり親の経済的困窮に直面しています。少子高齢化で地域コミュニティが縮小し、核家族化とデジタル機器の過度利用が交流機会を奪い、支援が手薄になるとこどもの社会参加力低下や家庭の福祉リスクが拡大するおそれがあります。

≪課題≫

・こどもと子育て家庭が社会から孤立しないよう、家庭内コミュニケーションの大切さだけでなく、地域の良さや他者との関わり方を学ぶ機会を提供し、地域のなかでこどもたちが心豊かで健やかに育つことができる環境づくりが必要です。

・家庭からの相談については、中長期的な視点に基づき相談支援体制の質的向上を図る必要があります。

・子育てに関する多様なニーズに対応するため、関係機関とも連携しながら、効果的・効率的に子育て家庭を支援する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)

・家庭教育の重要さに対する認識を深めるため、家庭教育関係事業を推進します。	□家庭教育講演会支援事業
・子育て家庭の不安解消に向け、相談体制の強化や個別支援計画の策定を推進します。	□一時預かり事業 □家庭児童相談
・子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援を行います。	□利用者支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
家庭教育講座受講者数対総人口比率（%）	↑	0.62	1.48	2.92	2.74	
児童虐待相談終結割合（%）	↑	12.2	19.8	33.7	17.3	

施策３　妊娠・出産・乳幼児の健康の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

【過去から現在までの推移】

・2006（平成 18）年の年齢階層別人口と比較して見ると、2025（令和７）年では年少人口（０～14 歳）が約４割減となっています。出生数は 2015（平成 27）年の年間 832 人から 2025（令和７）年には 402 人と半数以下となっており、少子化が進んでいます。

・産科医師及び小児科医師不足により、胆江圏域での出産や健診、受診が難しい状況になっています。

【現在から将来に向けての見通し】

・少子化がさらに進み、年少人口はますます減少の見込みです。

・核家族化による育児の孤立や育児不安を減らすために、妊娠期から子育て期まで多様なニーズに的確に対応した、切れ目のない支援が必要です。

・安心した出産や健診が受けられるよう、安定した医療の供給に向け、体制づくりが必要です。

・男女を問わず、妊娠前から将来のライフプランを考える機会を持ち、生活習慣や健康について正しい知識を得ることが必要です。

≪課題≫

・妊娠や出産は、普段の生活習慣や健康状態が大きく影響するため、妊娠前から男女問わず自分の身体や望ましい生活習慣について学ぶ機会を持ち、妊娠や出産に伴うリスクを低減できるよう働きかけていく必要があります。

・妊娠中や出産、出産後の不安や悩みを軽減できるよう、よりニーズに応じた妊婦及び産婦、乳幼児の相談のほか、家庭訪問や産後ケアに取り組む必要があります。

・妊婦、産婦、乳幼児に対し、健康の保持増進、早期の疾病の発見・早期治療を図るため、安定した健診の実施に向けた体制整備が必要です。また、保健指導の実施及び各種相談窓口や子育て支援情報等の周知を図る必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・男女を問わず、妊娠前から将来のライフプランを考え、自分の生活習慣を見直し、広い視点で健康意識を向上する機会がもてるよう支援するとともに、妊娠や出産に係る正しい知識の普及、啓発を図ります。 ・治療費用の経済的負担を理由に、妊娠・出産を諦めることがないよう不妊治療を受療している夫婦に対し、治療費への助成を行います。	□母子保健推進事業（思春期保健講話等） □プレコンセプションケア事業 □不妊治療費助成事業
・妊娠、出産に関する身体的・精神的・経済的な不安を軽減するために、情報提供、個別相談や個別ケアを提供しニーズに合わせた伴走支援を行います。	□母子保健推進事業（健診、教室、保健指導、メンタルヘルス事業、相談、訪問、寄り添い支援金給付等） □産後ケア事業
・子育てに関する不安を軽減するために、正しい知識の普及啓発や相談しやすい環境の整備、こどもの成長発達に応じた支援を行います。	□母子保健推進事業（健診、教室、保健指導、相談、訪問等） □産前・産後サポート事業（パパサロン）
・市内に分娩取扱施設がないことから、市外に通院する妊産婦の負担を軽減するため、経済的支援を行います。	□妊産婦タクシー乗車券給付事業 □妊産婦応援給付金給付事業 □妊産婦宿泊費助成事業 □ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
妊娠・出産について満足している者の割合（%）	→	94.3	96.0	98.0	98.8	【出典】４か月児健診問診、５か月の赤ちゃん教室問診
３歳児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した保護者の割合（%）	↑	83.2	82.0	85.4	86.8	【出典】３歳児健診問診

施策４　青少年の健全育成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化、核家族化、デジタル機器利用の低年齢化の進行により、こどもたちが地域や他者と関りを持ち、多様な体験を通じて社会性を身に付ける機会が減少しています。今後、こどもたちが社会の一員として集団の中で生き抜いていくために必要な力が低下していくことが懸念されます。

・核家族化、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が増えています。そのため、放課後にこどもたちが安全に過ごせる放課後児童クラブの利用需要が高まっていますが、定員を超えてしまい、待機児童が発生している小学校区域があります。少子化を見据え需要に見合った数の放課後児童クラブを確保することが必要です。

・また、地域において住民同士で子育てを支え合うファミリーサポートセンター事業についても、需要が増えているが、支援の担い手である提供会員数は高齢化等の影響により減少しています。利用需要に対応できるよう提供会員の確保が必要です。

≪課題≫

・青少年一人ひとりが、社会の一員であるという意識と、集団のなかで共助しながら生きていくことの重要性を再確認してもらう必要があります。

・今後の少子化を見据え、放課後の児童が安全・安心に過ごすことができる環境を効果的・効率的に整備・運営する必要があります。
・行政サービスとしての保育サービス以外の時間帯における保育需要の上昇に応えるため、地域全体で子育てを支える環境づくりの強化が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・青少年の故郷を愛する心を育むため、地域ぐるみの子育て環境を整備します。	□教育振興運動推進事業 □学校支援地域本部事業 □子育て支援事業（ファミリーサポートセンター事業） □少年センター管理運営事業
・青少年自らが社会を生き抜いていく力を身に付けるため、集団活動を通じた体験事業を推進します。	□青少年リーダー育成事業 □寺子屋事業
・こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進するとともに、地域全体で子育てを支え合い、健やかな成長を育む環境を整備します。	□放課後児童健全育成事業 □放課後子ども教室推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
青少年講座受講者数対総人口比率（%）	↑	5.84	5.65	7.18	8.36	
放課後児童クラブ施設における待機児童数（各年度５月１日現在）（人）	↓	54	29	91	142	

施策５　結婚を希望する人への支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・少子高齢化の進行と若年層の都市部への流出に伴い、結婚を望む男女の出会いの機会も減少しています。今後もこの傾向は続くと見込まれるため、効果的な支援が必要です。

≪課題≫

・結婚という個人の価値観に関わる分野への直接的な行政介入が難しいことを前提に、引き続き広域連携による出会いの機会創出や経済的支援を継続していくことが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供し、婚姻率を高めるために、いきいき岩手結婚サポートセンターの入会料を全額補助します。 ・結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、一定の要件を満たす新婚世帯に対し補助金を交付します。	□結婚支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
i-サポ登録料補助件数（件）	↑	50	11	21	36	

3　健康・福祉分野

政策３－１　健康づくりの推進

【めざすべき姿】

・市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身に付け、「心」と「体」相互に健康な生活を維持し、生涯にわたり充実した生活を送ることができるようになる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
悪性新生物による死亡率（人口10万対）	↓	431.1	441.8	409.6	―	【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）
心疾患による死亡率（人口10万対）	↓	274.1	314.3	266.5	―	【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）
脳血管疾患による死亡率（人口10万対）	↓	177.9	177.5	201.5	―	【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）
メタボリックシンドローム該当率（%）	↓	24.9	25.5	26.7	26.8	【出典】特定健診等データ管理システム（法定報告）
自殺死亡率（人口10万対）	↓	19.1	21.3	22.6	―	【出典】保健福祉年報（岩手県保健福祉部）

【関連する個別計画】

計画名
○第４次健康おうしゅう21プラン（2024（令和６）年度～2029（令和11）年度）
○第４次奥州市食育推進計画（2025（令和７）年度～2029（令和11）年度）
○第２次奥州市自殺対策計画（2024（令和６）年度～2029（令和11）年度）
○第４期奥州市国保特定健診等実施計画（2024（令和６）年度～2029（令和11）年度）
○第３期奥州市国保データヘルス計画（2024（令和６）年度～2029（令和11）年度）

施策１　予防を重視した健康づくりの推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・2024（令和６）年の悪性新生物による死亡率は409.6（人口10万対）と減少したものの、県や全国と比較して高い状況にあります。市のがん検診受診率は乳がん、子宮がん検診においては増加傾向にあるものの、大腸がん検診は横ばい、肺がん、胃がん検診は減少傾向です。

・市の特定健康診査の受診率は国や県と比較し高い水準ですが、過去５年間の特定健康診査におけるメタボリックシンドローム該当率は増加傾向にあり、受診者の約４人に１人がメタボリックシンドロームと判定されています。内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより動脈硬化を進行させ、脳血管疾患や心疾患などの疾病のリスクが高くなります。市の脳血管疾患による死亡率は2024（令和６）年度201.5（人口10万対）で県や全国と比較しても高い状況にあります。

≪課題≫

・受検率が伸び悩んでいるがん検診は、検診体制を見直すほか、検診未受診者を把握し受診を促進す

るとともに、継続的に受検できるような意識づけを行う必要があります。
・生活習慣病や生活習慣病の発症リスクを早期に発見するためには、特定健康診査の受診率を向上させる必要があります。
・生活改善が必要なハイリスク者に対しては保健指導を行うことにより生活習慣を見直し生活習慣病の予防・改善につなげることが必要です。
・住み慣れた地域で自分らしく元気で過ごせるよう市民自らが健康に関心をもち、生活習慣病予防やフレイル予防に取り組めるような対策が必要となります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・生活習慣病の予防や早期発見、早期治療のために、特定健康診査を実施します。	□特定健康診査事業
・運動習慣の定着を図るため、運動施設の利用促進や健康教育を推進します。	□運動習慣化促進事業 □特定保健指導事業
・バランスの良い食生活を推進するため、普及啓発を行います。	□健康教育事業 □食生活改善事業 □食育推進事業 □食生活改善推進員の養成及び育成

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
特定健康診査の受診率（%）	↑	50.3	53.1	52.8	51.6	【出典】特定健診等データ管理システム（法定報告）
運動習慣のある人の割合（１回 30 分以上、週２回以上、１年以上）（%）	↑	30.4	31.2	31.9	―	【出典】データヘルス計画策定・運用支援資料（国保連提供資料）

施策２　心の健康づくりの推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・奥州市の自殺死亡率は 2021（令和３）年度 12.6（人口 10 万対）に減少しましたが、2022（令和４）年 19.1、2023（令和５）年 21.3、2024（令和６）年 22.6 と増加傾向です。長期的に見ると、県と比べて低い水準で推移していますが、全国と比較すると高い水準となっています。ただし、一人の死亡者の増減で、自殺死亡率の変化の幅が大きくなるため、中長期的に判断していく必要があります。
・少子高齢化による社会構造の変化や経済的不安など、自殺の要因となるさまざまな社会状況の変化により、自殺者数の増加が懸念されます。

≪課題≫

・心の健康づくりのためのネットワークづくりや健康教育、ゲートキーパー養成、ハイリスク者への継続した支援等、状況にあわせた取組を実施していく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)

・自殺死亡率を減少させるために、心の健康づくり対策を推進します。	□ゲートキーパー養成事業 □心の健康教育事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
ゲートキーパー養成者数（人）	↑	5,877	6,500	6,918	7,249	【出典】保健年報
心配事などを聞いてくれる人がいる割合（%）	↑	93.6	―	―	94.4	【出典】奥州市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

政策３－２　医療の充実

【めざすべき姿】

・全ての市民が、病気や怪我になったとき、身近な医療機関において必要な医療サービスを適切なタイミングで受けている状態。
・市民の健康寿命が伸び、医療費が適正に抑えられる信頼できる医療保険制度のもとで生活できる状態。
・本人や家族が安心して本人の望む最期を迎えることのできる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
救急搬送件数の市内病院搬送割合（%）	↑	93.06	94.61	92.25	91.12	
市立医療機関の患者数（人）	―	148,879	150,415	156,041	151,822	

【関連する個別計画】

計画名
○第３期奥州市国保データヘルス計画（2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度）
○第４期奥州市国保特定健診等実施計画（2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度）
○第４次健康おうしゅう 21 プラン（2024（令和６）年度～2029（令和 11）年度）
○奥州市高齢者福祉計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）
○第 10 期介護保険事業計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）

施策１　地域医療提供体制の確保と在宅医療・介護連携の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・高齢化と人口減少が進む中、市民の約４割が自宅での療養や最期を望むなど、在宅医療への需要が高まっています。
・医療提供体制については、医師不足を背景に、救急医療においては市内の受入件数が減少し、小児医療においては圏域内での入院受入が困難となっており、周産期医療においては市内で分娩ができなくなっています。へき地医療においては、高齢化と独居化により、医療へのアクセス自体が困難な住民が増加しています。
・国民健康保険や後期高齢者医療における一人当たり医療費は増加の一途を辿っており、市の財政負担の増大が見込まれています。

≪課題≫

・全県的に医師の不足（特に小児や産婦人科医などの専門医）が課題となっており、市単独での取組を超えた全県や医療圏域全体での取組が必要となっています。
・今後、へき地医療や周産期医療分野において活用が期待できる遠隔診療については、ランニングコストなど費用対効果の面が課題となっています。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、医療・介護・障がい関係者の連携体制の充実を図ります。	□在宅医療・介護連携推進事業
・適正な財政運営を維持するために、医療費の適正化に取り組み、安定的な運営を目指します。	□国民健康保険事業及び後期高齢者医療の実施
・子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭等及び寡婦の心身の健康を保持し、生活の安定を図るために、医療費の一部を給付し、受診機会の確保を図ります。	□医療給付事業の実施
・住民が安心して暮らせる医療体制を提供するため、医療機関等への支援を行います。	□休日診療所事業 □病院群輪番制病院運営事業 □私的二次救急医療機関支援事業 □歯科休日診療所事業 □救急安心センター事業 □医療介護従事者修学資金貸付事業 □医師養成奨学資金貸付事業
・妊産婦やへき地住民など医療機関に通院することが難しい市民が適切な医療を受けられるようにするため、遠隔診療を推進します。	□モバイルクリニック事業 □国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
救急搬送件数の市内病院搬送割合（%）	↑	93.06	94.61	92.25	91.12	
「希望する療養場所」や「終末の延命治療」などについて、誰とも話したことがない人の割合（%）	↓	51.3	-	-	51.9	

施策２　市立医療機関の持続可能な体制構築

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市立医療機関として市内に不足する小児医療などの継続的な提供が必要なほか、今後は、高齢者救急やリハビリ、在宅医療の比重が増し、急性期の治療から在宅復帰までのつながりが一層重要になります。今後も、医療ニーズの変化に的確に対応し、市民に必要な医療を安定的に提供していかなければなりません。

・経営面では、物価・人件費の上昇による経費増が経営努力による収入増を上回り、大幅な診療報酬の増加も期待できず、今後は施設老朽化に伴う設備投資なども重なることから、厳しい経営環境が続くものと見込まれます。医療圏域全体の地域医療の在り方を踏まえつつ、全体的な最適化の視点で市立の医療提供体制を構築することが重要となっています。

・人材の面では、全国的な医療人材の不足や偏在、働き方改革を背景に、医師・薬剤師・看護師等の安定確保は困難で、当直や救急といった体制の維持が難しくなっています。今後、人材獲得競争の激化が予想され、欠員が出た際の影響はさらに拡大することが想定されます。

≪課題≫

・複数ある市立医療機関の間での役割分担や連携強化、機能集約を図るなど、医療機能・規模の最適化が課題となっています。
・経営健全化の観点では、直近の情勢を踏まえた適切な経営目標の設定、目標達成に向けたＰＤＣＡサイクルに基づく継続的な改善策の深化が必要です。
・医療人材の確保に当たっては、大学医局等との連携強化や、定着を促す職場環境を整え、タスクシフト・シェアにより限られた人員で効率的に医療を提供できる仕組みが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・持続可能な医療提供体制を構築するために、医療機能・規模の最適化と経営改善を推進します。	□市立医療施設の将来の在り方検討事業 □経営改善に関する計画の推進・ＰＤＣＡ運用事業
・医療人材の不足や人員の偏在に備えるため、医師確保対策、医療技術者の施設間連携等を推進します。	□医師養成奨学資金貸付事業 □施設間応援・多職種連携事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
医業収入（千円）	↑	2,738,844	2,527,121	2,719,879	2,837,456	
医師養成奨学資金貸付制度により常勤している医師数（人）	↑	1	1	2	1	

政策３－３　地域福祉の推進

【めざすべき姿】

・住民、地域、関係機関・各種団体、行政などがそれぞれの役割を果たすことにより、「自助、互助、共助、公助」の四つの視点がバランスよく適切に機能し、誰もが個性や尊厳を尊重されながら支え合う「地域共生社会」が実現している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
一人暮らし高齢者数（人）	―	7,349	7,633	7,871	8,685	
要支援・要介護認定者数（人）	―	7,798	7,922	8,038	8,073	
障害手帳所持者数（人）	―	6,517	6,513	6,598	6,488	
生活保護被保護者数（人）	―	1,038	1,012	1,003	972	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市地域福祉計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）
○奥州市地域福祉活動計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）
○奥州市重層的支援体制整備事業実施計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）
○奥州市成年後見制度利用促進基本計画（2027（令和９）年度～2031（令和 13）年度）

施策１　地域福祉活動の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・高齢化が進む中で、山間部では公共交通や流通機能の弱体化が進み、買い物や移動が困難になっている地域があります。一方で、行政区単位で地域セーフティネット会議を構築し、見守り体制は徐々に拡大しています。

・今後は、少子化による担い手不足と高齢化が同時に進行し、自治会・振興会の人員の高齢化、負担の増大が進むとともに、地域における支え合い機能の低下が進むことが見込まれます。

・在宅一人暮らし高齢者は増加傾向が続き、民生児童委員の相談件数は高齢者関連が 55%を占めています。今後は、高齢者の関わりが多い、認知症・ダブルケア・8050 など複合的な課題が増え、制度横断的な支援需要拡大が見込まれます。

・ボランティア団体数、ボランティアコーディネート数は増加傾向にありますが、福祉従事者の人手不足は全国的な課題となっています。

≪課題≫

・地域社会で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、ともに生活する「地域共生社会の実現」を図るため、住民相互に理解し、支え合いを実践していくことが必要です。

・そのためには「自助・互助・共助・公助」の４つの視点が大切であり、これらの４つの視点を地域の実情に合った形でバランスよく適切に機能させる必要があります。

・地域の福祉ニーズに対応して地域住民が主体となって、地域の中で支え合う仕組みづくりを更に進

める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・在宅一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などが抱える生活課題に対してもスムーズに支援につなげていくために、地域における活動の場づくりや支援者の確保などといった体制づくり・強化を推進します。	□地域福祉計画策定及び推進 □避難行動要支援者支援事業 □地域セーフティネット会議 □ご近所福祉スタッフ
・市民が地域生活課題を自分事として捉え、地域全体で支え合うという意識醸成のために、情報発信や福祉教育を充実させるほか、地域における社会福祉活動への支援事業を推進します。	□地域福祉計画策定及び推進 □新規事業の参入を促進するための情報発信 □社会福祉協議会への支援促進

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
にこにこネット地域協力者数（小地域福祉ネットワーク推進事業）（人）	↑	3,497	3,117	2,910	2,671	【出典】奥州市地域福祉計画
ご近所福祉スタッフ委嘱数（人）	↑	1,160	1,136	1,159	1,072	【出典】奥州市地域福祉計画
災害時要援護者避難支援台帳整備人数（人）	→	1,366	1,205	1,158	1,094	【出典】奥州市地域福祉計画
ボランティアコーディネート数（回）	↑	24	23	127	114	【出典】奥州市地域福祉計画

施策２　包括的な支援体制の整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・8050 世帯やダブルケアなど複合的な生活課題を抱える世帯、制度の狭間にある人、社会的孤立により支援につながることができない人など、家族のフォローを前提に属性やリスクごとの支援を行う、従来型の社会保障では対応困難なニーズが増加しています。

・また、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人で親族による支援を受けられないケースが増加しています。

・一方で、人口減少の進展により、家族や近隣での助け合いといった地域社会のつながりの希薄化や、福祉事業者の担い手不足が深刻化しており、現在の枠組みでは、複合化・複雑化した課題を抱える世帯の支援が困難になってきています。

≪課題≫

・複雑化・多様化した問題を抱える世帯を効果的に支援するため、多機関協働による包括的な支援のための体制・仕組み・サービスを整備する必要があります。

・福祉分野内外の関係機関や地域住民との連携・協働を促進し、地域全体で多様なニーズを受け止め、支援につなぐ場やネットワークを構築することが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・誰もが地域でつながりを持ち続けながら生活できる地域基盤を確立するため、権利擁護の体制整備を行います。	□権利擁護推進事業 □成年後見制度利用支援事業 □成年後見制度利用促進事業
・複雑化・複合化する市民の支援ニーズに対応するため、属性を問わない相談支援、社会参加支援、共助促進支援を包括的に提供します。	□重層的支援体制整備事業 □ひきこもり支援推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
権利擁護に関する相談支援件数（件）	↑	396	436	494	384	
重層的支援体制による支援件数（件）	↑	未実施	未実施	8	15	

政策３－４　高齢者福祉の推進

【めざすべき姿】

・全ての高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
高齢者人口（65 歳以上）（人）	―	39,852	39,710	39,426	39,116	
一人暮らし高齢者数（人）	―	7,349	7,633	7,871	8,685	
要介護者及び要支援者の認定率（%）	→	19.3	19.7	20.2	20.4	
認知症高齢者自立度（Ⅱa）以上の認定者数（人）	→	6,626	6,622	6,826	5,179	
特別養護老人ホーム待機者のうち早急入所が必要な待機者数（人）	↓	213	119	123	114	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市高齢者福祉計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）
○第 10 期介護保険事業計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）
○奥州市認知症施策推進計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）

施策１　高齢者の生活支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・独居高齢者及び高齢者のみの世帯は増加しており、地域包括支援センターの相談件数は圏域により差が見られるものの、横ばい又は増加傾向にあります。また、高齢化の伸展により認知症に関する相談、生活支援ニーズに関する相談も増加すると見込まれます。

≪課題≫

・高齢者の生活支援ニーズを把握し、高齢者福祉・介護保険サービスのみならずインフォーマルサービスも含めた支援体制の整備が必要です。認知症に関して「新しい認知症観」の理解を進め、認知症の人の地域での生活を支える担い手の育成と確保が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・一人暮らし高齢者等の地域における自立した生活を継続させるため、健康相談と安否確認ができる事業を推進します。	□高齢者地域生活サポート事業 □配食見守りサービス事業
・増加が見込まれる相談や複雑化・複合化した地域生活課題に対応するために、高齢者支援の中核機関と	□総合相談事業 □権利擁護事業

して地域包括支援センターを設置し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	□包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
・高齢者の生活支援ニーズに対応するため、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの拡充や担い手を育て支え合う地域づくりを推進します。	□生活支援体制整備事業
・認知症当事者の声を尊重し、認知症は誰にでも起こり得るという前提のもと「新しい認知症観」を普及させ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。	□認知症総合支援事業
・高齢者の支援内容の検討や地域づくり・資源開発等のために、個別課題解決・ネットワーク構築・地域課題抽出・資源開発・政策形成の機能を有する地域ケア会議の開催を推進します。	□地域ケア会議推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
配食見守りサービス年間延利用者数（65 歳以上）（人）	→	451	629	774	812	
地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援件数（のべ件数）	↑	735	669	582	529	
生活支援コーディネーターによる通いの場や生活支援等の地域資源の把握件数（総件数）	↑	84	78	162	178	
認知症サポーター養成講座の年間受講者数（人）	↑	832	1,165	1,287	1,044	

施策２　介護予防の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・個々の趣味・趣向の多様化及び労働年齢が高くなったことにより老人クラブ会員数は減少しており、主となる会員の高齢化により会の運営が困難となり廃止するクラブも発生しています。

・介護や介助が必要になった主因は「高齢による衰弱」で、次いで関節疾患・脳卒中・骨折・転倒が続き、特に 79 歳以上で転倒リスクが顕著に上がります。

・住民主体の通いの場「よさってくらぶ」の新規団体は増えているが既存団体の参加者減少が課題となっています。一方で 65～69 歳層の約 62%が地域活動参加の意欲を示しており、地域活動への関与を喚起できる余地が残っています。

≪課題≫

・地域での支え合いの担い手や会員の生きがいづくり等の役割が期待される老人クラブ活動の継続のため、行政として活動状況を把握し、活動方針を一緒に考え、その効果を地域に発信し、地域の様々な世代・団体等と一緒に取り組むという考えの普及・浸透に取り組んでいきます。

・「よさってくらぶ」の筋力維持・社会参加効果を活かし、既存団体と参加者の拡大を図り、特に 65～69 歳層を介護予防の入り口として実際の活動へつなげていきます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・高齢者が自立した日常生活を送れるよう関係機関と連携し、心身の機能低下を未然に防ぎ、社会参加や生きがいを持てる環境づくりを目指します。	□介護予防・日常生活支援総合事業 □一般介護予防事業 □奥州市老人クラブ補助金交付 □奥州市老人クラブ連合会活動助成事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
老人クラブ１クラブ当たりの年間平均活動回数（回）	→	101	115	94	90	【出典】老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助金事業実績書
よさってくらぶの参加者数（人）	↑	1,516	1,704	1,755	2,020	
要支援から要介護への移行割合（%）	↓	38.5	39.6	35.6	39.1	

施策３　介護サービスの整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・要介護状態となるリスクが高い 85 歳以上の高齢者が 2040（令和 22）年までに増加傾向にあり、それに伴い介護サービスの需要増加が予測されます。既に生産年齢人口は減少局面に入っており、さらなる減少が進むことが見込まれ、介護人材が不足するとの見通しが示されています。現に、介護サービス提供事業所からは、人材不足が常態化しているとの悲鳴の声が届いています。このままでは、現場の職員への負担増大により「ケアの質の低下」や「サービスの縮小」が起こり、高齢者が十分な支援を受けられない「介護難民」の増加や、家族が介護に専念するため仕事を辞める「介護離職」など、深刻な影響を及ぼしかねない状況です。

≪課題≫

・必要な介護サービスを提供するため、介護人材のさらなる確保が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・医療介護人材の確保を図るため、市内の医療介護施設に勤務する医療介護従事者の育成や定着のための支援を行います。	□医療介護従事者確保対策事業 □介護職員初任者研修受講料助成事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
介護職員初任者研修受講料助成件数（件）	↑	10	20	2	3	

特別養護老人ホーム待機者のうち早急入所が必要な待機者数（人）	↓	213	119	123	114	【出典】事業所調査（４月１日）

政策３－５　障がい者福祉の推進

【めざすべき姿】

・障がいのある住民が、自らの意思で生活設計を行い、住み慣れた地域で自立した生活を送っている状態。
・住民一人ひとりが、障がいに関する正しい理解と共感を持ち、日常の交流・ふれあい活動が自然に行われるようになる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
自立支援医療（精神通院医療公費負担）の申請延べ件数（単年）（件）	↑	2,578	2,741	2,856	2,932	
身体障害者手帳所持者数（人）	―	4,219	4,116	4,001	3,878	
療育手帳所持者数（知的障がい）（人）	―	1,137	1,166	1,272	1,158	
精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）	―	1,161	1,231	1,325	1,356	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市障がい者計画（2026（令和８）年度～2032（令和 14）年度）
○奥州市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画（2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度）

施策１　障がい者福祉サービスの充実

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・現在、奥州市に住む障がい者は、各種手帳所持延べ数で約 6,400 人、うち 65 歳以上が約 3,500 人と全体的に高齢化が進んでいます。特に身体障害者手帳所持者は減少傾向ですが、発達障がいの早期診断の普及等に伴い、療育・精神の手帳所持者は今後も増加が見込まれます。
・障がい種別（身体・知的・精神・発達）ごとのニーズが細分化し、重度障がい者向けの集中的介護・医療サービスと、軽度障がい者向けの就労・社会参加支援が同時に拡大する見通しです。

≪課題≫

・障がい者の重度化、高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保、定着を図る必要があります。
・障がい児本人の最善の利益を考慮しながら必要なサービス体制の充実を図るほか、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援体制整備を進める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・個々の状況に応じた多様なニーズに対応した福祉サービスを提供するために、専門従事者の育成・確保、ボランティア活動支援及び福祉サービス提供者の研修体制の充	□基幹相談支援センター運営事業 □社会参加支援事業

実を推進します。	□自発的活動支援事業 □人材確保対策事業
・障がいのある子どもに継続的な関わりをもって支援する体制づくりのため、障がい児支援の充実、就学相談指導の充実を推進します。 ・障がい者が地域で自立心をもって生活する環境づくりのため、障がい者の雇用の場の拡大、一般就労への移行促進及び障がい者就労施設における工賃水準向上への取組を推進します。	□基幹相談支援センター運営事業 □相談支援事業 □就労移行支援事業 □就労選択支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
障がい福祉サービスのうち日中活動系サービスを利用した実人数（単年）	↑	211	213	227	215	
障がい者相談支援事業の相談延べ件数（単年）	→	11,826	12,075	11,969	13,063	

施策２　障がい者にやさしい地域づくりの推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・障がい者の就労は社会的、経済的に重要ですが、障がい者を取り巻く雇用、就労環境は、その能力を十分に発揮できない状況です。

・地域社会や住宅における物理的障壁の存在など、障がいのある人に配慮した生活環境の整備が不十分であることや、市民や事業者の障がい者に対する理解が不足することで、障がい者の生活や就労に支障をきたしています。

・障がいの種類によっては、障がい者が自治体情報をはじめとする様々な情報を取得できる手段は限定されています。

≪課題≫

・障がい者が社会の一員として就労するため、本人の希望、就労能力や適性に合った就労環境を整備する必要があります。

・障がい者が社会の一員として安心した生活を送るためには、偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念を浸透させる必要があります。

・障がい者や高齢者の活動範囲を広げるとともに、安全・安心な暮らしのため、移動手段の確保や、情報バリアフリー化を進める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・就労を通じた社会参加の拡大を図るため、障がい者が就労先、働き方についてより良い選択ができる、また、障がい者の能力が十分に発揮できるよう、障がい者雇用の質の向上及び就業を推進します。	□基幹相談支援センター運営事業【再掲】 □相談支援事業【再掲】 □就労移行支援事業【再掲】 □就労選択支援事業【再掲】

・障がい者の安全・安心な生活を確保するため、情報バリアフリー化を推進します。	□社会参加支援事業（各種研修会開催支援） □手話奉仕員養成研修事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
施設入所者の地域生活への移行者数（人）	↑	7	0	1	1	
福祉施設から一般就労への移行者数（人）	↑	9	9	12	14	
手話通訳者・要約筆記者派遣（人）	―	190	112	147	149	
点字・声の広報発行（人）	―	66	64	59	59	

4　産業・経済分野

政策４－１　農林業の振興

【めざすべき姿】

・地域計画の継続的なブラッシュアップや基盤整備等の実施により、担い手への農地集積・集約が進み、遊休農地が増加せず、効率的かつ持続可能な農業が確立している状態。
・多様な担い手により、地域農業が維持されているとともに稼げる強い農業へ転換されている状態。
・地場農畜産物の食農連携・地産地消の取組が進み、地域経済が持続的に循環している状態。
・農山村の農地耕作条件の改善や森林・林内道路網の整備などにより、農地・森林の多面的機能が維持・発揮され、地域農業と集落が活性化されているとともに、持続可能な循環型林業が構築された状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
担い手への農地集積率（%）	↑	63.5	63.3	64.6	65.5	
農業経営改善計画認定数（人）	→	865	863	818	772	
水稲の収穫量（ｔ）	↑	51,900	51,700	53,200	53,600	
主要産地直売所販売額（百万円）	↑	1,520	1,665	1,691	1,461	
遊休農地面積（ha）	→	21.2	18.2	29.9	38.5	
森林経営計画認定数（件）	→	15	16	17	15	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市農業振興ビジョン（2019（令和元）年度策定、2026（令和８）年度改定）
○地域農業経営基盤強化促進計画（2025（令和７）年３月策定）
○奥州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（2021（令和３）年度策定）
○農地等の利用の最適化の推進に関する指針（2019（平成 31）年３月策定、2026（令和８）年度改定）
○おうしゅう地産地消推進計画（2019（令和元）年度策定、2026（令和８）年度改定）
○奥州市６次産業化推進計画（2020（令和２）年度策定、2026（令和８）年度改定）
○奥州市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（2015（平成 27）年度策定、随時更新）
○山村振興計画（2019（令和元）年度作成）
○奥州市鳥獣被害防止計画（2024（令和６）年度～2026（令和８）年度）
○奥州市森林整備計画（2018（平成 30）年度策定）
○奥州市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針（2026（令和８）年３月策定）

施策１　農地の生産性向上

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・平場では基盤整備が進展している一方、水沢・江刺の中山間地域及び全域が中山間地域の衣川では基盤整備が遅れており、市全体の水田整備面積は約 40%台で県平均（53%）を下回っています。

・基盤整備の遅れは、作業効率の低下や生産コスト増につながり、担い手の営農継続を難しくする要因となっています。
・基盤整備事業の実施に当たっては、物価高騰等による事業費増により、事業期間の延伸が懸念されます。
・遊休農地は増加傾向にあり、特に山間地、小区画、水利条件が悪いほ場等の条件不利地では、高齢化による離農、後継者不足、労働力不足等により受け手が見つからず、遊休農地化が進んでいます。
・今後も経営体・労働力不足に加え、生産費の高止まり等により営農継続が困難となり、未活用農地の増加や遊休農地化の進行が懸念されます。

≪課題≫
・農業生産の効率化と生産性の向上のため、担い手不在農地・休耕農地・小規模農地の集約化や農地の大区画化、農業基盤の整備が必要である。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・農地の生産性向上や機能維持を図るため、県営基盤整備事業等の導入を推進し、大区画化、排水対策、水管理の省力化等により作業効率の改善及び維持管理を行います。	□基盤整備推進事業 □中山間地域等直接支払事業 □多面的機能支払対策事業
・地域計画（目標地図）に基づく地域の話合いを継続し、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積・集約を促進します。	□地域計画推進事業 □農地集積・集約化対策事業
・利用状況調査・利用意向調査・あっせん等を継続し、遊休農地の発生防止及び早期解消を図るとともに、関係機関の連携強化により耕作者探索の実効性を高めます。	□中山間地域等直接支払事業 □多面的機能支払対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
基盤整備（ほ場整備）実施面積（ha）	↑	4,899	4,899	5,124	5,371	
担い手への農地集積率（%）	↑	63.5	63.3	64.6	65.5	

施策２　担い手等の確保・育成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫
・後継者がいない経営体数が増加傾向にあるなか、65 歳以上の農業従事者の割合は増加しています。少子化にあるなかで、今後も高齢化と労働力不足は深刻化していくと考えられます。
・基盤整備事業の進展により農事組合法人数は増加傾向にあるものの、高齢化や担い手不足により個人を含む農業経営体総数は減少しています。今後も経営体及び労働力の不足に加えて、生産費の高止まりにより産地間競争力に欠ける状況が想定され、担い手による営農継続が困難となり、未活用農地の増加、ひいては遊休農地化にますます拍車がかかることが懸念されます。特に、条件不利地では、耕作放棄地が顕在化し、生活環境に影響を及ぼすおそれがあります。

・10ha 以上の経営耕地規模の経営体数は増加しており、１経営体あたりの経営耕地面積も増加しています。今後もスマート農業の進展等に伴い、農業経営体の大規模化傾向が続くと考えられます。

≪課題≫

・地域の中心となる担い手や農事組合法人等の構成員は高齢化が進んでおり、後継者や継承先、働き手の確保が必要です。

・農業の振興と発展のため、消費者の視点や多彩な能力が必要であり、女性をはじめとする多様な農業者が参画できるように働きやすい環境づくりに取り組む必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・農業法人の構成員を含む地域農業の担い手確保を目的に、就農支援コーディネーターを配置し新規就農を希望する者に青年等就農計画の策定及び相談支援を行います。また、国の新規就農者支援事業を活用するとともに、市独自の新規就農支援を行うことで新たな担い手の確保・育成を推進します。	□新規就農者支援事業 □担い手育成支援事業
・地域の中心となる担い手の確保・育成のため、営農指導マネージャーを配置し、農業経営改善計画の策定、更新の相談支援を行います。また、国等の認定農業者への支援事業や優遇制度を活用し、担い手の確保を推進します。	□担い手育成対策事業 □農業経営基盤強化促進対策事業 □農地集積・集約化対策事業 □経営継承・発展支援事業
・多角的な視点で地域農業を振興するために、農業関係団体や奥州市での就農を目指す地域おこし協力隊等と連携し、奥州市の農業の魅力を幅広くＰＲすることで、多様な人材の確保を推進します。	□地域おこし協力隊運営事業【再掲】

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
法人の認定農業者数（法人）	↑	124	129	131	134	
新たな認定新規就農者数（人）	↑	6	9	6	5	

施策３　消費者から支持される農畜産物の生産力の強化

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・多くの農業者の経営基盤である主食用米は、価格低迷に加えて資材や機械の高騰もあり、長らく厳しい経営状況に置かれ生産面積が年３～５％減少してきたが、2024（令和６）年のいわゆる「令和の米騒動」を端緒とした価格急騰に伴い、2025（令和７）年産から増加に転じています。

・一方で麦・大豆の生産面積は、主食用米の増加に反比例し横ばいから微減傾向にあります。

・園芸作物は農家の減少や気象変動に伴う高温障害などの影響により生産量が減少傾向にあります。

・畜産においては、和牛の飼養頭数の減少に歯止めがかかっていない反面、全国的な肥育素牛需要が近年大きく増えたことで、子牛の市場価格が高騰し、肥育農家にとっては厳しい状況となっています。

≪課題≫

・担い手が減少傾向にある中、主食用米の生産面積を維持するため、農業の省力化や生産性向上につながる取組が必要です。

・麦・大豆の生産量増加に向け、排水対策技術や高温対策技術の導入のほか、水田を活用した土地利用型作物においても導入品目や技術等への支援が必要です。

・畜産においては、市全体の飼養頭数の維持や畜産農家の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化と肥育体制の構築が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・主要作物である主食用米の生産面積を維持するため、担い手農家を対象としたスマート農業の導入を支援します。	□スマート農業機械等導入支援事業 □産地づくり推進事業
・園芸作物の収量・品質向上や新たな産地化のため、気候変動に伴う高温への対策や、新たな高収益作物の導入を支援します。	□産地づくり推進事業 □先進的農作物等導入支援事業
・和牛の管内一貫体制を推進するため、繁殖農家に対しては繁殖素牛の導入や県有種雄牛の種付けに係る経費、肥育農家に対しては肥育素牛導入に係る経費を支援します。	□畜産振興対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
農業産出額（億円）	↑	206	205	218	307	

施策４　農畜産物の需要拡大

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・人口減少と高齢化の進展に伴い、農畜産物の需要は減少していくことが予測されます。このため、農畜産物の需要拡大のためには、人口減少が相対的に緩やかな首都圏など、新たな販路の開拓と拡大が必要です。

≪課題≫

・人口減少により市内での消費が増えにくい中、農畜産物の需要拡大と生産者所得の向上に向け、市外も含めた継続的かつ安定的な販路の確保と農畜産物の高付加価値化が必要です。

・市内産の農畜産物の需要を維持・拡大するとともに、若者の地域農業への理解や関心を高める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地場農畜産物のブランド力向上と販路拡大による農業所得の向上を図るため、首都圏等での販促活動や、ふるさと納税返礼品等を活用した情報発信を推進します。	□６次産業化・地産地消推進事業

・地場農畜産物の利用拡大と地域内消費の促進を図るため、学校給食における活用や食育との連携、地産地消に関する情報発信、生産者・事業者・消費者が連携した取組を推進します。	□６次産業化・地産地消推進事業
・地域資源を活用した６次産業化による農業所得の向上と地域経済の活性化を図るため、食関連産業と連携した商品開発や販路拡大を推進するとともに、６次産業化と高付加価値化を担う人材の育成・確保を推進します。	□６次産業化・地産地消推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
市の商品開発等の支援による６次産業化件数（延べ件数）	↑	9	10	11	11	

施策５　農山村の振興

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・人口減少や高齢化による担い手の不足により、生産条件が不利な中山間地域を中心に農用地が減少傾向にあります。

≪課題≫

・生産条件が不利な中山間地域を中心とする農用地の減少に歯止めをかけるとともに、農家単独ではなく地域が共同で農用地の維持・活用に取り組むための環境整備が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・農山村の多面的機能の維持・発揮のため地域活動や営農を支援し、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を進めます。また、複数の集落によるネットワーク化（活動の連携）やスマート農業による作業の省力化、効率化を進めます。	□中山間地域等直接支払事業【再掲】 □多面的機能支払事業【再掲】

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
中山間地域等直接支払い制度の取組面積（ha）	→	5,647	5,744	5,723	5,726	

施策６　森林資源の保全と活用

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・本市の森林所有者は、保有５ヘクタール未満の小規模林家が８割を占めています。個別の経営では生産効率が上がらないことから、森林施業の集約化や経営委託を進めるため森林経営計画の作成を

促進していますが、私有林の認定面積は 3.7%（全国：30%）に留まり、計画的な森林施業が進んでいない状況にあります。

・輸入材よりコストが高いことにより、木材の利用が進まず林業経営が困難な状況にあります。また、就業者の高齢化と就業人口の減少が進んでおり、今後も新規就業者の確保が難しい状況が見込まれます。

・近年の大雨による道路洗堀、強風などによる倒木など林道災害が増加しています。また、松くい虫による被害は、高被害地域となっています。

・本市土地の実態把握に向けて地籍調査を進めており、調査対象面積 745.51 ㎢のうち、約 60%となる 444.70 ㎢が実施済みですが、森林所有者の高齢化が進んでおり、未実施地域では相続発生時に権利関係が不明な森林が増えることが予測されます。

≪課題≫

・整備が不十分な森林所有者には、森林経営計画への参画を促し、既存の補助を活用した間伐・再造林等の森林整備をする必要があります。また、小規模な森林においても、市森林整備事業補助制度を活用し、製材工場等への原木供給ができる体制を整える必要があります。

・林業従事者の確保・育成のため、資格取得助成や、就業環境改善などに取り組む必要があります。

・市所管の林道の維持管理を強化するとともに、持続的に使用できる仕組みを構築し、森林の有する公益的機能を維持する取組が必要です。

・地元産木材を活用した地域木材の地産地消による需給システムの構築を進める必要があります。

・病害虫防除については、公益性や景観保全上重要な松林を優先して対策を実施する必要があります。

・土地の所有・利用関係を明らかにし、公租公課の公平化や境界紛争の防止、森林整備に不可欠な情報基盤を確保するため、地籍調査を実施する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・小規模の森林整備に対する補助制度を見直し、活用を促進して森林整備を支援します。 ・市所管林道の維持管理を強化し、継続的に利用できる仕組みを整備し、公益機能を保全します。 ・森林環境譲与税を活用し関係団体と連携して木材利用を促進します。	□森林経営管理事業
・森林所有者の高齢化が進んでおり、地籍の明確化は森林整備に必要不可欠であることから、計画的かつ着実な地籍調査を推進します。	□国土調査事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市有林整備面積（年間）（ha）	→	17.82	17.03	22.29	25.91	
私有林整備面積（年間）（ha）	↑	37.75	13.90	23.80	29.18	

政策４－２　商工業の振興

【めざすべき姿】

・市内小売業等の事業者が、年間商品販売額を現行水準で維持し、売上が安定している状態。
・市内企業の経営基盤の強化が図られ、技術力・経営力が向上し、製造品出荷額が現行水準以上に拡大しているとともに、事業者数が現行水準を維持している状態。
・商業振興ビジョンの重点地域にて、新規の小売店が出店し、来街者数が増加し賑っている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	
小売業年間商品販売額（百万円）	↑	126,095	－	－	－	

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
製造品出荷額等（億円）	↑	3,309	3,395	3,397	3,545	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市まちなか商業振興ビジョン（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

施策１　商業の振興

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内の商業（小売業）の 2007（平成 19）年から 2021（令和３）年の推移は、年間商品販売額は横ばいの傾向にあり、店舗数は 466 店の減少、売り場面積は 12,420 ㎡の増加となっています。郊外への大型店進出により、重点地域商店街での新規出店者数も低調に推移し、商店街・商店会の組織数の減少も顕著であるなど、市街地の商業を取り巻く環境は依然として厳しく、抜本的な施策の転換がない限り、この傾向は今後も続くことが見込まれます。
・その結果、市街地の景観や活力を損なう大きな要因となるとともに、商店街等の活動は停滞・休止に追い込まれ、一部では組織の解散に至るなど、機能維持そのものが困難な状況にあります。また、コロナ禍を経た人々の価値観の大きな変化に伴い、市街地が担うべき新たな存在意義が求められています。

≪課題≫

・市街地全体を一つの「エリア」と位置付け、個店・飲食店・サービス業のほか、歴史的資源や公共施設など多様な要素を連携させた商業振興施策を図る必要があります。
・来訪者が心地よく滞在できる居場所確保に向け、重点地域における創業者支援、魅力ある個店の集積等を図り、人流の増を図る必要があります。
・商業振興に係る事業が一過性で、恒常的な来街者の増加、リピーターの獲得に結びついていないため、ＳＮＳの活用などにより魅力を発信する等、効果的な事業展開を図る必要があります。

・各重点地域のエリアマネジメントが十分でないことから、空き店舗情報やイベント企画などを集約・運営する組織の育成により、エリア再生のための情報発信拠点を整備し、まちを利用したい人のサポート機能をワンストップ化できるようなプラットフォームが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・商業機能が集積する市街地全体を一つの「エリア」として捉え、エリアマネジメント組織の育成・支援するほか、公有財産や空き店舗などの有効活用により、エリア全体の魅力向上を図ります。	□エリアマネジメント推進事業 ○まちなか滞在イベント支援に関する事業
・重点地域内における空き店舗数の減少に向け、創業者への支援や魅力ある個店の集積等を図る取組を推進します。	○空き店舗等活用促進に関する事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
重点地域内の主要地点における滞在人数（水沢：人/日）	↑	―	―	5,976	5,942	
重点地域内の主要地点における滞在人数（江刺：人/日）	↑	―	―	2,607	2,497	
重点地域内の主要地点における滞在人数（前沢：人/日）	↑	―	―	1,628	1,645	

施策２　市内企業の技術力・経営力向上の支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内の工業（製造業）については、製造品出荷額が 2013（平成 25）年から 2024（令和６）年の対比で 3,100 億円の増（4,826 億円）となっている一方、事業所数は 37 の減（250 事業所）となっています。工業団地等への企業誘致が好調に推移している一方、物価高騰や最低賃金引上げの影響や、国際情勢の変化によるエネルギー問題や為替相場、関税への大きな影響が今後も続くことが予想され、特にも地域の中小企業を取り巻く環境は、今後、厳しさを増すことが懸念されます。

≪課題≫

・部局横断での取組や、市外・県外企業や関係機関との連携を強化し、多岐にわたる企業ニーズへの対応力を強化する必要があります。

・鋳造分野における岩手大学との連携を始めとする産学官連携により、企業ニーズと大学シーズのマッチングや交流機会の拡充を図る必要があります。

・金融機関等との連携による事業資金の円滑な調達や、脱炭素の取組促進に対する支援が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・多様な要素を含む企業ニーズに対応するため、分野ごとに７つのチームを編成し、課の枠組みを超えて部局横断的に取り組み、様々な取組や関係機関との	□企業等に対する情報発信に関する事業 □企業間交流促進事業

連携を図り、支援環境の整備に取り組みます。	□関係機関との連携構築に関する事業
・市内企業の経営基盤の強化、競争力向上を図るために、高等教育機関のシーズや関係支援機関が実施するセミナー、補助金等に関する情報をタイムリーに提供する取組を推進します。	□企業等に対する情報発信に関する事業
・技術開発の支援を図るために、岩手大学をはじめとした高等教育機関と企業をつなげる機会の創出及び岩手大学鋳造技術研究センターと連携した鋳造分野の企業支援を推進します。	□岩手大学等高等教育機関との産学官連携に関する事業 □岩手大学水沢サテライト共催セミナー、講座等の実施
・事業資金の円滑な調達を支援するため、中小企業者等に対する融資あっせん制度と利子補給を推進します。	□奥州市中小企業融資あっせん制度
・企業の経営力を強化するために、取引拡大・人材育成・新製品開発等への支援を実施するとともに、既存支援策の活用による生産性向上・ＤＸ化を推進します。 ・市内企業のカーボンニュートラルの取組環境を改善するために、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図りつつ、カーボンニュートラル促進に向けた取組を推進します。	□ものづくり産業育成事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
企業等のフォローアップ件数（件）	↑	547	511	677	681	
制度融資実行件数（件）	↑	273	263	292	337	
ものづくり産業育成事業補助金の利用事業者数（件）	↑	27	34	38	37	

施策３　創業支援の充実

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内の起業・創業者数は増加傾向にあり、今後においても、若年層を中心とした多種・多様な新しい働き方を選択する傾向が強まり、起業・創業者数が増加していくものと見込まれる一方、後継者不足等を理由とした廃業数も増加傾向にあり、この傾向が今後も続くことが懸念されます。

≪課題≫

・引き続き起業・創業者の創出へつなげるセミナーや創業塾の開催を行うとともに、創業後のフォローアップ支援も行い、事業を継続・拡大する支援が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・創業機運を醸成するため、産業競争力強化法に基づき認定された「認定創業支援等事業計画」に基づく	□創業支援事業

創業塾及びセミナーを開催するとともに、創業前の事業計画の策定を支援します。 ・創業者の事業継続を推進するため、創業後のフォローアップ支援や、創業に係る経費の一部支援を実施します。	

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
起業・創業者件数（市が実施する創業支援等事業によるもの）（件）	↑	33	45	43	53	

施策４　企業誘致の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内の製造業においては、製造品出荷額が 2013（平成 25）年から 2024（令和６）年の比較で 3,100 億円の増となっており、立地企業の工場新設が見込まれる江刺フロンティアパークⅡを中心に、今後さらなる従業員数の増加が見込まれています。

・半導体、自動車産業などを中心に集積が進む当市においては、既立地企業による増設の動きも含めて産業用地需要が継続している中で、市内工業団地の分譲率が 97.6%（2026（令和８年）７月現在）と分譲可能な産業用地が不足しています。

≪課題≫

・既立地企業による設備等の増設が増えており、新規立地の促進とともに、既立地企業による設備投資への支援・フォローを行っていく必要があります。

・企業誘致への情報発信や折衝活動は、今後の誘致活動につながるものであり、継続的に行っていく必要があります。

・北上川流域地域における産業用地の需要は続いている一方で、市内工業団地の分譲率は 97%を超えているため、新産業団地の整備を進めるとともに、既存の立地企業が安心して事業を継続できるよう、老朽化した団地インフラ設備の更新を進めるとともに適正な維持管理に努めていく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・若年層の流出を抑えて市の人口減少を改善するために、半導体・自動車関連産業を中心に多様な企業の誘致を進め、同時に既立地企業の設備投資を支援し、地域内に安定した雇用の場を確保することを推進します。	□企業誘致事業
・企業が持続的に事業継続できるように、新産業団地の整備と、ストックマネジメント計画・長寿命化計画に基づく江刺工業団地周辺のインフラ等の整備及び江刺工業団地内の樹木の適正な管理による立地企業の操業環境の保全を推進します。	□産業団地整備事業 □江刺工業団地インフラ長寿命化事業 ○江刺工業団地危険木・支障木伐採事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
計画期間中の新規立地・増設件数（累計）（件）	↑	0	3	4	8	

政策４－３　観光物産の振興

【めざすべき姿】

・歴史・食・自然など地域資源がストーリーでつながり、観光客が回遊しやすく滞在して楽しめるまちである状態。
・ガストロノミーツーリズムをはじめとする奥州市ならではの食・体験が旅の主目的となり、国内外から多くの観光客が訪れる状態。
・観光客の消費額が年々増加し、宿泊・飲食・土産物・体験サービス等への支出が地域全体に波及し、地元産業の売上・雇用が持続的に伸びている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
観光入込客数（人）	↑	1,582,602	1,921,922	1,891,376	1,861,651	暦年集計
市外旅行者による奥州市観光のおすすめ度（10段階中９以上）	↑	－	－	－	－	【出典】いわて観光ＤＭＰでの調査結果
宿泊者数（人泊）	↑	155,846	158,147	142,544	－	

【関連する個別計画】

計画名
○観光プロモーション戦略（2026（令和８）年策定見込）
○奥州湖周辺エリア活用整備構想（2024（令和６）年３月策定）

施策１　地域資源を活かした魅力ある観光体験の創出

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・本市には、歴史、自然、文化、食、伝統的工芸品など、全国に誇れる多様な地域資源を有するものの、それらが個別に存在し、魅力を伝えるストーリーとして十分に構築・発信されていないことが、「通過型観光」の根本的な要因となっています。その結果、隣接する世界文化遺産「平泉」をはじめとする周辺地域の観光客を本市へ十分に取り込めず、市内を広く巡らずに通過してしまうことが長年の課題となっています。
・また、本市の強みであるロケ誘致は、「歴史公園えさし藤原の郷」を中心に長年の実績を重ねていますが、その成果を安定的な誘客につなげる戦略的なプロモーションが課題となっています。
・今後は、国内旅行の伸びが限定的となる一方、訪日外国人観光客（インバウンド）や個人旅行（FIT）は着実に増加しており、単なる観光に留まらない「その土地の深み」「地域独自の体験」へのニーズがさらに高まることが予想されます。さらに、ロケ地としての認知度を実際の訪問行動へと転換させる仕組みの構築が求められます。

≪課題≫

・点在する地域資源を歴史や風土といった共通のストーリーでつなぎ、観光客が市内を巡りたくなるような周遊ストーリーとして再構築し、滞在時間を延長させることで、市内を広く深く巡る「周遊型観光」への転換を図る必要があります。
・また、市内事業者との連携により、既存の強みをさらに磨き上げることが重要であり、これらに加え、インバウンドにも訴求する新たな体験メニューの掘り起こしを推進し、本市ならではの体験価

値を創造していく必要があります。
・さらに、誘客効果の高いロケ誘致をプロモーション戦略の重要な位置付けとし、ロケ実績という資産を確実な誘客へとつなげ、本市のブランドイメージ向上と交流人口の拡大を図る必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域資源が個別に点在し観光客に魅力が伝わりにくい状況を改善するために、歴史・自然・文化のストーリー化と市内全域を結ぶ周遊ルートの構築を推進します。	□観光振興事業 □観光ＤＸ推進事業
・観光客の滞在時間が短く、体験型メニューが不足していることを改善するために、奥州湖を中心にした滞在型・体験型観光コンテンツの開発・提供を推進します。	□奥州湖エリア活用整備推進事業
・ロケ実績はあるが観光誘客へ十分に結びついていないことを改善するために、ロケ誘致強化に加え、聖地巡礼やロケ情報の発信体制を整備して観光誘客へ転換することを推進します。	□ロケ対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
えさし藤原の郷入場者数（人）	↑	75,167	93,476	106,844	96,366	
観光消費額単価（千円）	↑	－	－	－	－	
外国人宿泊者数（人泊）	↑	－	－	－	－	

施策２　個性豊かな地域物産の磨き上げと販路拡大

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・本市は質の高い農畜産物や伝統的工芸品が数多くありますが、それらの価値や魅力が十分に発信されておらず、新たな地域ブランドの確立に至っていません。また国内の物産展等への出展支援は、利用事業者が固定化する傾向にあり、新規参入や販路拡大の機会が限定的です。

≪課題≫

・今後は、物産を単に「売る」だけでなく「観光の目的」に昇華させ、ガストロノミーツーリズムのように、「コト消費」へ繋げるつなげる視点が重要です。そのためには、地域の食文化、伝統的工芸品、農業体験等を組み合わせた高付加価値な体験を創出し、誘客につなげる必要があります。
・奥州ブランドの認知拡大とブランド価値向上のため、ＷＥＢサイトやＳＮＳなどを活用した効果的な情報発信への転換や、新たな販路を強化することが必要であり、国内首都圏のみならず海外も視野に入れた継続的な出展・販路拡大支援が求められます。
・また、市外消費者やふるさと納税寄附者との継続的な関係を構築し、将来的には実際に本市を訪れる交流人口へと転換させることで、持続的な好循環の創出が求められます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域物産が観光資源として十分に活用されていない現状を改善するために、その歴史や風土、背景にあるストーリーを活かしてブランド価値を高めます。	□物産振興事業 ○ガストロノミーツーリズム推進に関する事業
・従来の販路や物産振興の取組が限定的であることを改善するために、ＥＣ活用やふるさと納税と連動した販路の強化と奥州ファンの獲得を図ります。	□物産振興事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
首都圏物産展等出展補助件数（件）	↑	6	5	3	4	
観光消費額単価（千円）	↑	－	－	－	－	【再掲】

施策３　観光物産関係団体との連携と受入環境の充実

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・本市の多様な観光施策を効果的に展開していくためには、官民の連携が不可欠です。その中核を担う観光物産関係団体は、観光推進の重要なパートナーですが、持続的な活動を支える財務基盤の強化や人材の確保が、共通の課題となっています。

・また、観光施設やまつり設備等のハード面の老朽化も進行しており、集客が見込める施設でさえ計画的な改修が進まず、増加するインバウンドへの多言語化などの環境整備も追いついていません。

・さらに、伝統あるまつりやイベントは、従来規模での開催すら困難となっているのが現状です。今後は、人口減少や担い手不足等によりさらに困難な状況となることが見込まれるため、関係団体と連携し、人や資源、ＤＸの活用による生産性向上を図っていく必要があります。

・そのため、地域一体で戦略的に取り組む推進体制を構築していくとともに、計画的な受入環境の整備を進めていくことが重要です。

≪課題≫

・老朽化した観光施設やまつり設備については、観光客の安全確保と満足度向上のため、計画的な再生・充実が急務となっています。その際、単なる修繕に止まらず、「周遊型観光」の推進に資する付加価値の高い整備・改修へとつなげ、持続可能な観光基盤を構築することが重要です。

・また、財務基盤の脆弱性や人材不足に直面する観光物産関係団体に対し、ＤＸ化や専門人材育成等の支援を通じて運営基盤の強化と省力化を後押しするとともに、協働を深化させることで、インバウンドを含む多様な観光客に対応できる質の高い受入環境を整備していくことが求められます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・インバウンド対応が遅れていることを改善するために、多言語化などの環境整備を推進します。	□訪日外国人観光客受入拡大事業 □観光ＤＸ推進事業
・老朽化した観光関連施設及び設備の適正管理のため	□観光施設管理運営事業

維持補修を行うとともに、アンケート等を基に、更なる集客力向上のため施設等の整備・改修を行います。	□日高火防祭はやし屋台修繕補助金
・祭り・イベント運営の担い手不足の課題を解消し、将来的な継続を図るために、関係団体と連携し、地域一体で戦略的に取組を行います。	□まつり事業経費 □奥州産業まつり事業負担金

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
まつり・イベント観光入込客数（人）	→	132,374	383,950	363,910	369,727	暦年集計
外国人宿泊者数（人泊）	↑	－	－	－	集計中	【再掲】

施策４　戦略的プロモーションと周遊利便性の向上

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・本市の情報発信は、これまで勘や経験に頼ったターゲット設定による画一的な手法が中心でした。また、広大な市域に観光資源が点在する一方、公共交通の利便性が低く、自家用車を持たない観光客にとって市内周遊が困難な現状にあり、滞在時間の短縮や機会損失の一因となっています。

・今後は、個人旅行（FIT）やインバウンドの比重が高まり、旅行者のニーズは一層多様化・細分化することが予測されます。そのため、個々の関心に合わせた的確な情報提供と、いわて観光ＤＭＰを活用した各調査データによる分析に基づき、本市の資源に関心の高い層を特定し、戦略的にアプローチするデータマーケティングの確立が必要です。

≪課題≫

・前例や経験に頼った画一的なプロモーション手法から脱却し、人流データやいわて観光ＤＭＰ等を活用したデータマーケティングへ転換することが喫緊の課題です。

・旅行者ニーズを把握し、本市に関心の高いターゲット層に対し、体験コンテンツや「ガストロノミー・ツーリズム」といった魅力ある情報を効果的に届け、実際の訪問行動に結び付けていく必要があります。

・また、周遊促進に向けて、交通インフラの抜本的な拡充が困難である現実を踏まえ、本市を訪れた観光客がストレスなく市内を移動できるよう、利便性を向上させ、周遊エリアの拡大を図ることが求められます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・観光情報発信が経験則に依存していることを改善するために、データ分析に基づくターゲット別マーケティングを実施し、効果的な情報配信を推進します。	□観光ＤＸ推進事業【再掲】
・公共交通の利便性が低く観光客が市内周遊しにくいことを改善するために、デジタル技術を活用した周遊支援サービスを推進します。	□観光ＤＸ推進事業【再掲】

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
奥州市観光物産協会サイト閲覧数（回）	↑	30,593	28,693	35,530	33,673	
観光消費額単価（千円）	↑	－	－	－	－	【再掲】

政策４－４　就労・キャリアアップの推進

【めざすべき姿】

・地域企業が必要な人材を安定的に確保し、かつ、人材が定着している状態。
・管内の就職率が向上し、離職率は低下している状態。
・生産年齢人口の市外流出が減り、市外からのＵＩターンが増え、人口の社会動態のマイナス幅が減少している状態。
・地域企業の生産性が向上し、経営力が上昇している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
新規高卒者の管内就職率（%）	↑	48.5	42.8	51.1	45.9	
管内有効求人倍率（%）	↑	1.51	1.28	1.15	1.18	
高卒者の入社１年目の離職率（%）	↓	16.7	17.4	15.0	14.8	

【関連する個別計画】

計画名
○なし

施策１　若年者等をはじめとした地域企業への就職促進・定着

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・水沢管内の有効求人倍率は、2015（平成 27）年以降 1.0 倍を超える水準で推移しており、雇用環境の安定がみられる一方、企業の人材確保が困難な状況が今後も続くことが予想されます。
・新規高卒者の約６割が進学し、その多くが県外に転出していますが、進学先の卒業時にＵターンする割合が極めて少なく、今後さらに管内の人材不足が深刻化していく可能性が高くなっています。
・少子化の進行により若年労働者の減少が顕著となっており、新規学卒者を含む若年者だけの採用では十分な人材を確保できなくなっている状況です。
・ＡＩ等新たな技術開発・普及に伴い、就業者を取り巻く労働環境は変化を続けており、多くの就業者は十分に対応できない状況にあります。

≪課題≫

・県外進学者のＵターンの促進のため、市内の企業情報を学生に届ける必要があります。併せて、Ｕターンに対する支援策を実施する必要があります。また、中高生等に対し、進学前に市内企業を周知することも必要です。
・採用意欲があっても十分な人材確保が進まない企業に対して、子育て中の女性や外国人、シニア層など多様な人材の採用に向けた支援とともに、企業の採用力向上につながる取組が必要です。
・技術動向や就業環境の変化に対応可能な労働者に対する継続的なキャリア形成の促進が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・地域企業の雇用状況を改善するため、求職者とのマッチングの機会の創出や、企業の採用力向上に関するセミナー等の開催により、地域企業への就職の促進及び定着を推進します。	□雇用対策事業
・人材不足に窮する企業の人材確保のため、外国人雇用に係る支援策の構築及びセミナー等を通じた外国人材雇用に関する制度周知を強化し、外国人材の円滑な受け入れを推進します。	○外国人雇用の支援に関する事業
・求職者の就職率の向上や企業の雇用状況を改善のため、就職支援機関である「ジョブカフェ奥州」の運営委託により、就職及び人材確保の支援を推進します。	□ジョブカフェ運営事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
新規高卒者の管内就職率（%）	↑	48.5	42.8	51.1	45.9	
高卒者の入社１年目の離職率（%）	↓	16.7	17.4	15.0	14.8	

施策２　人材育成の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・昨今の少子化により市内企業の多くが十分な人材を確保できず、退職者の補充ができないなど人手不足となっており、社員の人材育成を行う余裕がない状況です。

・人材育成に対応し切れていない企業においては、熟練従業員のスキルを若年従業員等へ円滑に継承できないなどの状況が発生し、事業継続が困難になることが危惧されています。

≪課題≫

・人材育成の余裕やノウハウを有さない社員の人材育成が困難な状況にある企業を支援する必要があります。

・働きながらも社員が意欲や目的意識を持ちリスキリングに取り組める職場づくりとして、セミナー等を通じて企業全体で取り組めるような支援が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・リスキリング環境を整えるために、従業員の技術力の向上等に資する施設の運営支援や設備の維持更新を推進します。	□胆江地域職業訓練センター管理運営事業 □江刺産業技術交流センター管理運営事業 □前沢勤労者研修センター管理運営事業
・企業が必要とする人材の育成を支援するため企業ニーズを正確に取り込むとともに、社員が高い目的意識を持ちながら取り組めるようなセミナー等の実施を推進します。	□人材支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市人材育成セミナーの受講者数（人）	↑	35	48	50	72	
職業訓練受講者数（自主事業・受託事業）（人）	↑	816	939	790	790	

５　環境・安全・防災分野

政策５－１　生活環境保全と資源循環の推進

【めざすべき姿】

・市民及び事業者それぞれが、３R+Rやごみの適正処理の意識を共有し、リサイクルの推進、ごみを減らす積極的な行動が定着し、ごみが減り資源が循環している状態。
・市民の環境に対する意識の向上が図られるとともに、身近な住みよい生活環境が保全されている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
家庭系ごみ年間排出量（t）	↓	21,105	20,086	19,878	19,511	
定点観測地点の水質環境基準Ａ類型※（大腸菌数を除く）の達成率（%）	↑	82.4	64.7	70.6	70.6	※河川及び湖沼に係る生活環境の保全に関する基準として、環境省が水素イオン濃度（pH）等の５つの項目に係る基準値を利用目的に応じＡＡ～Ｅ類型として定めており、このうち、２番目に厳しい基準のこと。

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市環境基本計画（第２次　2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度）（第３次　2027（令和９）年度～）
○奥州市一般廃棄物処理基本計画（2022（令和４）年度～2030（令和 12）年度）

施策１　３R＋Rの最大化

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量は、2018（平成 30）年度の 489g から、2025（令和７）年度は 503g と近年ほぼ横ばいで、2030（令和 12）年度目標である 473g 以下には遠い状況です。
・一般廃棄物の処理経費は増加し、2025（令和７）年度は約 10 億円、市民１人当たり経費にすると 9,513 円と、2018（平成 30）年度比で約 68%増加しています。
・また、2025（令和７）年度の可燃ごみ組成分析では、リサイクル可能な「紙、布類」が 46.48%を占めており、分別の徹底が課題です。リサイクル率も 2025（令和７）年度実績で 14.3%に留まり、「一般廃棄物処理基本計画」の 2030（令和 12）年度目標である 26.0%とは大きな乖離があります。
・人口減少・高齢化で単身高齢者が増え、分別・排出の困難が拡大するおそれがある一方で、国の「プラスチック資源循環促進法」等で３R＋R（リデュース、リユース、リサイクル＋リニューアブル）が強化され、プラスチック資源回収がより一層求められる傾向にあります。今後ごみの減量が進まなければ、将来世代に多額の財政負担を残すおそれがあります。

≪課題≫

・ごみ排出量に応じて負担を求める「排出者責任」と「負担の公平性」を明確にし、市民一人ひとりにごみ減量への強い意識や動機付けを与えることも必要です。
・製品プラスチックなど新たなリサイクル品目に対応するためには、分別のルール変更、市民への周知、新たな収集・選別・再商品化ルートの確保など、リサイクルシステム全体の再構築が必要となります。

・リサイクル率の向上や不法投棄の増加防止のためには、排出者が資源を排出しやすい環境を整備することも必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・３Ｒ＋Ｒとごみの減量化を推進していくため、製品プラスチック等の新たなリサイクル品目の対応とそれに伴うリサイクル体制の再構築を検討します。	□塵芥収集事業 □ごみ減量化促進対策事業
・あらゆる世代の市民に「ごみ減量」や「資源循環」について意識付けるため、従来の出前講座を充実させるほか、インターネット等の更なる活用により若年層にも啓発を図るとともに、ごみ有料化を含めた有効な施策を検討します。	□塵芥収集事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
ごみリサイクル率（%）	↑	14.0	14.7	14.8	14.3	
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（g）	↓	520	500	504	503	

施策２　ごみの適正処理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市内の不法投棄常習個所数は、当該箇所の清掃の取組等の成果もあり、減少傾向にあるものの、発生個所は、山林や通行量の少ない道路沿いや私有地等、身近なところで発生しています。また、投棄物は家庭ごみだけでなく、自治体処理が困難なものなど多様化しています。

・集積所は、利用状況に応じた見直しをしている一方で、多世帯型のアパート建設に伴う、集積所の新規追加などが行われている状況です。

・一方で、2025（令和７）年度「環境基本計画等の策定に係るアンケート」では、粗大ごみやリサイクルの回収日時や持ち込み場所の充実、分別情報の周知を求める声が寄せられています。

・人口減少と高齢化が進むなかで、不法投棄やごみの分別・排出の困難の拡大が見込まれます。

・高齢化の進行に伴い、戸別収集や排出サポートといった、福祉的要素を含んだサービス需要が高まります。

・ごみ処理費用の増加も見込まれることから、収集体制見直しも必要であると考えられます。

≪課題≫

・解消が容易な不法投棄常習箇所を優先して減らしていく必要があります。

・ごみ分別やリサイクル情報や方法等を分かりやすく周知し、一人ひとりの「意識や動機付け」につなげることが必要です。

・簡単に購入できる処理困難物への対応や、ごみの適正処理につながるような「排出しやすい環境づくり」の検討も必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・不法投棄を抑制するために、監視体制の強化と処理困難物の回収可能性等の検討を行います。	□塵芥収集事業【再掲】
・ごみ適正処理を推進するため、ごみ分別・資源物に情報や方法等を分かりやすく周知していくとともに、現状や市民ニーズを踏まえたごみ収集体制の見直しを検討します。	□塵芥収集事業【再掲】 □環境衛生事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
不法投棄常習個所数（箇所）	↓	25	27	18	18	

施策３　環境リスクの低減

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・水質の状況について、主な河川の水質及び事業所排水は、一部基準超過の項目も見られますが、概ね基準値内に収まっています。

・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等の除染によって発生した土壌（除去土壌等）については、2025（令和７）年３月に国の省令改正により、埋立処分が可能となり、2026（令和８）年には「公共施設等除去土壌埋立処分方針」を策定し、埋立処分に向け準備を進めています。

≪課題≫

・河川及び事業所排水について、今後も監視を継続するとともに、関係機関との連携強化などにより、調査結果を踏まえた、より効果的な河川等水質管理を行っていく必要があります。

・調査項目（ＰＦＡＳなど）の追加や調査手法の合理化・効率化を検討する必要があります。

・放射線対策について、市民の理解と協力を得ながら、安全を確保し除去土壌の処分と最終処分を進める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域の良好な水環境を保全していくため、市内の河川、ため池等における水質の定点観測及び事業所排水の測定監視を行います。	□河川等水質検査事業 □事業所排水水質測定事業
・安全で計画的な除去土壌の処分を実施していくため、市民の理解を得ながら、国や専門機関と緊密な連携を取り進めていきます。	□公害対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	

油類等有害物質漏洩事案の解決割合（%）	→	100	100	100	100	

政策５－２　環境人材の育成と地球温暖化対策の推進

【めざすべき姿】

・地球温暖化の緩和について「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指し、市民、事業者が地域の脱炭素化、環境負荷の低減に一層取り組んでいる状態。
・計画期間最終年度には、市民一人ひとりが環境人材としての自覚を持ちつつ、日常生活における再エネの利用や省エネ化など積極的に取組を進めており、温室効果ガスの削減が進んでいる状態。また、資源循環も進み、地上資源基調を前提とした事業活動や消費行動が市民や事業者等に定着している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
市域内の電気使用量（ＭＷｈ／年）	↓	720,960	718,090	682,745	－	
市域内の二酸化炭素排出量（千ｔ−CO_2）	↓	994	941	895	－	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市環境基本計画（第２次　2017（平成 29）年度～2026（令和８）年度）（第３次　2027（令和９）年度～） ○奥州市地球温暖化対策実行計画事務事業編（2027（令和９）年度～） ○奥州市地球温暖化対策実行計画区域施策編（2027（令和９）年度～）

施策１　環境人材の育成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・自然資本の回復を含む環境保全は、地球温暖化防止や循環型社会形成などによってなされることから、住民の理解と主体的な行動が不可欠です。市民一人ひとりが環境人材として活躍することが必要ですが、この人材育成に関する取組が不十分です。

≪課題≫

・少子高齢化、若年層の減少、高齢者の増加を踏まえつつ、各世代のニーズに合わせた学習内容や環境保護の取組方法が求められます。国等が推進する最新のキャンペーンや活動にも合わせながら、環境人材の育成を広く行っていく必要があります。
・環境意識の形成は、将来の行動変容や持続可能な地域社会の実現に重要です。現在の環境問題の解決にあっては、環境保護などの取組を道徳的に捉えるのではなく、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的な向上を目指すという意識が主流であるという考え方に改めていくことが必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・学校、地域コミュニティ、企業、個人など様々なカテゴリの対象者を環境人材として育成します。	□ 環境教育事業

・市内の省エネの取組や再生可能エネルギーの利用を含む地球温暖化対策を強化するため、市民、事業者、市職員に対する周知広報や環境学習を推進する。	□ 環境教育事業 □ 環境保全啓発事業 □ 脱炭素化推進対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市民の環境学習イベント等の参加者理解度（%）	↑	97.8	97.6	94.3	94.1	

施策２　省エネルギー化の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・国内外の影響による物価高騰によりエネルギー消費に係るコストが増加しています。事業者においても家庭においてもコストの削減の一環として、省エネに関する取組の機運が高まっています。
生活や事業のコストの削減のため省エネに取り組むことで、地球温暖化の緩和に自然と貢献することができるようになり始めています。

・特に事業者においては、省エネ推進などの地球温暖化への取組、温室効果ガスの削減が新たな価値として認識され、取組に積極的な事業者は持続性の高い堅牢な事業者としての評価を得ていくものと思われます。

・国が推進する「デコ活」や市が行う「おうしゅうエコ事業所」など様々な施策が入口となり、個人や事業者における日常的な取組の定着に貢献しています。市民、事業者、市においてそれぞれ一層の省エネを推進していく必要があります。

≪課題≫

・ゼロカーボンの達成に向けて、全ての家庭、事業者、公共施設の省エネを促進する必要があります。

・事業者、市民、職員に対する環境配慮行動、様々な地球温暖化対策に関する制度や情報などの周知啓発、学習の継続的な実施が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・市内事業者の省エネ化を促進するため、おうしゅうエコ事業所制度等の省エネに係る各種制度の普及を図り、事業を実施します。	□ 環境保全啓発事業【再掲】
・家庭の省エネ化を促進するため、住宅設備や家電の省エネ化を推進します。	□ 省エネ家電買換促進事業
・市の公共施設等における省エネ化を促進するため、省エネ設備への更新や市職員のＥＭＳを推進します。	※特定の事業はない。各課の所管施設や設備の切り替えや調達電力の契約の切り替えなどを各課において推進するもの。

【成果指標】

指標名（単位）	望まし	実績値	備考

	い方向	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
おうしゅうエコ事業所制度登録数（件）	↑	95	95	138	153	
市施設における電気使用量（MWh）	↓	31,484	30,666	29,582	29,356	

施策３　再生可能エネルギーの利用推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市域内の再生可能エネルギーの発電量は、順調に増加しています。市域内の電気使用量に対する再生可能エネルギーの発電量の割合も増加しています。

・市が 2025（令和７）年度に行った環境基本計画策定のための市民向けアンケートにおいて、８割以上の市民が再生可能エネルギーの利用を含む地球温暖化対策を重要と認識している一方、所有している設備や費用などを理由として関連する設備機器の導入が進んでいません。

・市域内の二酸化炭素排出量は、国の最新の集計で2023（令和５）年度は895千ｔと減少傾向ですが、特に排出量を占める産業部門と運輸部門については、経済の動向に左右されている側面が多く、増減ともに一定の方向性を示していません。一方、家庭部門由来の排出量については、近年、漸減傾向が見受けられるようになってきています。

・市の事務事業における二酸化炭素排出量は基準年度の 2013（平成 25）年度に対し、2025（令和７）年度は約 43%減となっています。

≪課題≫

・再生可能エネルギー施設の環境への影響が全国で注目され始めている点を踏まえ、地域住民の理解や、関連法令等の基準も十分に満たした適正な再生可能エネルギー発電事業に対し、協力を行うことが必要です。

・市域内における再生可能エネルギーの消費が進んでいない可能性があることを踏まえ、産業や運輸、家庭などいずれの部門においても、自家消費型の発電、蓄電設備の導入や購入電力自体の再生可能エネルギーへの切り替えを促進する必要があります。また、効果的な再生可能エネルギーの導入、利用を行うため専門家による診断やアドバイスの実施、HEMS などによるエネルギーの可視化などを行う必要があります。

・事業者や家庭における再エネ関連の設備の導入において、初期費用が大きな問題となっていることから、これに対する補助制度の実施などを検討する必要があります。

・市の施設等、率先して再生可能エネルギーの導入や省エネ化により脱炭素を推進し、それとともに運用コストの低減や施設等のレジリエンスを強化し、自然災害などの気候変動影響への適応も進める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・市施設における再生可能エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー由来の電力の調達による市の事務事業の脱炭素化を推進します。	※特定の事業はない。各課の所管施設や設備の切り替えや調達電力の契約の切り替えなどを各課において推進するもの。

・家庭における再生可能エネルギーの導入促進のため、発電、蓄電、給電設備の設置や、専門家、アドバイザーによる支援を行います。	□ 脱炭素化推進対策事業【再掲】

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量（t-CO_2/年）	↓	22,619	21,448	18,115	18,526	

政策５－３　安全・安心な市民生活の実現

【めざすべき姿】

・子どもから大人まで交通安全に対する意識が根付いている状態。
・多様な取組により事故への不安が大幅に軽減され、住民が安心して移動できる環境が実現している状態。
・住民同士が相互に見守り活動や防犯教育を協働で実践するなど、地域に根付いた防犯体制が整い、住民の防犯意識が高まることで犯罪の未然防止につながり、全ての人が安心して暮らせる状態。
・犯罪被害者等が適切な支援により、被害を受ける前の生活を早急に取り戻すことができる状態。
・消費者が安全・安心に消費生活を送れる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
人口１万人当たりの交通事故件数（件）	↓	15	19	17	17	
人口千人当たりの犯罪認知件数（件）（同県内ワースト順位）	↓	1.9（12位）	2.5（7位）	2.37（13位）	1.98（19位）	
特殊詐欺認知件数（件）	↓	2	1	7	10	
消費生活相談の件数	→	843	852	845	890	

【関連する個別計画】

計画名
○なし

施策１　交通安全対策の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・2002（平成 14）年以降の道路交通法改正による飲酒運転の罰則強化により、交通事故発生件数や交通事故による死傷者数は、減少を続け、人身事故の発生件数は 10 年前と比較して 30%以上減少しています。その中で、高齢者の人身事故は全体の発生件数のおよそ 45～55%ほどとなっていますが、その割合は横ばいで推移しています。高齢者の割合が多いのは、高齢者人口の増加や、身体機能の低下が主な原因と考えられるため、高齢者が関係する交通事故の発生件数は当面の期間、増加が続くことが見込まれます。

≪課題≫

・事故リスクの高い時間帯や行動パターンを見極め、警察等関係機関と連携しながら啓発活動や交通安全教室を実施していくことで、交通安全意識の浸透を図る必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・交通安全に対する意識高揚のために、年代に合わせた交通安全教育を推進します。	□交通指導事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
交通安全教室の開催回数（件）	↑	168	176	171	171	
交通指導員研修会参加人数（人）	↑	4	9	9	38	

施策２　地域防犯力の向上及び犯罪被害者等への支援

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・犯罪の内訳としては、窃盗（自転車盗、車上荒らし、万引き）が依然として多く、特に岩手県全体で侵入窃盗や乗物盗において「無施錠」状態が原因の被害が顕著であり、奥州市も同様の状況が見られます。

・近年では特殊詐欺や SNS を介したトラブルも増加傾向にあります。特殊詐欺の認知件数は 2024（令和６）年に県内市内とも大幅に増加し、被害額についても認知件数に比例して増加しています。また、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺、ニセ警察詐欺が多くなっています。電話詐欺の被害者は高齢者が大半を占めますが、ＳＮＳ型は半数以上が 20 代～40 代となっています。

・詐欺師は新たな技術や手法を駆使して、被害者がだまされやすい状況を巧みに作り出しています。

・凶悪犯罪は過去 10 年で１件（2022（令和４）年以降はなし）と極めて少ないものの、被害者や遺族への支援体制の整備は遅れており、現状は相談窓口での一時的な対応にとどまっています。

≪課題≫

・地域住民・事業者・行政が連携し、日常的な見守りや情報共有を行う必要があります。また、警察等関係機関と協力しながら生活の変化に応じた防犯知識の普及や、特殊詐欺については、若年層からの教育及び高齢者へのきめ細かな支援を進め、地域コミュニティのつながりを基盤とした地域防犯体制を強化し、犯罪の起こりにくい環境づくりを進める必要があります。

・市民の犯罪被害に対する理解を促進し、被害に遭われた方々が孤立することなく、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、切れ目のない相談・支援体制の確立に努める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・犯罪被害を減らすため、地域防犯団体による見守り活動や防犯教育の実施を推進します。	□防犯対策事業
・犯罪被害者が一刻も早く日常生活を取り戻せるよう支援するための施策を推進します。	○犯罪被害者等支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	

侵入窃盗無施錠被害率（%） （無施錠被害件数／被害件数）	↓	78.9 (30/38)	21.9 (7/32)	61.9 (13/21)	70.0 (14/20)	
乗物盗無施錠被害率（%） （無施錠被害件数／被害件数）	↓	87.5 (21/24)	75.7 (28/37)	65.7 (23/35)	78.3 (18/23)	

施策３　消費者に対する意識啓発の推進と相談支援体制の強化

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・消費生活相談件数は、2022（令和４）年度からは850件前後で推移し、不審なメール・電話、詐欺的サイト、ネット通販被害、定期購入などの相談内容に増加がみられます。

・消費者被害については、次々と新たな手口が発生し、インターネットの普及によるSNS広告を入口とした被害相談が増えている状況です。

・近年の物価高騰、企業倒産増等経済状況の悪化要因もあり、多重債務相談が増加傾向にあります。

≪課題≫

・消費者教育について、事業所や学生など若年層も含め、より広い層に働きかけていく必要があります。

・地域全体で消費者教育を進め、被害防止を図る必要があります。

・相談の中には多機関協働による支援につなぐケースもあることから、福祉や医療関係等引き続き関係機関との連携を強めていく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・消費相談事例や悪質商法などに関する情報を知っていただき、消費者被害の防止を推進します。	□消費生活出前講座の実施
・新たな手口が発生している消費者被害に対し、消費生活相談員のスキルアップを推進します。	□各種研修会への参加

【成果指標（ＫＰＩ）】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
消費生活出前講座の件数	↑	8	12	22	22	
消費生活相談員（有資格者）数（人）	→	4	4	4	3	

政策５－４　鳥獣被害の抑制

【めざすべき姿】

・野生鳥獣対策により被害等が抑制されており、出没や被害発生時にも迅速な捕獲等の対応がなされている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
クマによる人身被害件数（件）	↓	0	1	0	2	
有害鳥獣の捕獲依頼件数（件）	↓	20	25	34	28	

【関連する個別計画】

計画名
○なし

施策１　クマ出没対策の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市民通報と現地確認により、2025（令和７）年度にクマが出没した果樹の箇所数は 93 箇所（水沢６前沢 29 胆沢 29 衣川 29）と把握しています。

・クマは秋に柿や栗に引き寄せられ出没が増加し、同じ餌場に執着する傾向があります。人身被害を防ぐためには果樹の摘果や伐採が必要ですが、高齢化や経済的理由でこれらが困難な場合も多いです。適切に果樹を管理しない場合、餌場としての情報が親グマから子グマへ引き継がれ、リスクが継続、拡大するおそれがあります。

・クマ対策としての果樹の管理は、個人責任を原則としつつ行政として一定の援助を行うことも必要と考えられます。

≪課題≫

・クマ出没による市民の生命・財産の危険を防止・回避する必要があります。

・市民のクマに対する理解を深め、一人ひとりが自分の命を守るために必要な行動であると捉えてもらうための周知を行っていく必要があります。

・対策資材配布やマップ等による出没対策のほか、緊急銃猟に対応する狩猟者の育成・確保を図っていく必要があります。

・ゾーニングによる管理を行っていくための緩衝帯の整備や果樹等の誘因物の適切な管理を行ってく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・クマによる脅威から市民の生命、財産を守るため、クマ出没防止対策を推進します。	○鳥獣対策事業（指定管理鳥獣対策事業）

・市民自身によるクマ被害に関する意識の向上のため、クマ被害の防止に関する周知広報に努めます。	○クマ出前講座

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
クマ出没時の対応件数（件）	↓	137	378	105	751	【出典】クマ目撃・被害・痕跡件数

施策２　農山村における鳥獣被害対策の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・鳥獣被害対策を実施した地域では、農作物被害の抑制の効果が見られましたが、特に生産条件不利地域を中心とする農業生産の衰退に伴い、ニホンジカやイノシシの生息域の拡大により被害を受ける地域が広がっています。

≪課題≫

・鳥獣被害については、地域の実情に合わせた対策に引き続き取り組む必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・鳥獣被害防止対策実施隊の強化と人材育成、有害鳥獣捕獲の推進、有害鳥獣の農地への侵入防止対策を進めます。また、スマート捕獲の実証により、奥州市型有害鳥獣捕獲モデルの構築を進めます。	□有害鳥獣捕獲等事業 □鳥獣被害防止総合支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
鳥獣による農作物被害額（千円）	↓	7,033	6,159	4,652	－	

政策５－５　災害に強いまちづくりの推進

【めざすべき姿】

・地域住民一人ひとりが災害時に的確に対応できる力を身につけるとともに、誰一人取り残さない地域社会と安全・安心なまちが形成されている状態。
・今後も消防団が地域防災力の中核として持続的に機能している状態。
・計画的な道路整備や適切な維持管理により、市民が安心安全に利用できる通行空間の確保ができている状態。また、経済社会活動を担う事業者が円滑に通行できるネットワークが整備されている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
避難行動要支援者名簿登載者数（人）	↓	14,648	14,648	16,093	15,371	
自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことの有無の有の割合（%）	↑	61.4	―	―	63.6	
消防団員数（人）	↑	1,561	1,505	1,451	1,449	
出火率（件/１万人）	↓	3.28	4.40	5.37	―	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市地域防災計画（2006（平成 18）年度策定、2025（令和７）年度改訂）
○奥州市消防団強化ビジョン（2025（令和７）年度策定）
○消防施設設備整備計画（2025（令和７）年度改訂）
○街路樹伐採計画（2023（令和５）年度策定）
○舗装修繕計画（2026（令和８）年度策定予定）
○奥州市国土強靭化地域計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

施策１　災害対応力の強化

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・近年、全国で記録的な豪雨や長雨による河川の氾濫、洪水浸水被害、土砂災害等が頻発しています。また、人材不足を背景に、企業の人材確保策として外国人雇用の拡大が見込まれます。
・市民の防災意識は向上している一方、高齢者世帯等では、避難行動や情報収集手段に課題があります。地区コミュニティごとの防災活動のばらつきや、避難行動要支援者への支援体制の拡充も課題として認識されています。これらの発生要因として、地域内の人的ネットワークの縮小や、行政・自主防災組織間の情報共有不足が挙げられます。

≪課題≫

・大規模な災害に備えるため、災害に対する事前対策の強化と、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するとともに、市民の防災意識及び実践的な防災対応力の向上が必要です。
・地域ごとの防災リーダーを担う防災士の育成を強化するとともに、市民全体の防災意識を高める取組の強化が必要です。あわせて、防災士が地域で継続的に活動できる体制の強化が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・市民の防災意識の向上、実践的な防災対応力を養うために、防災講座の開催、防災士の育成を推進します。	□地域防災力向上事業 □避難行動要支援者支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
防災士認証登録者数（人）	↑	172	189	208	227	
自主防災組織の防災訓練への参加組織数（組織）	↑	34	29	－	28	

施策２　消防体制の強化

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・消防施設・設備を計画的に整備し体制強化を進める一方、少子高齢化等により消防団員の確保が課題となっています。2025（令和７）年４月時点は定員 1,900 人に対し実員 1,451 人（充足率 76.4%）。実情を踏まえ 2025（令和７）年９月に定員を 1,600 人へ見直し、2026（令和８）年４月時点は実員 1,449 人（充足率 90.6%）となっています。

・出火原因は、たき火等が多数を占めます。

≪課題≫

・消防団員減少が続く中、協力事業所・応援の店の促進、処遇改善、負担軽減、免許取得助成等により、消防団員の増員と確保に取り組む必要があります。

・将来にわたって持続可能な消防団体制を維持するため、地域の実情や消防団の災害への対応力を踏まえ、組織の再編や施設の適正配置、活動内容の見直しなど、消防団のあり方を検討していく必要があります。

・林野火災警報・注意報の周知を含む、出火予防を強化していく必要があります。

・消防施設の老朽化や消防団の組織再編に対応し、消防施設設備の計画的な更新や適正配置を進める必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域防災力の中核を担う消防団を維持・強化するため、消防団員の確保、組織の見直し、設備の充実、消防団行事の見直しを推進します。	□非常備消防事業
・「消防団員の確保」の取組として、消防団車両の運転に必要な準中型免許等の取得を支援します。	□消防団員自動車運転免許取得事業
・「設備の充実」の取組として、無反動ノズルやオートマチック車（ＡＴ車）の消防車両の導入により団員の負担軽減を図ります。	□消防施設設備整備事業

・消防団員の活動拠点である消防屯所を整備します。	□消防施設設備整備事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
消防団員充足率（%）	↑	80.6	79.2	76.4	90.6	R7.9 条例定員 1,900 人→1,600 人に見直し
消火栓設置数量（基）	↑	2,132	2,135	2,142	2,143	

施策３　災害の予防保全

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・高度経済成長期に建設された多くの道路は老朽化などによる更新時期を迎えています。また、気候変動の影響から、近年はゲリラ豪雨や台風による自然災害の被害が激甚化しており、防災対策の重要性が高まっています。

≪課題≫

・定期的な点検を行うことにより、限られた財源の中で計画的な修繕が必要です。また、被害の拡大防止を目的とした予防保全計画の作成と着実な実施により、安全・安心な社会インフラの維持管理が求められます。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・道路及び河川の災害発生予防・拡大防止のため定期的な点検と計画的な修繕を行います。	□緊急自然災害防止対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
河川浚渫累計延長（km）	↑	2.1	3.6	4.2	5.8	
舗装修繕延長（km）	↑	―	―	―	0.1	

６　都市基盤・地域情報化分野

政策６－１　道路環境の充実

【めざすべき姿】

・計画的な道路整備や適切な維持管理により、市民が安心安全に利用できる通行空間が確保されている状態。また、経済社会活動に伴う物流等が円滑に行われる道路ネットワークが構築されている状態。
・歩行者や自転車が快適かつ安心安全に道路を利用している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
管理市道延長（km）	―	2,894	2,894	2,893	2,885	
市道の改良率（%）	↑	63.2	63.3	63.5	―	
市道の舗装率（%）	↑	60.4	60.6	60.8	―	
市民からの舗装損傷通報件数（件）	↓	412	465	412	370	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市道路整備計画【第３期】（2027（令和９）年度～）
○奥州市橋りょう長寿命化修繕計画（2014（平成 26）年３月策定）
○奥州市道路ストック長寿命化修繕計画（2018（平成 30 年２月）策定）
○社会資本総合整備計画（2022（令和４）年～）
○奥州市舗装維持管理計画（2022（令和４）年３月策定）
○街路樹伐採計画（2024（令和６）年２月策定）
○舗装修繕計画（2026（令和８）年策定予定）
○区画線補修計画（2024（令和６）年２月策定）

施策１　道路の整備推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・交通ネットワーク構築上、整備等の必要な路線や地区要望により多くの道路整備等の要望が出されています。
・物価高騰に伴う資材価格等の急激な上昇により、事業費が増大しています。

≪課題≫

・政策的に整備する路線や要望があった路線については、基準に基づき優先順位を定め、道路整備計画に沿って順次、整備や修繕を実施しながら利便性の向上や安全な通行の確保に努めていく必要があります。
・限られた財源を有効に活用し、計画的に事業を実施していくため、施工時期の平準化やコスト縮減を行っていく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・市道の利便性の向上や安全な通行に供するため、道路改良や舗装の新設・改修を行います。	□社会資本整備総合交付金道路整備事業 □道路整備事業債道路整備事業 □道路整備単独事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
道路整備計画による舗装改修延長（m）	↑	1,749	5,612	8,042	10,321	
道路整備計画による舗装新設延長（m）	↑	2,682	3,709	5,524	6,830	

施策２　計画的な修繕・改修

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・高度経済成長期以降に建設された多くの道路構造物において、老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えています。

≪課題≫

・限られた財源の中で計画的な修繕等を実施し、ライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図る必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・道路構造物の将来的な維持管理費用の軽減を図るため、定期的な点検と計画的な修繕を行います。	□橋りょう長寿命化修繕事業 □道路ストック長寿命化事業 □緊急自然災害防止対策事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
橋りょう及び道路ストック施設の要修繕（判定区分Ⅲ・Ⅳ）数（箇所）	↓	92	72	70	65	
管理瑕疵による車両損傷事故の年間件数（件）	↓	10	9	6	1	

施策３　利用者の安全環境の整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・全国的に登下校中の児童を巻き込む交通事故が発生していることなどから、歩行者の安全確保が急務となっています。

・通学路合同点検による学校からの通学路における安全対策について要望が出されています。

・道路除雪については、路面上の積雪が概ね 10cm 以上となる場合、強風により雪庇が発生し安全な通行に支障が生じる場合、及び気温変化等による融雪により路面の状態が悪化した場合に実施しています。

≪課題≫

・通学路安全プログラムに基づき、通学路における安全対策の合同点検を継続的に実施する必要があります。

・対策が必要な路線において、児童や歩行者が安全に通行できる歩道等の空間整備を推進する必要があります。

・幹線道路及び通学路の道路除雪について、通勤・通学前に除雪することとしていますが、降雪が始まった時間帯や降雪量によっては、通勤・通学前に除雪が追い付かない場合があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・歩行者や自転車利用者が安全・安心に通行できる環境づくりのため、歩道等の設置を実施します。	□社会資本整備総合交付金道路整備事業 □社会資本整備総合交付金道路整備事業（通学路改善）

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
道路整備計画による歩行空間の整備延長（m）	↑	1,258	1,727	2,143	2,444	
通学路合同点検箇所の対策状況（%）	↑	84.2	91.9	82.0	78.7	
冬期間施設損傷事故発生件数（件）	↓	44	45	53	41	

政策６－２　住生活の安定と向上

【めざすべき姿】

・住宅の耐震性が向上することにより、地震による建物被害、人的被害が最小限にとどめられる状態。
・住宅困窮者が住む場所を確保できている状態。
・生活環境や安全面で問題のある空き家が適正に管理され、地域住民の良好な生活環境が維持される状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
耐震化率の向上（%）	→	72.24	73.09	73.74	84.14	
空き家の件数（件）	↓	3,000	3,048	3,080	3,757	
空き家に対する苦情・相談件数（件）	↓	163	156	131	168	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市耐震改修促進計画　第４期（2026（令和８）年～2030（令和 12）年度）
○奥州市空家等対策計画（2022（令和４）年３月～2027（令和９）年３月）
○奥州市市営住宅長寿命化計画（2022（令和４）年度～2031（令和 13）年度）
○奥州市住生活基本計画（2018（平成 30）年度～2027（令和９）年度）

施策１　安全・安心な住宅の整備

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・耐震化率について、国の指針では 2030（令和 12）年に 95%、2035（令和 17）年には概ね解消となっていますが、当市は 2025（令和７）年度末時点で 84.14%となっています。
・核家族化が進み、後継者が居ない高齢者世帯においては、耐震化する必要性を感じておらず、また、耐震化を含めたリフォームでは高額となる点などが、耐震化が進まない理由と推測されます。
・旧耐震基準である住宅の解体と新築数により、耐震化率は微増していくと見込まれます。
・地球温暖化の影響により平均気温が上昇し、各家庭が排出するCO_2の総量削減が求められています。取組内容としては、住宅の断熱改修工事や高効率給湯器などのエコ設備導入が急務となっていますが、物価上昇や人件費の高騰などで年々工事費が増加しています。
・住宅の老朽化で住み続けることができなくなり、住替え先の確保に困っている身寄りのない高齢者などが増えています。

≪課題≫

・近年、地震活動の活発化により巨大地震の発生確率も高まってきており、旧耐震診断住宅所有者へ働きかけを継続的に行い、市全体の耐震化率を向上させていく必要があります。
・カーボンニュートラルの実現のため、断熱改修工事及び省エネ設備導入への支援が求められています。
・高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅確保要配慮者を対象とした相談窓口の設置、賃貸契約に係

る不動産業者との情報共有など仕組みづくりが必要となっています。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・耐震化率を向上させるために、木造住宅耐震診断士派遣事業及び耐震改修工事助成事業を推進します。	□木造住宅耐震診断士派遣事業 □木造住宅耐震改修工事助成事業
・住宅から排出されるＣＯ₂削減に取り組むため、断熱改修工事や省エネ設備導入への支援をします。	□住宅エコリフォーム支援事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
耐震化率（%）	↑	72.24	73.09	73.74	84.14	【出典】第３期耐震改修促進計画
耐震診断件数（累計）（件）	↑	624	634	644	652	

施策２　空き家対策の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・空き家の件数については、３年ごとに行政区長の協力により空き家調査を実施しています。その結果空き家の件数は2018（平成30）年2,603件、2021（令和３）年3,000件、2024（令和６）年3,757件と増加しており、適切に管理されていない空き家が地域の住環境に影響を及ぼしています。

・空き家が増加することに伴い、空き家に対する苦情・相談件数も増加傾向にあり、2018（平成 30）年 175 件、2021（令和３）年 163 件、2024（令和６）年 168 件であり、統計を取り始めた 2016（平成 28）年から 2024（令和６）年までの間の最大は 2020（令和２）年の 257 件です。

・少子高齢化や過疎化により、今後も空き家の増加傾向が継続すると見込まれます。

≪課題≫

・「奥州市空家等対策計画」に基づき、管理不全空家等の適正管理を促進するとともに、空き家バンク制度の活用を推進し、市内に所在する空家等の有効活用をしていく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・空き家の利活用を推進するため、空き家バンク等による有効活用を推進します。	□空き家バンク事業
・生活環境や安全面で問題のある空き家の適正な管理を促します。	□空き家適正管理指導業務 □空き家除却工事補助金
・市民に対し、空き家を放置することのリスクの周知や利活用を促進するための相続及び登記手続の相談業務の充実を図ります。	□空き家相談会 □出前講座の実施

【成果指標】

指標名（単位）	望まし	実績値	備考

	い方向	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
空き家バンク成約件数（件）	↑	34	23	39	34	
空き家バンク新規登録件数（件）	↑	42	42	55	57	

施策３　市営住宅の計画的な更新と維持管理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・2026（令和８）年４月 1 日現在の市営住宅戸数 976 戸（改良住宅・単独住宅含む）の多くは、1955（昭和 30）年～1975（昭和 50）年代の建築が多いため過半数以上が耐用年数を超過しています。2022（令和４）年度に改定した市営住宅長寿命化計画に基づき、長寿命化事業を実施する住宅、維持管理を継続する住宅、用途廃止（公営住宅としての利用終了）に向けた住宅と３種に分類してそれぞれ取り組んできています。

・近年、長寿命化事業の改修費用の財源となる国交付金の内示率の低下により計画的な改修が実施できなくなっており、住宅入居者の住替え先の住宅の確保ができないため、2031（令和 13）年度末での用途廃止の達成が厳しくなっています。

≪課題≫

・市営住宅に対する需要に応じながら居住環境を維持するため、市営住宅の適正化や計画的な修繕及び改修が必要です。

・住宅確保要配慮者に対し、市営住宅以外の住宅のセーフティーネット制度の構築に向けた検討を行う必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・市営住宅の提供のため、計画的な修繕及び改修工事について、随時見直しを図ります。	□公営住宅長寿命化事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市営住宅の入居率（%）	→	78.65	78.05	76.98	73.84	

政策６－３　安全で安心な水道水の安定供給

【めざすべき姿】

・市民にとって水道は生活に欠かすことができないライフラインであることから、いつでも安全で安心な水道水を安定的に利用できる状態。
・大規模災害発生時でも、日常生活に必要な最低限の水道が利用できる状態。
・市民が適切な料金で水道水を利用できている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
給水人口（人）	－	104,088	102,403	101,267	100,530	
総配水量（m3）	－	13,137,327	12,804,943	12,449,377	12,248,889	
経常収支比率（%）	→	102.1	102.5	107.8	104.5	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市水道事業ビジョン（2025（令和７）年度策定）（2026（令和８）年度～2035（令和 17）年度）
○奥州市水道事業経営戦略（2025（令和７）度策定）（2026（令和８）年度～2035（令和 17）年度）
○奥州市上下水道耐震化計画（2024（令和６）年度策定）（2025（令和７）年度～2030（令和 12）年度

施策１　水道施設の適正な維持管理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・人口減少や節水機器の普及に伴い、給水量は給水人口の減少と同様に減少傾向が続き、2035（令和 17）年度の計画における一日最大給水量は、2024（令和６）年度と比較して約 10%の減少を推測し、収益の減少による事業経営の厳しさが増していくことが見込まれます。
・管路施設は、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示す管路経年化率が年々上昇しており、管路の更新率は老朽化には追いついていない状況です。
・また、給水する水量と料金として収入のあった水量との比率の有収率は、全国平均より低い状況です。

≪課題≫

・将来にわたり安定して持続可能な水道事業経営を確立するため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があります。
・老朽管更新計画と併せ、ＤＸを活用した管路の劣化診断や評価システムを活用し、対策が必要な防災拠点施設、緊急告示医療施設、避難所等の重要給水施設に接続する水道施設について、計画的に更新をする必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）

・胆江広域水道用水供給事業からの受水に対応する施設の整備を行い、受水計画に基づいて、施設の統廃合やダウンサイジングを促進します。 ・水道水を安定的に供給するため、老朽化した管路を計画的に更新するとともに、緊急輸送道路下にある鋳鉄管等の更新を優先的に進めます。 ・適正な水圧で、水を安定供給するため、減圧弁、配水管の増径等による高水圧、低水圧対策を推進します。	□創設事業 □老朽管更新事業 □水圧適正化事業
・安全・安心な水を安定供給するため、設備の計画的な修繕、改良及び更新を進めます。	□水道設備修繕・改良・更新事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
有収率（%）	↑	81.0	81.9	82.7	83.4	

施策２　災害時の給水体制の構築

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・災害時にも水道水を安定供給できるよう、管路の耐震化を進めていますが、近年の物価高騰や補助金等の財源の確保が厳しい状況から、計画通り進んでいない状況です。

・水道施設のうち配水池については、統廃合により耐震化が比較的進んでいるものの、浄水場等については遅れている状況です。

≪課題≫

・災害時における重要給水施設への給水確保及び近隣事業体との相互融通する緊急時用連絡管を推進する必要があります。

・さらに、水道施設については、胆江広域水道用水供給事業の受水計画に基づき施設の統廃合・ダウンサイジングを図りながら耐震化を推進する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・災害時に防災拠点、医療施設及び奥州市地域防災計画で定める指定避難所等への重要配水管路の耐震化を推進します。 ・配水池等の耐震詳細診断の結果を基に施設耐震化計画を策定し、重要給水施設への耐震化を促進します。	□水道管路耐震化事業 □水道施設耐震化事業
・安定給水のために近隣事業体と緊急時の応急給水を目的として緊急時連絡管の整備を令和９年度から進めます。	○緊急時用連絡管整備事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
水道管の耐震適合率（%）	↑	44.0	44.3	44.9	45.3	

浄水場の耐震化率（%）	↑	36.6	36.9	37.0	38.6	
配水池の耐震化率（%）	↑	90.5	91.1	91.5	93.4	

政策６－４　効率的な汚水処理

【めざすべき姿】

・生活排水を衛生的に処理することにより市民の良好な生活環境が維持されている状態。
・事業者からの排水が適切に処理されることによって公共水域が良好な水質に維持されている状態。
・市民が適切な使用料水準で汚水処理施設を利用できている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
水洗化人口（人）	－	80,292	80,186	80,203	78,851	
水洗化率（%）	－	87.5	87.8	88.0	87.8	
経常収支比率（%）	→	101.9	102.2	102.2	102.2	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市汚水処理基本計画（2018（平成 30）年度～2040（令和 22）年度）
○奥州市下水道事業経営戦略（2025（令和７）年度～2034（令和 16）年度）
○奥州市農業集落排水施設最適整備構想（2025（令和７）年度～2064（令和 46）年度）

施策１　汚水処理の普及・接続の推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・集合処理による整備は、近年の物価高騰や補助金等の財源の確保が厳しい状況から、計画通り進んでいない状況です。
・また、市の水洗化率は全国平均に比べて低い状況です。水洗化していない主な要因としては、経済的な理由や高齢世帯で後継者がいないことなどが挙げられます。

≪課題≫

・集合処理による整備には時間を要することから、個別処理による整備に転換し、普及を推進する必要があります。また、水洗化工事に対する支援を行い、接続を推進する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のため、管渠工事や浄化槽設置工事を行います。	□施設整備事業（社総交） □市営浄化槽整備事業 □浄化槽設置整備事業（個人設置補助）
・水洗化を促進するために、水洗化工事に対する補助金の利用を推進します。	□水洗化促進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022	2023	2024	2025	

		(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	
新規年間接続数（件）	→	553	506	607	646	

施策２　汚水処理施設の適正な維持管理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・今後、整備した処理施設は、老朽化による改築更新がピークを迎え、維持管理費の増大が見込まれます。特に、農業集落排水処理施設は全国的に見ても著しく多く、近年の人口減少や節水機器の普及に伴う使用量の減少により使用料収入も減少し、経営は厳しさを増しています。

・また、気候変動や大規模地震発生のリスクが高まる中、防災・減災に関する取組が求められています。

≪課題≫

・公共下水道への接続や処理施設同士の統合などの再編、管路点検・調査の効率化により、安定的な経営を継続する必要があります。

・老朽化対策や耐震対策を施すことにより、持続可能な下水道システムの構築をする必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・安定的な経営のため、公共下水道への接続や施設同士の統合による経費削減が見込まれる場合は、施設の処理能力を勘案しながら接続の前倒しを推進します。	□施設整備事業 □農業集落排水施設機能強化事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
汚水処理施設数（箇所）	↓	31	31	25	25	

政策６－５　快適な住環境を提供するための公園、景観の維持・形成

【めざすべき姿】

・市民が安全・安心・快適に公園を利用している状態。
・地域住民が地域の財産として公園の美化活動に積極的に取り組んでいる状態。
・市民が地域の財産として景観の保全に取り組んでいる状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
都市公園数（箇所）	→	46	46	46	46	
奥州市景観条例及び地区計画区域内における無届及び勧告件数（件）	↓	4	12	0	1	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市公園施設長寿命化計画（2026（令和８）年度～2035（令和 17）年度）
○奥州市景観計画（2014（平成 26）年～）

施策１　公園の適正な維持管理

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・世帯数が比較的多い水沢・江刺・前沢地区中心部においては、子育て世代の公園利用が多く見られます。一方、山間地域では、高齢者世代の利用が散見される程度となっています。
・開設から 40 年を経過した都市公園が半数以上を占め、施設の老朽化が進む中、事後対応修繕が中心となり、計画的な予防保全体制が未整備となっていました。
・行政と地域団体との協働管理は、地域住民の高齢化と若年層の減少により、活動継続が厳しい状況となってきています。

≪課題≫

・公園長寿命化計画に基づく改修・更新を進め、持続可能な公園管理体制を構築する必要があります。
・これまでの地域との協働体制を見直し、地域自治会のほか、民間企業や子ども会、サークル・趣味団体など多様な団体が関わる「協働」により環境維持作業を促す必要があります。
・利用形態、実態に合わせた公園施設の整理を行う必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・老朽化が進む公園施設の安全性と快適性を確保するため、都市公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設改修・更新を推進します。	□都市公園施設長寿命化事業
・地域住民の高齢化や担い手不足による維持管理体制の弱体化に対応するため、地域自治会に加え、企業や子ども会、各種団体など多様な団体等の参画を促進します。	□公園管理等事業 □水沢公園・慶徳公園花植え事業 □街区公園花苗供給事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
都市公園長寿命化整備率（%）	↑	－	－	－	－	R8 年度からの計画
都市公園の地元管理関わり率（草刈、清掃、花植等）（%）	→	84.8	84.8	84.8	84.8	

施策２　良好な景観の維持・形成

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・良好な景観の保全のため、市民や事業者に対し景観計画や地区計画に基づいた建築や開発等における基準の順守のための指導・助言をしていますが、無届が発生しています。

≪課題≫

・景観計画を策定してから 10 年以上経過し、変化を続ける社会情勢に対応し、将来を見据えた計画変更を行う必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・景観保全の将来を担う世代の意識継承を図るため、景観学習やシンポジウム等を開催します。	□景観学習（毎年開催） □景観シンポジウム（隔年開催）
・景観計画について、変化を続ける社会情勢に対応し、将来を見据えた内容とするため、計画の見直しを行います。	※調整中

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
奥州市景観条例及び地区計画区域内における無届及び勧告件数（件）	↓	4	12	0	1	
景観学習の満足度（評価点）	→	－	－	－	－	実施後アンケート

政策６－６　地域特性を活かしたまちづくりの推進

【めざすべき姿】

・秩序ある土地利用や都市機能の集積等が進められ、地域ごとに蓄積された都市インフラ等を活かした安定的に持続可能な都市・地域が構成され、市民が暮らし続けている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
都市計画用途地域を有する行政区人口比率（%）	→	57.5	58.5	58.8	59.3	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市都市計画マスタープラン（2010（平成 22）年３月～2030（令和 12）年３月）
○奥州市立地適正化計画（2024（令和６）年３月～2030（令和 12）年３月）

施策１　計画的な土地利用の促進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・これまでは、人口増加を背景とした郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままでは、住宅地の人口密度の低下が予想されます。

・一定の利用者数に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスが将来的に水準低下や提供困難となる可能性があります。

・高齢化率が急速に上昇する中で、医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足にできなくなることが懸念されます。

・都市計画区域内人口の減少率が総人口の減少率より低く、農村部から利便性の高い市街地への人口流入が進んでいます。

≪課題≫

・中心拠点となる市街地の再生や地域の拠点ごとの特性を活かしながら、それぞれが繋がる都市構造を形成していく必要があります。

・適切な市街地誘導の継続のため、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しが必要となっています。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・都市計画マスタープラン（2010（平成 22 年）３月作成）について、急速な人口減少及び高齢者数の増加等の社会情勢を踏まえ、長期的に持続可能なまちづくりを見据えた計画見直しを進めます。	※調整中
・立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 82 条の規定により、都市計画マスタープランの一部とみなさ	※調整中

れることから、調和するよう見直しを進めます。	

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
立地適正化計画における居住誘導区域外に係る届出件数（件）	↓	―	―	10	5	立地適正化計画

施策２　都市機能の適切な維持・誘導

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・今後、更に進む人口減少により、経済的・社会的な都市機能の維持継続は難しくなります。

・近年の地震や水災害等の頻発・激甚化等を受けて、防災・減災に向けた安全・安心なまちづくりが強く求められています。

・公共施設等の社会資本の老朽化が進展しており、持続可能な都市構造を見据えた機能の集約化や更新も含めた施設の老朽化への対応が求められています。

≪課題≫

・将来的な経済的・社会的都市機能の維持に向け、概ね 20 年後の都市部の都市機能や居住を誘導するため策定した立地適正化計画を定期的に見直し、計画に即した土地利用・機能集積を強化し、コンパクト・プラス・ネットワークの奥州市を実現する必要があります。

・居住の誘導に向け都市機能誘導区域における賑わいを創出していく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 82 条の規定により、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、調和するよう見直しを進めます。	※調整中
・市における主要都市公園である水沢公園を都市機能誘導区域の中心都市拠点区域内という立地を活かした公園本来の憩い、集いの場として再整備を進めます。	※調整中

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
都市再生関連事業進捗率（%）	↑	―	―	―	―	都市再生整備計画

政策６－７　持続可能な公共交通体系の維持

【めざすべき姿】

・市民一人ひとりが、移動の不安を感じることなく、必要なときに必要な場所へ安心してアクセスしている状態。
・バスや電車、タクシーなど多様な公共交通手段がつながり、学生や高齢者など誰もが自由に移動することで、「移動の安心」と「暮らしやすさ」を実感している状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
バス等の利用者数（人）	→	311,315	331,676	233,621	―	

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市地域公共交通計画（2024（令和６）年度～2028（令和 10）年度）

施策１　公共交通ネットワークの最適化と利便性向上

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・奥州市では第３次奥州市バス交通計画に基づき「幹線・支線・地区内交通」という公共交通ネットワークを構築しました。利用には時間や曜日に制約があるため、学生や高齢者など主な公共交通利用者にとっては利用しやすいとは言えず、その結果、多くの市民が「公共交通の利便性」に対して課題を感じていることがうかがえます。さらに公共交通のひとつであるタクシーも時間帯によっては供給が追いつかないケースが見受けられ、市民が望む移動の利便性は十分に確保されていません。
・この背景には、公共交通事業者が直面している経営環境の変化があります。人件費や燃料費の高騰に加え、運転士の確保が難しい状況が続き、公共交通事業者はバス路線の短縮・減便や車両減車などにより安定運行に努めています。こうした調整は、結果的に利用者の利便性と事業者の持続可能性のバランスを取る上で欠かせない要件となっています。

≪課題≫

・市民の暮らしを支える公共交通ネットワークについて、利用者ニーズを的確に反映した効率的で効果的な運行が必要です。
・また、運行経費の増嵩や運転士不足など厳しい現状ではあるものの、バス事業者とタクシー事業者の協力のもと、行政の責任で公共交通ネットワークの維持が必要です。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・市民の移動手段を確保するため、公共交通ネットワークを維持します。	□交通運輸対策事業 □コミュニティバス運行事業 □地区内交通運行事業
・地域の公共交通を維持・確保するため、運転士を育	○公共交通に関わる人材の確保を支

成する事業者を支援します。	援する事業
・運転士不足への対応として次世代モビリティの実用化に向けた調査・研究を行います。	○次世代モビリティの実用化に向けた調査・研究事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
路線バス及びコミュニティバスの路線数（路線）	→	28	25	24	22	
地区内交通の導入地区数（地区）	→	14	15	19	19	

施策２　公共交通の利用促進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・再構築した公共交通ネットワークを維持するためには、利用者減少は避けなければなりません。とはいえ、少子高齢化、人口減少に加え、マイカー社会において、免許保有者が増え、全国的にバス利用者は減少しており、バス運行事業者の経営に影響を与えています。加えて、深刻な運転士不足による路線バスの減便などが行われ、利用環境の悪化によりさらに利用者は減少傾向にあります。

≪課題≫

・公共交通の利用者の減少を食い止めるため、分かりやすく利用しやすい公共交通の環境整備と公共交通利用の促進が必要です。
・より利用しやすい路線バスのサービスが必要です。
・また、学生の通学や高齢者の通院・買物等における負担軽減が必要です。
・市民、交通事業者、行政がそれぞれの立場で“マイレール・マイバス意識”を持ち、公共交通の利用に繋げる必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・公共交通の利便性向上のため、デジタル技術を活用した公共交通サービスを提供します。	□公共交通ＤＸ推進事業
・高齢者等が必要なときに必要な場所へ安心してアクセスできるよう、運賃割引を実施します。	□交通運輸対策事業 □コミュニティバス運行事業 □地区内交通運行事業
・公共交通の利用促進のため、市民の“マイレール・マイバス意識”の醸成を図ります。	□地域公共交通計画推進事業

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
市民１人あたりの公共交通（路線バス・コミュニティバス・地区内交通）年間利用回数（回）	↑	2.81	3.04	2.18	－	

政策６－８　デジタル社会の構築

【めざすべき姿】

・市民や事業者が、時間や場所にとらわれず、自身のくらしに合った行政サービスをオンラインで円滑に利用できている状態。また、デジタル機器の利用に不安がある人も必要な支援を受けながら、サービスを利用できている状態。
・職員がデジタル技術の活用により業務を効率化し、行政機能を維持しながら、市民に寄り添う業務に注力できている状態。

【対象の状態指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）	2025（R7）	
マイナンバーカード保有率（%）	↑	65.75	75.64	81.35	85.27	
インターネット接続端末としてのスマートフォン利用率（%）	↑	71.9	72.9	74.4	―	

【関連する個別計画】

計画名
○第二次奥州市ＤＸ全体方針（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）
○行政手続オンライン化ロードマップ（2023（令和５）年度～2027（令和９）年度）

施策１　行政のＤＸ推進

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・市が受け付ける行政手続は、年間 457,000 件あり、そのうち約 50%がオンライン手続可能となっています。
・一方、紙や窓口での手続も依然として多く残っており、オンライン化された手続でも利用が十分に進んでいないものがあります。今後、労働力の制約が強まる中、高齢化や地域課題の複雑化により、きめ細やかな市民対応の必要性が高まることが予想されます。

≪課題≫

・人口減少により職員数の確保が難しくなる中でも、安定的かつ持続可能な形で市民サービスを維持・向上させるため、2027（令和９）年度までに行政手続の 75%のオンライン化を目指すとともに、オンライン手続の利用促進を図る必要があります。
・また、生成ＡＩをはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、限られた人員でも自治体として本来担うべき機能を発揮できる仕組みを整え、市民サービスの向上と業務効率化を同時に実現する行政ＤＸを推進する必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業（□既存、○新規）
・市民の利便性を向上させるとともに、申請情報のデータ化による業務効率化を図るため、行政手続のオンライン化を推進します。	□行政手続のオンライン化 □処分通知のデジタル化
・行政内部の業務効率を向上させるため、生成ＡＩの活用を推進します。	□生成ＡＩチャットボット運用 □対話型生成ＡＩ活用

・情報システムの維持管理に係るコストを削減するとともに、データの利活用を促進するため、国の標準仕様に基づく、基幹系業務システムの統一・標準化を推進します。	□情報システムの標準化・共通化

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
行政手続のオンライン化（%）	↑	－	－	50.1	55.4	【出典】第二次奥州市 DX 全体方針　P13
生成ＡＩによる作業削減時間（時間）	↑	－	－	－	3,952	
情報システム標準化の完了率（%）	↑	－	－	－	48.0	【出典】奥州市における基幹業務システムの統一・標準化方針

施策２　デジタル社会の基盤づくり

【施策の対象の現状と行政課題】

≪現状≫

・情報通信環境に地域差があり、一部の公共施設や観光施設では公衆無線ＬＡＮが未整備となっています。また、高齢者などを中心にデジタル機器の操作に不慣れな市民もおり、デジタルデバイドが生じています。市の情報発信は多様な媒体で行われていますが、必要な人に十分に届かないケースが想定され、今後、人口減少と高齢化が進むことで、これらの課題が深刻化する懸念があります。

≪課題≫

・地域や世代に関わらず、誰もがデジタル技術の恩恵を享受できるよう、通信環境の維持・拡充や市民へのデジタル活用に関する支援を継続的に行っていく必要があります。

【施策の概要と構成する主要事業】

施策の概要	主要事業(□既存、○新規)
・地域間の情報通信環境の格差を解消するため、通信環境の維持・拡充を行います。	□超高速ブロードバンド環境の維持 □公衆無線ＬＡＮ環境の維持及び拡充
・高齢者がスマートフォン操作を相談できる体制を構築するため、高齢者デジタルサポーターを育成します。 ・スマートフォンの操作に不慣れな市民を支援するため、スマートフォン講習会を地区センター単位で実施します。	□市民へのデジタル活用支援

【成果指標】

指標名（単位）	望ましい方向	実績値				備考
		2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	
光ファイバー整備率（%）	→	100	100	100	100	

高齢者デジタルサポーター育成（人）	↑	16	57	74	84	
スマートフォン講習会参加者数（人）	→	―	365	221	137	

第４章　第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略

１　総合戦略体系図

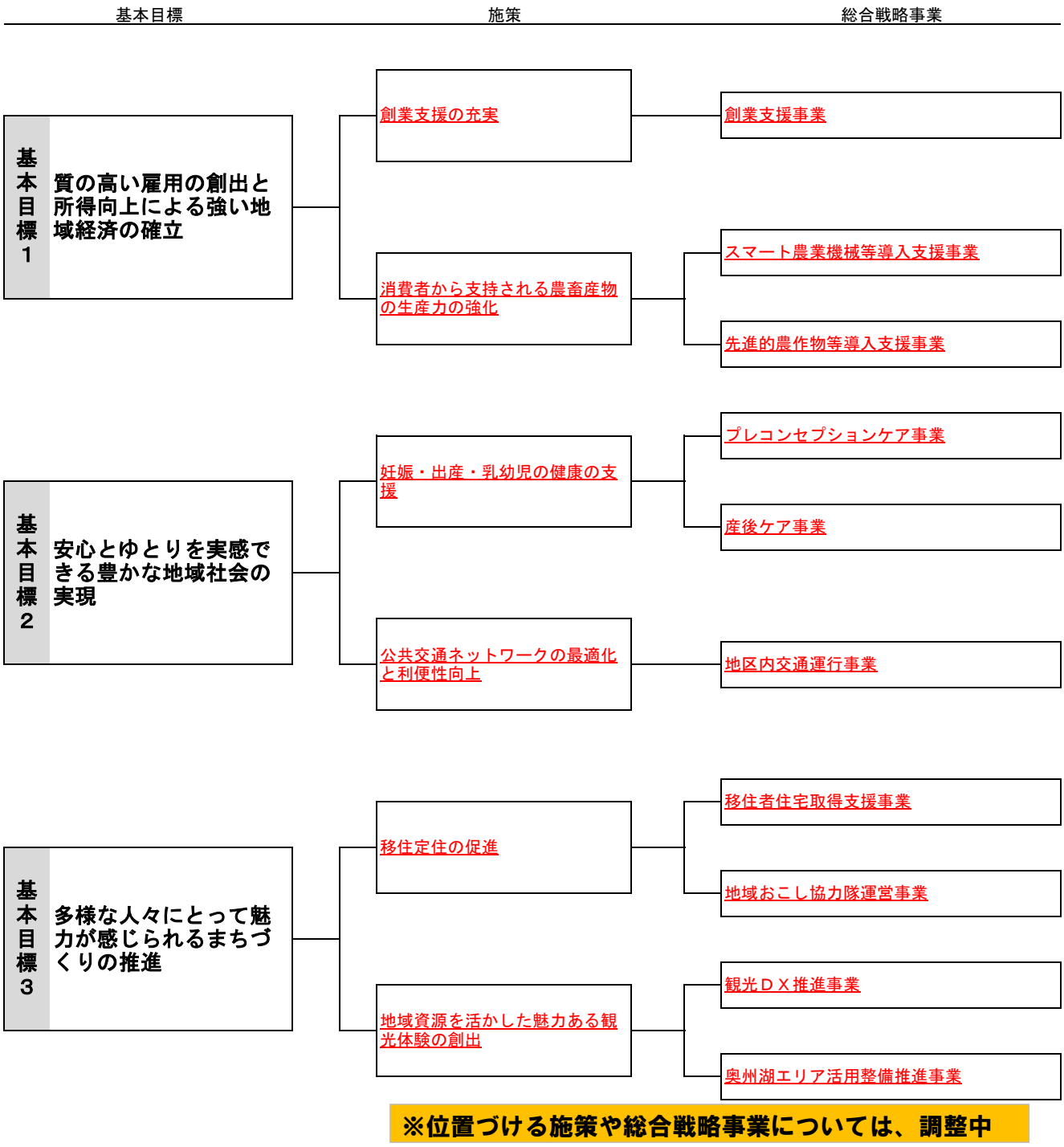

2　第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方

国では、急速な少子高齢化の進展、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正するため、地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを課題として、2014（平成 26）年 11 月にまち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）を制定し、総合的かつ計画的な取組を進めています。

本市においては、2015（平成 27）年度に策定した奥州市人口ビジョンを踏まえて「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第１期市総合戦略」という。）」を策定しました。この第１期市総合戦略においては、「雇用」「子育て・結婚」「移住定住」「地域愛醸成」の４つの柱での取組を打ち出し、2019（令和元）年度を目標年度に５年間の取組を行いました。

その後、第１期市総合戦略を引き継ぎ、2020（令和２）年３月に策定した「第２期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第２期市総合戦略」という。）」においては、2024（令和６）年度（令和６年９月一部改訂により、2026（令和８）年度に修正）を目標年度とし、奥州市ＤＸ全体方針の考え方を反映しながら、人口減少対策・地域の社会問題解決を図る横断的な取組を行ってきました。

しかし、第１期市総合戦略及び第２期市総合戦略の 12 年間の取組にもかかわらず、本市における人口減少・少子高齢化は依然として深刻な状況にあり、東京一極集中にも歯止めがかかっていない状況です。

このような状況のもと、「第３期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第３期市総合戦略」という。）」は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、岩手県における「ふるさと振興総合戦略」を勘案した上で、国と地方が一体となり取り組むための目標や、施策に関する基本的方向等をまとめ、本市における地方創生・人口減少対策を推進するため策定するものです。

3　第３期市総合戦略の期間

第３期市総合戦略の期間は、2027（令和９）年４月１日から 2035（令和 17）年３月 31 日までの８年間とします。ただし、期間内に総合計画の見直しが行われる場合は、併せて見直しを実施します。

4　総合計画との関係

奥州市総合計画においては、第３期市総合戦略をアクションプランの重点施策として位置づけます。また、本戦略の具体的な施策・総合戦略事業については、総合計画アクションプランの分野別計画における施策・事業とその内容を共有することとし、一体的に推進していくこととします。

5　第２期市総合戦略の取組の成果と課題

第２期市総合戦略に基づく各種事業を展開した結果、「達成している」（目標値の 100％以上）又は「概ね達成している」（目標値の 90％以上 100％未満）と評価されるＫＰＩ（重要

業績評価指標）は、概ね６割程度となりました（2025（令和７）年度行政評価（施策評価）調書による）。

一方で、人口減少や少子高齢化といった構造的課題に直結する指標（社会増減、出生数、合計特殊出生率等）が未達成となっています。人口減少の要因は様々であり、その対策も総合的、長期的な視点に立った取組が必要です。第３期市総合戦略においては、第１期・第２期市総合戦略におけるＫＰＩや評価を検証することはもちろん、計画期間中においても、人口動態や社会情勢を常に意識し、必要なものを改善しながら、より実効性のある施策の展開を図る必要があります。

６　第３期市総合戦略の基本目標及び施策に関する基本的方向

国が 2014（平成 26）年に地方創生を開始して以降、全国各地で地方創生に向けた取組が行われてきましたが、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至りませんでした。

この反省として、人口減少を前提とした戦略の不足や若者・女性が流出する根本原因へのアプローチ不足などがあげられており、国の「地方創生 2.0 基本構想（令和７年６月 13 日閣議決定）」や、「地方創生に関する総合戦略（令和７年 12 月 23 日閣議決定）」においては、反省点を踏まえ、「強い経済」「豊かな生活環境」「選ばれる地方」という３つの基本目標が示されています。

第３期市総合戦略では、第１期市総合戦略及び第２期市総合戦略の取組を継承しつつ、国の総合戦略を勘案します。本市が直面する人口減少や地域課題は、単一の対策では解決できない複合的なものです。このため、本戦略では、市民の暮らしの豊かさ（社会）、地域経済の活力（経済）、豊かな自然（環境）という３つの側面が互いに支え合い、持続的に発展する好循環を生み出すことを基本的な考え方とします。この考え方のもと、３つの基本目標とそれを達成するための６つの基本的方向を定めます。

(1) 基本目標

●基本目標１　質の高い雇用の創出と所得向上による強い地域経済の確立

安定した就労環境と働きがいのある仕事を創出し、市民が生活にゆとりを感じられる水準への所得向上を目指します。本市の基幹産業である農林水産業、製造業、商業などの生産性向上や高付加価値化を促進するとともに、企業誘致や新たな成長分野での起業・創業を後押しします。

また、脱炭素化をはじめとするＧＸ（グリーントランスフォーメーション）の視点を取り入れ、本市の豊かな自然環境そのものを新たな価値として捉え直します。例えば、再生可能エネルギーの導入による新産業の創出や、環境に配慮した農畜産物のブランド化などを通じて、環境を守る取組が経済的な豊かさにつながる好循環を構築します。これにより、人口減少下においても地域経済の強靭性を高め、市民や事業者が稼ぐ力を高められる「強い経済」を実現します。

●基本目標２　安心とゆとりを実感できる豊かな地域社会の実現

結婚、出産、子育てから医療、介護に至るまで、人生のあらゆるライフステージで市

民が安心とゆとりを実感できる地域社会を目指します。また、快適で安全な暮らしの土台となる道路・上下水道・公共交通などのインフラの維持や防災力の強化に努めます。これら市民生活の基盤となる質の高い環境を一体的に整備することで、「豊かな生活環境」を構築します。これにより、全ての市民が身体的、精神的、社会的に満たされ、生きがいを実感できる状態（ウェルビーイング）となり、生涯にわたって快適に暮らし続けられる地域社会を実現します。

●基本目標３　多様な人々にとって魅力が感じられるまちづくりの推進

性別、年齢、国籍等によらず全ての人々が、その能力を最大限に発揮し、自分らしく輝ける社会の実現を目指します。次代を担う子どもたちが豊かな学びを通じて郷土への愛着を育む学校教育の充実を図り、市民一人ひとりが自らのまちに愛着と誇りを持つ「シビックプライド」の醸成へとつなげます。そして、市民自身が地域の魅力の発信者となることでシティプロモーションを推進し、市外との新たな交流を創出します。これにより、郷土を離れた若者等が再び本市を選択するＵターンを促進するとともに、関心を持って訪れた人々を関係人口として取り込み、移住定住（Ｉターン）へとつなげるという、二つの流れを相乗的に生み出します。この一連の好循環を通じて、多様な人々から「選ばれる地方」を創り出し、地域の未来を創る多様な人々で満ちた、活力あるコミュニティを実現します。

(2) 施策に関する基本的方向

①人口減少を正面から受け止めた上での施策展開

本市の今後の人口、特に生産年齢人口は、減少が避けられません。この人口規模の縮小という構造変化を前提とし、これまでのような成長・拡大を追い求める社会モデルからの転換を図ります。社会機能と経済を維持・発展させるため、全てのサービスレベルを量的に維持する発想から、限られた資源で質の高いサービスを持続的に提供するという発想の転換が必要です。

そのために、地域の将来像に基づきインフラを広域的・長期的視点から選択・集中させるとともに、個々の施設や機能を縦割りで捉えるのではなく、分野横断的な視点で多機能化や有効活用を図ることで、将来にわたる課題解決と新たな付加価値の創出を目指します。

②若者や女性にも選ばれる地域づくり

若い世代や女性が、進学や就職などを機に市外へ転出した後、そのまま都市部に定着する傾向が顕著となっています。「共働き・共育て」が一般的になるなど、若い世代の意識が変化する一方で、性別によって役割を固定的に捉えるような「アンコンシャス・バイアス」（無意識の思い込み）が見られることもあり、こうした意識のずれが、都市部から戻らない一因とも考えられます。将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、こうした現状に向き合っていく必要があります。

これを踏まえ、本市は、誰もが自分らしく輝き、希望する生き方を選べる社会をつくるため、若者や女性から「選ばれる地域」となることを目指します。市民一人ひとりが生き生きと活躍できる環境を整えることで、地域に新たな魅力を生み出し、未来につな

がるまちづくりを進めます。

③異なる要素の連携による新たな価値の創出

人口減少や人手不足が深刻化する中、従来の産業分野ごとの取組だけでは、地域全体の活力を維持・向上させることが困難な状況にあります。農林水産業、製造業、商業、さらには豊かな自然環境や歴史・文化といった本市が誇る多様な地域資源の活用も、担い手不足などによりその持続可能性に課題があります。

このような状況を踏まえ、既存の産業や分野の枠を超え、本市の多様な地域資源を新たな視点で有機的に組み合わせることにより、これまでになかった価値を生み出すことを目指します。あわせて、この取組を通じて、地域産業の高付加価値化を図り、交流人口の拡大や地域課題の解決につなげ、市民の所得と安定した雇用の増大を実現することを目指します。

④デジタル技術とデータを活用した地域課題の解決

人口減少と高齢化が加速する中で、デジタル技術とデータの活用は、単なる業務効率化の手段ではなく、社会基盤や地域経済のあり方を根底から支える、不可欠な要素となりつつあります。特に、ＡＩ等の先端技術は、人手不足という構造的な制約を乗り越え、住民が質の高いサービスを享受し続けるために重要であり、その社会実装を推進します。

人手不足という構造的な制約を乗り越え、住民が質の高いサービスを享受し続けるためには、これらの新技術を地域社会に実装し、社会課題の解決や産業の高度化につなげ、人々が場所を問わず安心して生活できる幸福度の高い社会を形成することを目指します。あわせて、地域資源と新技術を掛け合わせて新たな付加価値を創出し、持続可能な地域経済の成長と競争力強化を実現することを目指します。

⑤地域の特性に配慮した持続可能な社会の形成

市内の人口減少が続く中、特に過疎地域・中山間地域では、文化の継承やコミュニティ活動などの担い手が不足しており、その持続可能性が大きな課題となっています。一方で、これらの地域では、二拠点居住や本格的な移住を望む都市部の人々にとっての受け皿となる可能性を秘めています。

この課題を解決するに当たっては、奥州市過疎地域持続的発展計画に基づく有利な財源を活用しながら、これらの地域の持続的発展に資するような各種施策の展開が必要であり、特にも都市部からの人材活用の促進が重要です。過疎地域・中山間地域の資源と特性を生かし、強みをさらに伸ばし、弱みを強みへと変えるまちづくりを進めることで持続可能な社会の形成を目指します。

また、限られた資源の中で必要なサービスを持続的に提供するため、市内全域で画一的な対応を目指すのではなく、地域の人口動態や地域の実情に即した効率的かつ実効性のある施策展開を図り、持続可能な地域運営を実現します。

⑥好事例の横展開と多様な主体との連携

これまでの地域づくりでは、優れた個別の取組が「点」として孤立し、地域全体の大きなうねりとなるには至らなかった側面があります。

今後のまちづくりにおいては、他地域の成功事例を単に模倣するのではなく、地域の特性に応じて柔軟に取り入れる発想が重要です。

また、行政だけが主体となるのではなく、住民、事業者、団体など、多様な関係者が主体的に地域の未来を考え、行動する当事者意識が不可欠です。多様な主体それぞれが強みを生かし行動するとともに、それぞれの弱みは連携・協働で補完することで、より大きな価値を生み出すまちづくりを目指します。

7　人口目標とＫＰＩ（重要業績評価指標）

(1) 人口目標

人口目標として、次の指標を設定します。

指標名称	現状値 2025（令和７）年度	将来目標 2034(令和 16)年度	望ましい方向	備考
社会増減（人）	△57	△55	→	人口ビジョン推計値
合計特殊出生率（―）	1.45	1.42	→	※前々年実績 人口ビジョン推計値
総人口（人）	105,490	96,022	→	人口ビジョン推計値

(2) ＫＰＩ（重要業績評価指標）

３つの基本目標の進捗を図るため、次の指標を設定します。

目標種別	指標名称	現状値 2025 （令和７） 年度	将来目標 2034 （令和 16） 年度	望ましい方向	備考
基本目標１ **質の高い雇用の創出と所得向上による強い地域経済の確立**	起業・創業者件数（市が実施する創業支援等事業によるもの）（件）	53	62	↑	毎年１％の増加を目指すもの
	重点地域内の主要地点における滞在人数（水沢）（人／日）	5,942	6,499	↑	毎年１％の増加を目指すもの
	重点地域内の主要地点における滞在人数（江刺）（人／日）	2,497	2,731	↑	毎年１％の増加を目指すもの
	重点地域内の主要地点における滞在人数（前沢）（人	1,628	1,780	↑	毎年１％の増加を目指すもの

	／日）				
	法人の認定農業者数（法人）	134	145	↑	
	新たな認定新規就農者数（人）	5	7	↑	
	基盤整備（ほ場整備）実施面積（ha）	5,371	7,574	↑	
	市有林整備面積（年間）（ha）	25.91	25	→	
	計画期間中の新規立地・増設件数（累計）（件）	－	24	↑	
基本目標２ **安心とゆとりを実感できる豊かな地域社会の実現**	妊娠・出産について満足している者の割合（%）	98.8	99	→	すでに基準値が高値であり、望ましい方向が「維持」であり、微増とした
	３歳児健康診査時の問診で育児が楽しいと回答した保護者の割合（%）	86.8	92	↑	
	保育定員充足率（各年度３月１日現在）（%）	89.2	91	→	
	放課後児童クラブ施設における待機児童数（各年度５月１日現在）（人）	142	0	↓	
	社会教育講座受講者数（人）	41,335	41,335	→	現状維持を目指すもの
	地区センター利用者数（千人）	467	559	↑	毎年度２%増を目指すもの
	自主防災組織の防災訓練への参加組織数（組織）（数）	28	50	↑	R16 に現在の倍の 50 組織を目標値とし算出
基本目標３ **多様な人々にとって魅力が感じられるまちづくりの推進**	市が実施する移住定住施策により移住した人数（人）	148	229	↑	毎年度５%増を目指すもの
	観光消費額単価（千円）	－	R8 実績より 20%増	↑	いわて観光ＤＭＰにてＲ９．１月から算出予定
	奥州市観光物産協会サイ	33,673	66,000	↑	

	ト閲覧数（回）				
	外国人宿泊者数（人泊）	－	3,900	↑	
	奥州ふるさと応援寄附リピーター率（％）	26	20	→	R２～R６の平均値20.16％を維持

第４編　自治体経営

人口減少と少子高齢化の急速な進展は、税収構造や地域社会の活力に深刻な影響を及ぼしています。社会保障関連経費が増大し続ける一方で、1970 年代から 1990 年代までに集中的に整備された公共施設やインフラは一斉に更新時期を迎え、財政需要はますます増大しています。これらに加え、全国的な人材獲得競争の激化による職員確保の困難さ、市民ニーズの高度化に伴う行政課題の複雑化・複合化、頻発化・激甚化する自然災害や物価高騰といった予測困難なリスクに対応しうる職員育成も急務となっています。

また、デジタル技術の急速な進展は、行政サービスのあり方を根底から変革する可能性を秘めており、この変化への適応も避けては通れない課題です。行政は、全てのサービスを直接提供するのではなく、市民や事業者といった多様な主体と連携し、民間活力を含めた地域全体の力で課題解決を促進するプラットフォームとしての役割を担う必要があります。

こうした社会経済情勢の大きな転換期において、第３次総合計画に掲げるめざすべき都市像を実現し、アクションプランに位置付ける各政策を着実に推進していくためには、強くしなやかな自治体経営基盤の確立が不可欠です。

本編では、自治体経営を「組織・人材マネジメント」「財務・資産マネジメント」「政策・業務マネジメント」の３つの観点から捉え、それぞれのめざすべき姿と取組の方向性を定めます。これにより、限られた経営資源（職員・資産・資金・情報）を効果的かつ効率的に活用し、変化に対応できる持続可能な自治体経営の実現を目指します。

なお、自治体経営に係る具体的な取組については、行政経営改革プラン等の関連する個別計画に基づき進めるとともに、その進捗状況を行政評価等で客観的に検証し、継続的な改善を図ります。

自治体経営体系図

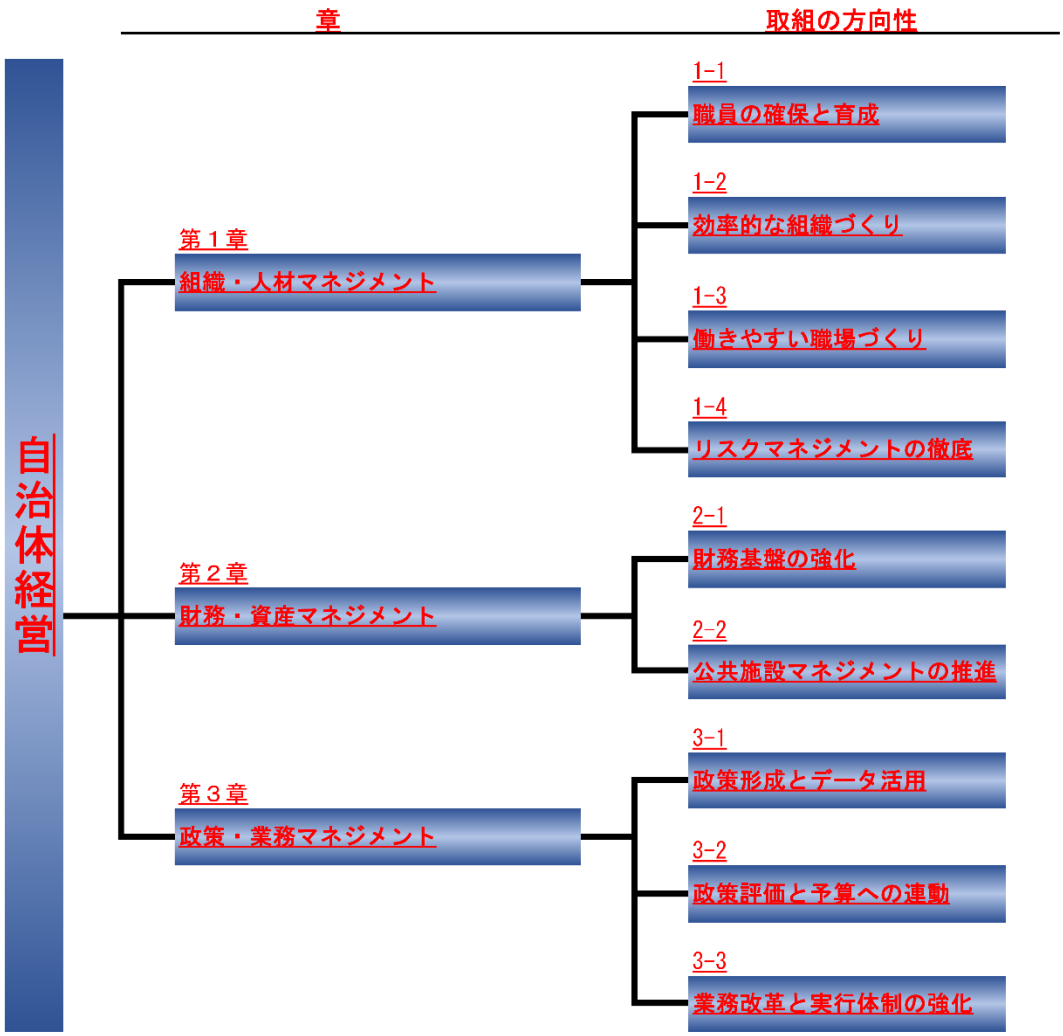
章
取組の方向性
自治体経営
第１章
組織・人材マネジメント
1-1
職員の確保と育成
1-2
効率的な組織づくり
1-3
働きやすい職場づくり
1-4
リスクマネジメントの徹底
第２章
財務・資産マネジメント
2-1
財務基盤の強化
2-2
公共施設マネジメントの推進
第３章
政策・業務マネジメント
3-1
政策形成とデータ活用
3-2
政策評価と予算への連動
3-3
業務改革と実行体制の強化

第１章　組織・人材マネジメント

自治体経営の根幹を成し、その実行力を支える最も重要な資源が「組織と人材」です。質の高い行政サービスを安定的に提供し、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応するためには、変化に適応できる強靭な組織と、意欲と能力にあふれる職員が不可欠です。

本章では、この人的基盤を確立するため、①多様な人材を確保・育成し（職員の確保と育成）、②変化に即応できる組織を構築するとともに（効率的な組織づくり）、③職員が能力を最大限に発揮できる環境を整え（働きやすい職場づくり）、④組織としての健全性を維持する（リスクマネジメントの徹底）という４つの観点から、めざすべき姿と取組の方向性を定めます。これらの取組を通じて、質の高い行政サービスを安定的に提供し続けるための、組織と人材の基盤づくりを進めます。

【めざすべき姿】

・市民とともに、総合計画等に掲げる各施策に取り組み、地域課題の解決及び本市の発展に貢献する職員を確保・育成できている状態。
・市民サービスの維持・向上を図るため、時代の潮流に合わせた効率的な組織体制を追求できている状態。
・市民の信頼に応え得る市政運営を行うため、職員一人ひとりが法令及び社会規範を遵守し、公平・公正に職務を遂行するとともに、リスクマネジメントを徹底している状態。

１　職員の確保と育成

≪現状≫

人口減少や少子高齢化により、国、県、他自治体及び民間企業との人材獲得競争が激しく、特にも技術系職員の確保は困難な状況にあるため、試験の開催時期や内容の見直しなど、様々な工夫を凝らし、その確保に努めています。

また、職員の育成に当たっては、「奥州市人材育成基本方針」において「目指すべき職員像」を掲げ、職員研修、人事評価及び人事配置を通じて、職員の能力開発に取り組んでいます。

≪課題≫

複雑化・多様化する行政課題やデジタル技術の進展に対応するため、幅広い視野と感性を持ち、市民とともに考え、自ら行動できる職員や専門的な知識・技能を有する人材を、中長期的な視点に立って計画的に確保・育成する必要があります。

【取組の方向性】

職員の確保に当たっては、「第２次奥州市定員管理計画」に基づき、適正な定員管理を行いつつ、従来の公務員採用試験の手法にとらわれず、多様な経験や専門的な知識・技能を有する職員を確保するための方策を検討し、その取組を進めます。特に、自治体ＤＸを推進するため、専門的な知見を持つデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、外部人材の知見の活用も検討します。

また、職員の育成に当たっては、各職階に求められる能力の習得及び役割の理解を促進するとともに、全ての職員のデジタルリテラシーの向上を図ります。さらに、職員の意欲や能力を生かす人事管理体制を構築し、職員が能力を十分に発揮できる職場環境の整備に努めます。

２　効率的な組織づくり

≪現状≫

これまで、定員管理や行政経営改革の取組において、組織の簡素化及び業務の効率化を進め、限られた経営資源を最大限に有効活用できるよう努めてきました。

一方で、人口規模や行政需要に見合った適正な職員数を検討することが求められている中、市が対応すべき課題は一層、複雑化・多様化しています。

≪課題≫

市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題に迅速かつ臨機応変に対応できるよう、引き続き、組織体制、人事配置等を見直し、組織の適正化を図る必要があります。加えて、複雑化・複合化する行政課題に対しては、組織横断的に連携して対応できる業務執行体制を構築することが求められています。

【取組の方向性】

組織体制、人事配置等を不断に見直し、効率的な組織づくりに努めます。

また、ＢＰＲ（業務プロセスの抜本的な見直し）や自治体ＤＸの推進により業務の効率化・標準化を進め、組織運営に必要な人員を適切に配置できるよう、適正な定員管理及び人事管理に努めます。

３　働きやすい職場づくり

≪現状≫

時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策及びハラスメント相談窓口の設置等、職員の心身の健康保持と働きやすい職場環境づくりに努めています。

一方で、カスタマーハラスメント対策やエンゲージメント向上に資する方策など、職員がやりがいや充実感を持ちながら安心して働き続けるための課題が顕在化しています。

≪課題≫

育児や介護など、様々なライフステージに応じて多様な働き方を選択できるよう、職員が互いに協力し、ハラスメントの防止に取り組むなど、職員が安心して意欲的に働くことができる職場としていく必要があります。

【取組の方向性】

各種休暇・支援制度の周知を徹底し、その利用を促進します。併せて、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得を促進します。

また、研修及び相談体制の充実を図り、職員が互いの価値観や多様な働き方を理解し、認め合いながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に職員相互が協力できる職場環境の整備に努めます。

４　リスクマネジメントの徹底

≪現状≫

職員は、「奥州市職員コンプライアンス指針」に基づき、適正な業務執行に努めているほか、「奥州市リスクマネジメント会議」においては、組織横断的な視点から協議・検討を行い、再発防止及び類似事案の未然防止に取り組んでいます。しかしながら、一定数のリスク事案が発生している状況にあります。

≪課題≫

法令や制度の改正、事務手続の複雑化、情報セキュリティ上の脅威等、業務遂行上のリスクは常

に変化しており、重大な事故や不適切な事務執行が発生した場合、市政運営全体に大きな影響を及ぼすおそれがあります。リスクの発生を未然に防ぐため、職員個人の注意や経験に依存することなく、業務に内在するリスクを組織として把握・分析し、対策を講じることが必要です。

【取組の方向性】

職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持ち、法令及び社会規範を遵守し、公平・公正に職務を遂行する組織風土を醸成します。

また、市政運営の適正性及び透明性を確保するため、リスクマネジメントを徹底します。

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市人材育成基本方針（2025（令和７）年１月改定）
○奥州市職員研修計画（2025（令和７）年 11 月策定）
○第２次奥州市定員管理計画（2023（令和５）年 12 月策定）
○奥州市特定事業主行動計画（2026（令和８）年４月策定）
○人事評価制度実施要項（2025（令和７）年４月改定）
○奥州市職員コンプライアンス指針（2016（平成 28）年３月策定）
○ハラスメント等の防止及び対応に関する指針及び運用要領（2021（令和３）年 10 月策定）
○奥州市リスクマネジメント会議規程（2023（令和５）年４月改定）
○（仮）メンタルヘルス対策に関する計画（2026（令和８）年 12 月策定）
○第３次奥州市行政経営改革プラン（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

※本章で掲げる目標の達成度を測る具体的な指標や、取組のより詳細な内容については、上記の個別計画において定めます。

第２章　財務・資産マネジメント

持続可能な行政サービスを提供するための物質的な土台が「財務と資産」です。歳入の減少と歳出圧力の増大という構造的な課題に加え、公共施設の老朽化も深刻化しており、将来世代に過度な負担を先送りしない、健全で規律ある財政運営が強く求められています。

本章では、この財政基盤を確立するため、①歳入確保と歳出最適化により財政の健全性を維持し（財政基盤の強化）、②増大する公共施設の更新費用を抑制・平準化する（公共施設マネジメントの推進）という２つの観点から、めざすべき姿と取組の方向性を定めます。これらの取組を通じて、持続可能な市民サービスを提供するための財政基盤を強化します。

【めざすべき姿】

・中長期的な視点による財政見通しのもと、現在及び将来にわたって財務の健全性と弾力性、持続可能性が確保されている状態。
・公共施設の総量を最適化し、効率的な運営を行うことで将来世代への負担を軽減し、市民誰もが質の高いサービスを快適に利用できる環境が整っている状態。

１　財政基盤の強化

≪現状≫

行財政改革の取組などにより財政健全化は着実に進展してきましたが、少子高齢化による社会保障関連経費や異常気象などによる災害対策費用、経済情勢や国際動向による物価や人件費の高騰などにより、経年とともに歳出が漸増する傾向にあります。一方において、生産年齢人口をはじめとする人口の減少、ひいては経済・社会活動の縮小により、基幹税目を中心に、歳入の減少が予見されています。

中長期的に歳入の伸びが見込まれない中で、高度化・多様化する行政需要への対応に伴って、歳出圧力が増大し続けることにより、将来的に深刻な財源不足に陥るリスクや、政策的・投資的な経費に充てる財源が乏しくなる「財政の硬直化」が進行する懸念があります。

≪課題≫

将来世代に過度な負担を先送りすることなく、持続可能で安定的な財政運営を推進するため、財政に関するデータを適切に把握・分析し、精度の高い財政予測に基づいた規律ある財政運営により財政基盤の強化を図る必要があります。

歳入については、市民税・固定資産税などの基幹税目や、地方固有の財源である地方交付税だけでなく、多様な財源を積極的に確保する必要があります。一方、歳出については、限られた財源の中で効果的・効率的に行政サービスを提供する、いわゆる歳出の最適化が必要です。

また、地方債は、起債額が償還額を上回らないよう計画的な発行と償還を進め、後年度における負担を抑制する必要があります。

【取組の方向性】

公平・公正な課税や納税を促進して税収を確保するとともに、社会・経済情勢に応じて使用料・手数料及びその減免基準を見直し、受益者負担の適正化・公平化を図ります。また、ふるさと納税の促進や、遊休・未利用資産をはじめとする市有財産の売却や貸付けなどにより、自主財源の確保に努めます。

歳出では、ＢＰＲ（業務プロセスの抜本的な見直し）や民間活力の導入を推進し、人件費・物件費といった内部管理コストの継続的な削減を進めます。また、行政評価の結果を踏まえ、事務事業や補助金等の費用対効果を評価し、効果の低い事業の統廃合や制度の整理・合理化を図ります。

さらに、長期債務や基金管理の状況等の財政に関するデータを継続的に把握・分析し、長期見通しに基づく財務マネジメントを推進するとともに、一般会計からの繰出がある公営企業会計等における経営改革計画との調整を図りながら、それぞれの経営改善に取り組みます。

２　公共施設マネジメントの推進

≪現状≫

本市の公共施設は、建築後 30 年以上経過した建物が５割以上を占めています。今後、大規模改修が見込まれる築 20～29 年の建物も約３割を占めるなど、施設全体の老朽化が進行しています。これらの施設が次々と更新時期を迎えるため、維持・更新費用が将来的に急増することは避けられない見通しです。加えて、人口構成や市民ニーズの変化に伴い、公共施設に求められる役割も変わりつつあります。

≪課題≫

多くの施設が更新時期を迎え、見込まれる費用が増大する中、従来どおりの手法で更新を続けることは財政を著しく圧迫し、他の市民サービスの維持に影響を及ぼす可能性があります。

□このため、更新費用を抑制し、年度ごとの財政負担を平準化することが喫緊の課題となっています。また、今後の人口やニーズの変化に対応できるよう、施設の利用状況、劣化状況、維持管理等のデータを的確に把握・分析し、公共施設の総量や規模、機能を見直し、中長期的な視点で計画的に再編成していく必要があります。

【取組の方向性】

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設の利用状況、劣化状況、維持管理等のデータを一元的に把握しながら、公共施設マネジメントを着実に推進します。施設の「総量適正化」を基本に、利用状況や市民ニーズを踏まえた統廃合や複合化、多機能化による施設再編を計画的に進めます。また、計画的な点検・修繕を行う「長寿命化」を推進し、維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。さらに、施設の効率的な管理運営のため、ＰＰＰ（公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの）の導入を検討・推進します。

【関連する個別計画】

計画名
○奥州市財政計画（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）
○奥州市公共施設等総合管理計画（2023（令和５）年３月改訂）
○奥州市公共施設等個別施設計画（2021（令和３）年３月策定、施設ごとに随時改定）
○第３次奥州市行政経営改革プラン（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

※本章で掲げる目標の達成度を測る具体的な指標や、取組のより詳細な内容については、上記の個別計画において定めます。

第３章　政策・業務マネジメント

「組織・人材」と「財務・資産」という経営資源を効果的に活用し、質の高い行政サービスとして市民に還元していくためには、政策の企画・立案から実行、評価、改善までの一連のプロセスを管理する「政策・業務マネジメント」の強化が不可欠です。

本章では、このマネジメントサイクルを確立するため、①客観的データに基づいて政策を形成し（政策形成とデータ活用）、②その成果を評価して予算へ的確に反映させ（行政評価と予算への連動）、③デジタル技術の活用等により業務のあり方を抜本的に見直す（業務改革と実行体制の強化）という３つの観点から、めざすべき姿と取組の方向性を定めます。これにより、政策の実効性を高め、行政サービスの質の向上につなげます。

【めざすべき姿】

・総合計画アクションプランに位置付ける各政策が客観的な根拠に基づいて企画・立案され、民間の活力も最大限に活用しながら、費用対効果が高く、効率的で質の高い行政サービスが市民に提供されている状態。

１　証拠に基づく政策形成の推進

≪現状≫

これまで、政策の企画・立案は各分野における職員の経験や知見を基に進められてきましたが、客観的なデータや根拠（エビデンス）の活用はまだ十分とは言えず、新たな課題の的確な把握や政策手段の検討という点において、改善の余地があります。

≪課題≫

政策の企画・立案から効果測定に至るまで、職員の経験や知見、市民の意見に加え、客観的なデータを活用するＥＢＰＭ（証拠に基づく政策形成）を組織文化として定着させる必要があります。また、政策目的と手段の論理的なつながりを可視化し、関係者間で共有するプロセスを標準化する必要があります。

【取組の方向性】

ロジックモデルを活用した政策立案プロセスを標準化し、企画・立案段階から客観的根拠を用いることを基本とします。併せて、職員が日々の業務において、経験や勘だけでなくデータに基づいて思考し判断する意識と習慣が組織全体に定着するよう、研修や優良事例の共有等に取り組みます。

２　政策評価と予算への連動

≪現状≫

行政評価制度は導入されているものの、評価結果が次年度の予算編成や事業の統廃合へ十分に反映されず、多くの事業が前例踏襲で継続される傾向にあります。成果（アウトカム）の測定が不十分なため、政策の有効性や費用対効果の検証が十分に行われていない状況にあります。

≪課題≫

行政評価の実効性を高め、評価結果を予算編成に的確に連動させる仕組みを構築する必要があります。事業の必要性、有効性及び効率性を検証し、より成果が期待される事業へ経営資源を再配分する「選択と集中」を進め、政策全体の費用対効果を向上させることが必要です。

【取組の方向性】

行政評価の結果を次年度の予算編成に反映させる仕組みを構築し、成果に基づいた戦略的な資源配分を行います。事務事業や補助金・負担金について、事業の必要性、有効性及び効率性を定期的に評価し、その効果を踏まえて事業の統廃合や補助制度の整理・合理化を計画的に進めます。

３　データ活用による業務改革

≪現状≫

これまでの業務改革は、個別の手続のオンライン化やシステムの導入を中心に進めており、一定の成果を上げています。一方で、データ活用による業務プロセスの最適化は、一部の業務において取組事例はあるものの、庁内の業務全体としては道半ばの状況です。今後、政策形成の場面のみならず、あらゆる場面でデータに基づく分析・活用が職員に求められます。

現状では、データは各業務システム内に分散・分断（サイロ化）され、組織横断的な活用が困難な状況にあります。また、政策形成や行政評価に必要なデータも、一元的な蓄積・分析が十分ではなく、業務改革に有効に活用しきれていません。

≪課題≫

政策形成や行政評価を業務改革につなげ、政策を着実かつ効率的に実施するためには、ＢＰＲ（業務プロセスの抜本的な見直し）を進めるとともに、サイロ化したデータを組織横断で連携・活用できる仕組みが必要です。そのためには、活用するデータの信頼性を確保し、データの形式を標準化

するとともに、その品質を維持・管理する体制（データガバナンス）を整備する必要があります。

さらに、データを単に蓄積するだけでなく、将来の行政需要の予測や課題の早期発見、政策や業務の改善に向け、戦略的に分析・活用する習慣を定着させる必要があります。

【取組の方向性】

ＢＰＲ（業務プロセスの抜本的な見直し）と並行し、組織内外のデータを安全かつ円滑に連携・活用するためのデータ連携基盤の構築に向けた検討を進めます。また、この基盤を通じて連携されたデータをＡＩ等も活用して分析し、市民ニーズの予測や課題の早期発見、事業効果の検証、業務の自動化・高度化につなげます。さらに、共通の目標の下で進捗と成果を管理するとともに、その結果を業務や実施方法の改善に反映します。これにより、創出された時間、人的資源を付加価値の高い業務へ戦略的に再配置することを目指します。

【関連する個別計画】

計画名
○行政評価基本方針（毎年度策定）
○アクションプラン見直し（ローリング）基本方針（毎年度策定）
○第二次奥州市ＤＸ全体方針（2026（令和８）年度～2031（令和 12）年度）
○奥州市デジタル人材育成方針（2025（令和７）年１月改定）
○第３次奥州市行政経営改革プラン（2027（令和９）年度～2034（令和 16）年度）

※本章で掲げる目標の達成度を測る具体的な指標や、取組のより詳細な内容については、上記の個別計画において定めます。